

- 二十三代 岡田佐兵衛様 全
- 二十四代 江守 要人様 全
- 二十五代 阿部甚十郎様 全
- 二十六代 宮崎信次郎様 但足輕十八人ノ内一人三  
十俵小頭相互申候右同断
- 二十七代 岡田八兵衛様 全
- 二十八代 三浦 又藏様 全
- 二十九代 同三年九月  
同八年十二月 前田源五左衛門様 全
- 三十代 同九年二月 岡田喜兵衛様 全

〔附録〕

〔租税志〕 後山本清三郎ヲ越中ニ遣ル、與力足輕數人之レニ副フ、又改作法ヲ領會セル與力足輕ヲ郡奉行二人ニ、副ヘ能登ニ遣リ、各郡ヲ丈量セシメラル、拾  
名日記改  
作記本 改作法施行順序左表ノ如シ、格撰方

- 礪波 射水 慶安四年ニ始メ明暦元年ニ終ル、
- 新川 慶安四年ニ始メ明暦三年ニ終ル、

新川 百八村富山侯舊領萬治三年、  
六村大聖寺侯舊領

加賀藩、金澤割場附足輕二十人を高岡町附定詰とす、

〔高岡市沿革志〕 承應元年、金澤割場附足輕二十人 扶持米拾  
五俵宛ニ、高岡町附定詰  
ヲ命セラル、今年替女町始マル、

〔参考〕

〔富岡市沿革志〕 萬治元年町附足輕二十人ヲ別テ、町廻十二人瑞龍寺門番八

人扶持米ヲ増シテ拾八俵宛ヲト改正セラル、  
人給シ居屋敷七拾歩宛ヲ與フト

延寶五年今年町附足輕二十人ノ外ニ、小頭一人ヲ増サル、

承應二年癸巳 百紀元二千三  
百十三年

七月 甲午  
朔

加賀藩士本多政長の僕、富山藩士片岡平右衛門を辱しむ、政長老臣を自刃  
せしめて利次に謝す、

〔前田氏家乘〕 承應二年七月、金澤藩臣本多安房守放鷹シテ富山ニ泊ス、偶マ

市中于蘭盆會踏舞ヲナス、安房守從僕夜間散步戯レテ舞場ヲ亂ス、片岡平右衛  
門途ニテ之レヲ見テ、其暴行ヲ論シ且ツ退ケントシ刀ヲ拔キ、之ヲ嚇ス、從僕數

輩奮然平右衛門ヲ擒ヒ恥ヲ與ヘテ遁逃セリ、平右衛門怒ニ堪ヘズ、直チニ其頭  
役生田四郎兵衛ニ具狀シ、且曰ク士ニシテ彼レカ僕ニ辱メラル、之ヲ雪カスハ  
アルヘカラズ、明朝安房ヲ途ニ要シ撃テ以テ自及セン耳ト、四郎兵衛之ヲ聞キ、  
猶豫是非ヲ判セス、安房守夜ヲ侵シテ去ル、平右衛門志ヲ遂クル事能ハザリキ、  
翌朝公之ヲ聞セラレ、平右衛門ニ屠腹ヲ命セラレ、當時平右衛門ト同行セル輩  
ニハ皆祿ヲ没シ閉門ニ處セラル、四郎兵衛頭役ヲ奉シ、平右衛門ヲシテ恥辱ヲ  
雪ガシメザリシヲ以テ閉門ニ處セラル、本多安房守金澤ニ歸リ、平右衛門ノ罪  
ニ處セラレシヲ聞キ、平右衛門ニ恥ヲ與ヘシ從僕ヲ糺シ、五人ヲ殺シ以テ罪ヲ  
公ニ謝ス、公聽カス怒リ甚シ、利常公神谷圖書ヲ使トシ和ヲ講セシム、公猶肯セ  
ス、此ニ於テ安房已ムヲ得ス、其老臣藤井雅樂ヲ自及セシメ深ク公ニ謝スト云  
フ、此レヨリ禁令ヲ發セラル、之ヲ盆觸ト稱ス、其略ニ曰ク、踏舞相撲辻立、夜深寺  
院ニ參拜シ、婦女ヲ携ヘテ市中ニ出ル勿レ、

〔御家舊記略〕 其頃本多安房守富山へ鷹野に被參て、止宿之時に其時分おと  
り時行て、富山町端にておとり在しに、房州家來鎧持中間杯、其夜おとり場へ出  
けるに、又御家中片岡平右衛門を始四五輩、是もおとり場へ行ける、然る處に房

州之家來戲事に乘し口論に及て、平右衛門刀を抜けば、大勢立かゝり大小もき  
とり、打擲して房州家來ちり、に成ける、此口論は平右衛門草履取をおとら  
せと、房州家來たのむれて口論仕出しけるに、踊り崩れ、平右衛門達もちり、  
にぞ成にけり、斯て右之品、平右衛門、頭生田四郎兵衛へ及、該家一分難立品に候  
得者、房州罷歸候途中にて、鉢らひ、鐵炮にて打候て、切腹仕度旨申述る、頭四郎兵  
衛右之段聞届候へ共、私として差圖成かたき事なり、右趣を得御内意候て可申  
達とて及猶豫、其内事延て房州も金澤へ罷歸けり、右之初末利次公達御聞けれ  
り、以之外御機嫌あしく、平右衛門は切腹被仰付、同道之輩御暇被下、或は閉門被  
仰付けり、生田四郎兵衛も右差圖み及候は、平右衛門可途本意處、其義無之無  
調法ありとて、閉門被仰付けり、本多氏も家來不届を聞て、其場處へ出候ものは  
殺害申付て御侘にも及けれ共、御堪忍不被成、追日事むつかしく成ければ、利常  
公之御聞にも達して、神尾圖書を以て御侘被仰進、富田右衛門尉方、圖書差して  
其品々被申述べければ、御承引無之、房州以之外及迷惑遣ければ、其上利治公よ  
り茂被加怒言遣ければ、猶更六ヶ敷成り、房州にもせんかたなく、家司篠井雅樂  
に切腹被申付けり、利常公よりも再三之御侘言にて、漸事濟けり、片岡平右衛門

は身代二百五十石にて、異風組大筒打なり、右喧嘩場所の今の五番町真興寺の寺内ありとぞ、承應二年の事あり、

承應三年甲午 紀元二千三百十四年

正月 壬辰

十二日、癸卯、加賀藩十村の組割を定む、

〔年代記〕 承應三年甲午正月十二日、改作之義盛被仰付、伊藤内膳殿、園田左七

専相勤と云々、十村組々村割被仰付、後世迄通り組々相成、

七月 己丑

加賀藩租税法を制定す、

〔三州志〕

七卷 餘考

秋七月二十九日、税法成ル、因テ移牒シテ爾後藩士ヨリ、采

邑ノ農夫ヘ直ニ年税ヲ促スコトヲ禁ス、此時松崎三郎左衛門、園田左七、岡本小  
耶本行アリ、時ノ司農ハ前田七郎兵衛也、景周又一書ヲ見ルニ、是ヨリ以前モ高  
物成ノ法有テ、其給人ヨリ納米ヲ秋初ヨリ、年暮マテ取納ム、若シ其税滞ルモ高  
キハ、私曲トシ、其農夫ヲ給シ、泥漕ニ沈置テ、農夫モ債ル、然アレトモ、農夫上納中下税全ク  
ルコト能ハサレハ、免ナレハ、免ニ給人ノ損分トナレ、農夫モ債ル、然アレトモ、農夫上納中下税全ク  
有テ、一凶免ナレハ、其不足努力セ、此開作法、立テ免キル等ノ豊歳トアイヘト民ニ  
税有テ、凶免ナレハ、其不足努力セ、此開作法、立テ免キル等ノ豊歳トアイヘト民ニ  
コト大旱ニ、雨ヲ得ルカ、如クナリ、

〔参考〕

〔石埼記録〕

租税ノ未進ヲ徴收シ、若クハ藩ヨリ百姓ニ稱貸セシ、米金ヲ徴收

スルニ、息ヲ加フル沿革左ノ如シ、

寛永五年二月十日ノ令ニ曰ク、稱貸米ハ一年二割、金ハ一割ノ息ヲ加フ、八年三  
月十三日ノ令ニ曰ク、去年給人ニ納ムヘキ貢租ノ未進ハ、六月晦日以前ニ納ム  
ヘシ、若シ期ヲ踰エ銀ヲ以テ納ムル者ハ、夏拂米ノ最高價ヲ以テ之レヲ納メ、二  
分半ノ息ヲ加ヘシムヘシ、若シ米ヲ以テ納ムル者ハ、四割ノ息米ヲ加ヘシムヘ  
シ、正保二年、算用場覺書ニ曰ク、去年ノ未進米ハ本高直拂ノ値ヲ以テ八月限り  
納メシム、猶限リヲ過ル者ハ、一月一步七厘ノ息ヲ加ヘテ納メシム、承應三年八  
月廿九日ノ令ニ曰ク、百姓進納銀、限月ヲ踰ル事一月ナルモ、其息ヲ免ス、若シ二  
月ニ至ラハ、則一步七厘ノ息ヲ加ヘテ進納スベシ、又曰ク、代官既ニ銀ヲ百姓ニ  
徴シ、未タ之ヲ庫ニ納メス、越テ翌月ニ至ルモノ、十日以前ニ納ムル者ハ、息ヲ加  
ヘス、十日以後ハ、一月二割ノ息ヲ加フヘシ、其息代官之ヲ出スヘシ、萬治二年ノ  
令ニ曰ク、正税及稱貸ノ還金期月ヲ踰ル者ハ、一分七ノ息ヲ加フヘシ、但春秋夫  
銀ハ此限ニ非ス、

七月 朔己丑

神通川出水、舟橋の舟數艘流失す、  
〔神通川舊記〕

一 今月廿六日、御札到來、仍神通川水出様子、別紙書付入御披見候處、ケ様に舟橋切殊に水手乍乗舟四五艘流候由、何も油斷故と被思召候、  
一 舟流候程之儀、前廉より水之様子、これ可申處、せうをもあけ置不申儀、何も前日より相詰被申間敷と被思召候、  
一 かこ流候儀、第一人之命たいせつ成處、ケ程之仕合沙汰之限と御意ふ候、可被得其意、恐々謹言、

八月廿八日

奥村因幡  
津田玄蕃

角尾五左衛門殿  
富田三郎右衛門殿  
田邊佐五右衛門殿  
山崎半左衛門殿

十月 朔丁巳

四日、中、幕府の命に依り、始めて丸銀及び寛永通寶の新錢を用ゆ、

〔三州志〕 十七 餘考 今年マテ銀餅並ニ古錢通用ノ處、國命有テ封内モ江戸ナ

ミニ、丸銀及寛永通寶ノ新錢ヲ用ユヘシトテ、是ヨリ通用ス、新錢ノ成ルハ既ニ  
○ 通用ハ今年ヨリ也、江戸近江ノ直坂本ト取テ、今ヨリモナルハ、  
ク、此三州屋敷ニ出直段極メ外ノ直坂本ト取テ、今ヨリモナルハ、  
年、六月朔ニ賽セリ、天ノ用ニ、永周按ルニ、古事ハ新錢ニ白石ノ「五」字ハ、  
ハ、三年十二月、永樂ヲ止メ、成ル世ニ用ユ、京錢トハ、異朝ノ古錢ニ、  
河、其カハ、ナリ、其後、慶長ノ加賀、大判、小判、一、分、丁、銀、豆、銀、板、等、  
元、此、外、世、金、銀、新、錢、ノ、改、曲、ハ、別、記、ニ、ア、リ、等、  
コ、ト、此、外、世、金、銀、新、錢、ノ、改、曲、ハ、別、記、ニ、ア、リ、等、

〔年代記〕 承應三年十月四日より、御國錢遣始る、

〔御年表〕

一 加越能三州一統ニ、今年迄灰吹錢銀ヲ用、錢遣無之、然ラ灰吹ヲ被停止、江戸並ニ寛永之新錢可遣旨、被仰出錢遣ニ成、

加賀藩、高岡の檢地を行ふ、

〔高府安政錄〕

略〇前 十月十六日ヨリ廿六日マテ地子地竿入、同月廿九日、能美

郡小松城ニ於テ檢地帳ヲ呈ス、係奉行森川勘解由ナリ、

〔高岡市沿革志〕

承應三年十月六日、日ニ作ルヨリ高岡全町ニ竿入アリ、二十

六日檢地皆済ス、

十二月 朔丁巳

二十日、兩綱紀、瑞龍寺に寺領を寄進す、

〔瑞龍寺文書〕

下關村郡

以分國之内、從先年寺納之地相改加而參百石之所、令寄附畢、全可有所務之狀、仍如件、

加賀少將

承應三年十二月廿日

綱 利

加賀守就在江戶一判如此

小松中納言

利 常花押

瑞龍院

禁制

高岡瑞龍院境内

一 猥剪採竹木事

一 殺生之事

一 牢人隱置事

右堅令停止、訖、若違犯之輩、於有之者、可處嚴科者也、

承應四年三月廿日

利 常花押

〔參考〕

〔北藩秘鑑〕

一 寺社方御寄進知等高

一 三百石

高岡禪

瑞龍寺

一 五拾石充

瑞龍寺塔

東漸院

一 三拾石充

瑞龍寺塔頭

林洞庵龜占庵法性庵

一 五拾石

高岡

繁久寺

一 五拾石

今石助禪

永傳寺

後明天皇承應三年

- 一六石八斗 氷見禪 光禪寺
- 一拾二石三斗九舛射水郡西田村 國泰寺
- 但御寄進狀には田地林被下と有之、高に積如此
- 一百俵地 立山惣名天台 岩崎寺
- 内三石九斗二舛御供并神事入用の四十六石八舛衆徒配分
- 一百俵地 立山惣名天台 芦崎寺
- 内衆徒并社人配分
- 一六石七斗九舛二合地 射水郡二上山同宗 養老寺
- 但別當社僧配分
- 一二拾石 礪波郡安居村同宗 安居寺
- 外山鏡三百文
- 一二拾石 新川郡大岩山同宗 日石寺
- 一二拾俵地 射水郡氷見一宮同宗 慶高寺
- 一百俵地 新川郡明日山同宗 法福寺
- 一二百石 射水郡古國府一向宗西方 勝興寺

内七十五石先年より被下、百二十五石正保四年より、外に千俵當時御合力米

一三拾石 礪波郡埴生八幡神主 上田右京

一十二石五斗 高岡稻荷五社神主 關陸奥權守

寺社觸頭

禪宗 曹洞派 瑞龍寺

真言 明王院

一向宗 西方 勝興寺

礪波郡井波東方 瑞泉寺

同 城端 善徳寺

社家 關陸奥權守

承應中 紀元二千三百十四年より

射水郡大門、新礪波郡、福岡の町立つ、

〔増補大路水經〕 承應二年に町立に被仰付、大門新町略○中 承應年中町立に被

仰付、福岡村

### 後西院天皇

明曆元年乙未 紀元二千三百十五年

四月乙卯

十二日、丙寅利常、八講布等を幕府に獻す、

〔三州志〕雜錄餘考 夏四月、微妙公東觀、十二日登城、八講布五十匹、時服十領、金

十枚ヲ獻ス、

#### 〔參考〕

〔越中寶鑑〕上 戸出、石動、津澤等の近郷より製出するものなり、越中にては往昔より布を織り出せとも、八講布を以て最も著名なりとす、和漢三才圖會にも、高岡石動の八講布は、苧麻にて其色雪の如く白くして、奈良晒に亞ぐとあり、傳説曰く、往古彌波郡今の北蟹谷村、大字八講田邊なりとも云ふに、法華八講舊跡の梵刹あり、古へ其の近郷より布を織り出せしを以て、遂に八講布と稱ふるに至れりとす、

### 是歲庄川洪水、

〔加越能三ヶ國御繪圖被仰付候覺書〕

○石崎記 錄所收

#### 庄川之事

其後明曆元年、庄川水流千保川江決、而高岡瑞龍寺危し、依而柳ヶ瀬舛形川除爲御普請、奉行伊藤内膳様御出被仰付候事、

富山藩々士の徽章を定め、馬印、奉行羽織、差物、母衣等の制を立つ、

〔前田氏家乘〕 明曆元年 ○中幕府十萬石の軍役を定む、騎馬士百七十、鐵炮三

百五十、弓六十、槍百五十、旗二十とす、於此藩士の徽章を定め、大小馬印の制、諸頭取、使番、奉行羽織の制、小性馬廻、差物、母衣の制等を立てらる、

利常、小松に於て、新川郡島尻村刑部を引見し、三ヶ國十村頭を命す、

〔石崎記錄〕 明曆元年利常卿、小松ニ於テ品川左門取次ヲ以テ、新川郡島尻村

刑部ヲ御目通へ召出サレ、小判及ヒ紗綾ヲ賜ハリ、且中村久悦取次ヲ以テ、三ヶ

國十村頭ヲ仰付ラシメ、刑部由緒書

婦負郡奥田新村を開く、

〔富山御領舊事略〕

一高千四百六拾八石餘

奥田新村開

此高承應四年ニ八尾村庄兵衛桑場用水ヲ見立開始申候、  
新川郡海岸海嘯あり、

〔下新川郡入善高等常小學校報告〕

明曆元年及全二年ノ二回大海嘯アリ、濱邊ノ諸村水中ニ没シ、蒼田變シテ砂礫トナリ、家屋人畜ノ被害無數、村民大ニ困窮セリ、當時今ノ入膳村(金澤ト稱ス)ノ多數人家ハ海濱ニ在リシモ、時ノ境ノ關守長谷川宗左衛門檢閱ノ上、今ノ入膳町並ノ位置ヲ相シテ散居セシメ、海濱ノ街道ハ修覆スヘクモアラネハ、舊道ヲ距ル約十二丁余ノ南方ニ新道ヲ通シ、初メテ當地ヨリ古黒部ヲ經テ、泊ニ達スルコト、ナレリ、

〔下新川郡上原尋常小學校報告〕

吉原村ハ、北方一面富山灣ニ臨ミ、古ヨリ往々海水ノ爲ニ沿岸ヲ洗ヒ流サル、明曆元年ノ海嘯ニハ草高二十石、同三年ニハ八石、其他海岸ノ防砂林ヲ失ヒ、字釜ノ前ト稱スル處ニアリタル砂山モ、今ハ其痕跡ダモナキニ至レリ、現今海岸ニ建築シアル惠比須堂ノ如キハ、實ニ前後五回モ洗ヒ去ラレテ、漸次敷地ヲ後退セシメタルモノナリト云フ、

〔參考〕

〔入膳宿由來記〕

下新川郡横山尋常小學校報告

一昔ヨリ奥街道と申す往來に候處、元和年中ヨリ江戸御往來繁用に相成候、中略明曆元年、同二年の大津波、泊り宿並ニ赤川村横山村の道橋へ無淀打掛、大變至極の有様にて往來指留り申候境の關守、長谷川宗兵衛様御見分相成、夫々願の上泊り宿は惣家立仕、赤川御收納中出御藏は、横山村へ所替、道筋は古黒部村中へ御附替被仰付候、横山村は道筋より十二町濱手に離れ候に付、宿驛指除云々、

明曆二年丙申

紀元二千三百十六年

三月朔庚辰

二十九日、申戊利次の小性梶原某等、富山を騒がす、

〔御家舊記略〕

二年三月二十九日、富山騒動之事有、其趣利次公、隨分兒小性を被成御吟味被召仕ける中にも、橋本主殿、梶原左内は別而の御懇にて被召仕けり、成長して二十歳に成頃、また速水助之丞とて、是も勝たる美少年にて、御側近く被召仕けるに、梶原左内と助之丞密通して無二之入魂なり、其頃主殿は惣御目付役勤けり、又歩行に上田市之丞、是も兒小性之目付なり、此もの最初左内召



仕取立御徒行に出しける、明曆二年二月下旬之頃、梶原速水は、懇ろにいたし忍逢ふよし、御目付之目にあまり、御家中に隠なし、上田市之丞思ふ様、我は左内に恩を得たり、然とて主命を背事之別ての大罪なり、兎や角と分別難辨して、橋本主殿に語ければ、橋本聞て、汝は左内取立也、我等も一所に出て別て無佗思ふより、暫先御聽に達する事無用の旨、さんくんに叱りけり、市之丞之を聞き主殿被申去言なれとも、主命を背事勿躰なし、若外より御耳に立ならば、孰れも同罪の身なるべしと、頓て書付を調、利次公江差上ける、利次公いか、御思召有けん、何とも不被仰付、其由誰いふともなしに、橋本主殿より御聽に達しける由、方々に沙汰せり、左内も助之丞と何とやらん、御前疎々敷成ければ、兩人共に思ふ様、さて主殿より注進に及事疑なしと、又主殿をうらみけり、御事主殿夢にも知らずして、我をにくむ不思議さよ、兎角隠便なり難しと、或時書付以言上に及びける、定て上田市之丞より御聽に立可申候、梶原速水密通紛無御座候旨申上る、利次公聞召て、左内を被召寄、兩目付之書付を左内に被下、汝不屈と思ひとも取立用事も申付來、其上小松には他國者召置事かたし、御制度被成けるに、夫を不用なる也、唯今汝等を申付るものなら、我目違之處、外聞も悪敷、間此度は赦免す、已後

嗜可申由被仰聞ければ、難有御意言語に絶する處也、梶原先辱奉存候旨御禮申上、御前を致退出候得共、梶原は妻子はいまたなかりけり、老母有ければ、左内母は近付いふ様、我主命を背御目を聞かしければ、はや御耳に立ちぬ、彼隣人共を打殺し、自害可仕と存候間、母上は京へ送るべし、御用意被成候へと申ければ、母聞て、京都とは何事をや、武士の家左様之事なきにあらず、我も一所に敵に助太刀打、共に自害せん、何之苦勞の有べきは、や、智略を廻らせと有しかば、左内大に悦ひ、三月二十九日之晝より、頭秋山志摩方へ、主殿と左内を中直りの振舞と究ければ、夫前に家内之婿を明んと被申ける、扱召仕男女共に衣類金銀をあたひ、宿々へ休みに遣し、すくにあさひ山、二上山、大岩の參詣とぞ申渡す、何もよろこひ罷在ける、扱彼上田市之丞を呼寄、御掃除坊主之林清と速水助之丞、左内家來上坂治左衛門と三人申合置ければ、市之丞に菓子酒杯進め、左内申けるは、市之丞、此度我等を注進す、其禮申さん覺語致せと言もあへず、取手に繩をかけ、手にはのみ、槌、小刀、鋸、鎌にて、なぶり殺しにして、面の皮をはぎ、臺所の庭へ投出す、はや九ツ時分にも成ければ、左内は秋山方へ參なれば、母上にいとまして、家來治左衛門に仕回之事申付、助之丞林清に萬事頼申也、さらばといふて暇乞、

志摩方へ左内は參ける、扱三人の物共は、兼て申合置ける事なれば、いさ母上覺悟ましまして、小脇差をまいらせければ、母は脇さし受取、各能仕廻可申由にて、心元指立ければ、速水と、めをさし、茶の間の爐によくした、め、炭四五俵移し、懸ヶ四方より火を吹つけ、大方姿も變る頃に、いさ治左衛門は左内へ案内申せとて、兩人に暇乞、秋山方へ治左衛門は參りけり、速水及林清は、最早治左衛門、秋山方へ着候、はんと、いさや家々火掛んと、松明に火を付、口りく、に火を燃し付ければ、身代に過たる家の事なれば、夥敷焼上る、去程に秋山方には、梶原左内、橋本主殿始として、御徒行大森五兵衛無双之小歌謠なりければ、彼を加へ互に宿意打解て、以來猶可爲懇意、大酒盛にしみく、心をめす、折節左内家來上坂、態御目出度旨式台へ參る、左内立出でて、仕迫之様子を聞、心得たりとて、座敷入主殿を呼立て、今度之一卷堪忍難成と、抜打に切ければ、主殿抜合する間もなく、三刀に切伏られけり、續て左内を治左衛門介錯しければ、其音兩度座敷江聞へ、何處驚き立出る、秋山は急に飛出治左衛門を切、其外有合者も治左衛門を切殺しけり、所にやれ御城こそ、火事よと呼は、夜に入て之事なれば、猶上を下へと、喧嘩と火事に騒動す、火事は御城にては無之、梶原か宿處也、角て左内か宿所には、中

庭に酒樽ニツならへ杓を立門を閉て、近邊江寄者を内より速水と林清兩人、鎧長刀之鞘をはつし、上下を嫌はす突ふせ切倒し、酒を酌ては息をつき、來れば突落し、雜伏ける間、死人九人、手負拾貳人と、聞へける、富田右衛門尉給人壹人、馬上より突落されけり、御步行松井清左衛門も打連れたり、火も鎮り人も不入來ければ、速水助之丞と林清と差違果にけり、御吟味有て、林清が一門六七八人御成敗被仰付けり、梶原左内身代は五百石、橋本主殿は七百石、速水助之丞は百五十石、孰れも他國者なり、梶原か死骸は一向宗專福寺に移し、今墓所有り、左内居屋敷は、今は堀田左兵衛隣西の方、明屋敷なり、上田市之丞殺して首を滓泥に包隣へなげ捨けるといふ説もあると、橋本は覺證寺江執置けり、以後天澤寺の願に依て、爲茶燈料田地方にて千歩之跡被下けり、于今覺證寺御朱印の物ありて、退轉無之、千歩覺證寺寺地なり、右騒動之折柄、本多安房、富山旅籠町に一宿して居けるか、騒動を聞て、先年の事に手懲やいたしけん、其夜俄に發足して、被歸けり、

○本條前田氏家乘は明曆元年に係く、今御家舊記略に従ふ、

〔參考〕

〔前田氏家乘〕 明曆元年、小性梶原左内なるもの、橋本主殿を殺す、初め主殿左内共に年少の美色ありしを以て、利次公の寵を蒙りしが、小性目付役上田市之丞兩人の品行正しからざるを上聞せしに依り、公の訓諭を受く、左内己れの家に火を放つ、左内の老母自刃し、其僕治左衛門、掃除坊主林清共に左内を扶けて若干人を殺し終に火にじて死せり、

八月朔丙子

三十日、乙加賀藩、礪波郡石阪出村の田に就き、一步刈を爲さしめ、以て租法を定む、

〔租税志〕

慶安元年ヨリ四年ニ至ルノ間、毎歳一步刈ヲ封内ニ行ハル、日翁然レモ、其法記録存スル者無シ、明曆二年八月晦、封内各郡ノ田米幾許ヲ得ルヲ知リ、免相ヲ定ムルノ法ヲ立ント欲シテ山本又四郎ニ命シ、礪波郡石阪出村、百姓吉兵衛ノ田ニ就キ、一步刈ヲ爲サシメラル、上中下三等ノ田、各四歩禾ヲ刈リ、上田ニ糙五升七合、中田ニ五升一合、下田ニ三升五合ヲ得タリ、通計田十二歩、糙一斗四升三合ナリ、此糙穀ヲ去リテ、每一步ノ米五合八勺三撮、即一段三百六十歩ノ米、二石九斗八合八勺ナリ、内二斗四升一合六勺、口米夫銀二銀ハ、一石ニニ當

ル者ヲ除キ、一石八斗五升七合ヲ斗代ト爲シ、即免相四ツニシテ、四公六民ノ租法ニ従ハル、十二冊定書、改作方勤仕、改作方難留、改作方舊記、附一步刈ノ法、無底箱内法、方六尺三寸深五分ナルヲ造リ、改作方舊記、附録之ヲ稻田ニ置キ、其内ノ稻ヲ穫ルナリ、一村ニテ上中下各三等ノ田、各四歩ノ稻ヲ刈リ畢テ、糙ト爲シ之ヲ蒸リ乾カシ、穀ヲ去ルナリ、享保六年三等ノ田、各四歩ノ稻ヲ刈ルヲ減シテ三歩ト爲シ、改作方舊記、附録十年又減シテ各一步ノ稻ヲ刈リ、糙ヲ蒸ルコトヲ廢シ、生糙ノ半額ヲ假リニ米ノ量ト爲シ、斗代ヲ定メタリ、改作所、現出寫

〔参考〕

〔五考並補遺〕 越中は、壹石の斗代貳百四拾歩、加州は、貳百歩成故、加州越州の百姓大に損徳ある様に思はるれと、曾而損徳なき事也、耕稼春秋に、斗代歩當リヤウに旨へる者、誤なり、免を定め給へる法者、上中下三所にて各三段すへて九と亡父常にいはれたり、其郡の斗代を以て、草高壹石の出来米を圖り、是を四公六民にして免を定る法也、然れば、斗代に多少ありても、夫々に應じて四公米出る故少も損徳はなし、斗代歩當りの多少によりて、損徳者なれば、四公六民の多村は下に損あり、故に昔者五公五民、如斯法者そなはりてあれとも、承應中御三公七民もありし由、舊記に見えたり、

改作の時、御領國一村一々の御檢地を以數を極め、一步苅を以免を定め給ひし物にてはなし、御改作以前の高免を據とし、又御給人の心々にて取居られし免を平均し、金澤着米等をも御止ありて、夫等をも圖り込み、又稼ある村は稼を見込、免圖り有し事なり、是等の事のくはしきまは○中然れ共、かくて者猶甲乙ありける故、よき時は手上高、手上免被仰付、あしき時者引高引免被仰付、追々甲乙を平均し給ひし也、如此なし給ひし事なれば、斗代歩當りの多少にもよらず、上田下田の多にもよらず、下に損徳なき事也かし、

是歲高岡瑞龍寺竣工す、

〔三壺記〕

十四

越中高岡の利長公の御菩提所、并御墓所御造營、正保年中に、山門は佐久間彌右衛門御奉行して出來す、御墓所に繁久寺は、昔守山に御在城の時、海老坂の繁久寺御參詣の御寺成を御墓所へ被移、扱明曆年中に、御大工山上善右衛門に被仰付、漢朝の徑、山寺の指圖工地を爲作、御覽被成所々御好出來し、御奉行人代はり高岡に相詰諸人等無油斷大方丈には、御本尊は尊靈の御位牌奉崇、建額は則瑞龍院と隱元禪師の手跡也、御佛殿に有て唐佛の釋迦如來、兩脇に有て大現達磨の西尊者并文珠普賢二大菩薩を令安置、額者國筆にて大佛殿

とそ書れける、禪堂には陳如尊者安置して、額を枯木堂と打、大庫裏に韋駄天、額者講釋堂と打、衆寮は茶堂、小方丈は式臺也、小庫裏は飯臺座、浴室は湯殿也、積多婆羅尊者、淨堂者雪隱也、焉首婆摩明王、鐘樓堂の鐘の銘者、隱元禪師の筆作也、隱元の額の外、何茂額者玉母の筆跡也、山門には觀世音菩薩、十六羅漢、鎮守堂に者大慈大悲觀世音薩埵龍天、白山勸請の本尊に、三百石永代寺領被寄附、五塔頭、繁久寺に百石、東漸庵、法性庵、林同庵、龜占庵、康元寺是等に五十石、三十石宛被執行、御茶湯の御茶、毎年星野上林、新壺に詰上て、日々夜々渴仰無申計、午未申三ヶ年にて成就す、言談に不及、天下無双の大伽藍、職掌の御寺造り、北國珍敷御事也、拜見の人々目を驚かす、誠に御代を請させ給ふ報恩謝徳の御心さし甚深、無上の御孝養恐々奉感と諸人難有奉存、御作事濟、御一ツ御人持方御世中者不及申、御佛殿の御鐘堂、佛具寄進、中々筆紙に盡事難及御事なり、

〔國事昌披問答〕

高岡瑞龍寺之開基は如何、答云、金澤寶圓寺廣山長老也、利長公富山御在城之砌、廣山は富山に隱休し、自分に高岡に寺取立引越在候處、瑞龍公御逝去の砌、御位牌被立其節より、寺號瑞龍寺と改り候、承應年中より今の所也、繁久寺は、永祿年中於射水郡、加納中務と云者發起の由、其後高岡へ寺引越在

之候處、正保三、利常公より瑞龍公の御墓守被仰付、寺領五十石被下之候、

〔微妙院様御意覺書〕

高岡瑞龍寺御建立之御用被仰付候時分、左門久越江御意被遊候は、惣而大寺は地形第一に念を入申物に而候、左茂無之候而之、地形くるひ早損候、後々ニ至候而ハ殊外致破損物ニ候、大寺伽藍杯は、第一隨分地形を念ニ入候儀專一ニ候、瑞龍寺兼而存候よりは、地形手間懸申候、何卒早く出来候様致度候、身共は故肥前殿之恩を請候事大成儀ニ候、大納言殿は親と云迄の恩にて候、故肥前守殿恩は何共可申様無之候、此等は我等付居候而成共申付度候得共左様に茂成不申候、我等死候か近寄候ニ付急申事ニ候、少取懸成申由御意被遊、御悔み御様體ニ被爲見候、

〔御年表〕

越中高岡瑞龍寺去々年、午の年より御造營に而、異朝之徑山寺被移、今年三年を経て成就す、此寺は同國森山ニ御在城之時、繁久寺とて有之高岡へ被移、御本尊は唐佛之釋迦、寺門之額は、隱元禪師之筆跡、本寺には寺領三百石、繁久寺、百石、御塔頭、東漸庵、林洞庵、圓江庵、康見寺等、寺領今年より高岡瑞龍院殿御墓所は、茨木右衛門、山森吉平、富永勘解由、左衛門、富田内藏、助神尾數馬、榎四郎、左衛門、毎月二日替々參詣仕候様被仰渡、萬治二年より三月十八日此事止、

〔三州志〕

今年高岡瑞龍寺落成、茲注ニ云、承應三年ヨリ興造、今年落成、寺領三百石ヲ寄附シ繁久寺ノ舊地ニ立、此ヲ以テ繁久寺ニ五十五石ヲ寄附ス、五塔司ナリ、所謂東漸庵、法性庵、林洞庵、龜占庵、康見寺也、高岡山、大雄殿、瑞龍寺ノ三額ハ、明僧隱元書ス、香積堂、枯木堂、祝控堂ノ三額ハ、僧月舟書ス、正保三年ノ三十三回慶長十九年瑞龍寺ノ神版ヲ置ルハ、タメニ小刹ヲ建テ、其後正保三年ノ三十三回慶長ニモ、其マ、ニテ亦ス、此ニ至リテ、初メテ新ニ建立シテ、伽藍成ルニト見ユ、此事瑞龍寺傳トハ、年月小異アリ、其事ノ詳ナルハ、景周編輯シテ、伽藍成ルニト見ユ、此事

〔金府舊記〕

一問高岡瑞龍寺御建立は何頃候哉、明曆元年出来也、但三ヶ年にて成就す、此寺は守山御在城之時、繁久寺と云寺有り、是を今の繁久寺之所へ被移、御墓を被築、其舊地に爲瑞龍寺、公江中華徑山寺を模し建立、本尊は唐佛之釋迦、寺門之額は、隱元禪師之筆也、寺領も三百石を付給ふ、此時より瑞龍公之御墓所へ、毎月二十日、茨木右衛門、山森吉兵衛、富永勘解由、左衛門、富田内藏、允、神尾數馬、榎四郎、左衛門等御代參を勤、萬治二年に至りて止、

〔參考〕

〔高岡開關由來〕

一瑞龍寺御開關は、瑞龍院様富山御在城之時分御意を以、開山廣山和尚御招被成、慶長十八年高岡へ右和尚御引越法圓寺與號一宇御建立、瑞龍院様御逝去

之後瑞龍寺與寺號改申候

御再興之年號并御奉行等之事

一山門鐘樓御建立正保年中

御奉行 佐久間彌左衛門 山上善右衛門  
山路九郎兵衛 黒田太右衛門

一大方丈御建立 明曆年中

立前御奉行奥村河内殿 笹島市右衛門  
中村新照

加御奉行 近藤 數馬 御大工 山上善右衛門  
澤崎太右衛門 中村半次

一小方丈書院共 明曆年中

御奉行 富田 七兵衛 御大工右兩人  
澤崎太右衛門

一衆寮 明曆年中 所替御建立

一御佛殿御建立 萬治年中

一大庫裏御建立 同斷

御奉行前田頼母殿 小西吉右衛門林忠左衛門笹島市右衛門 御大工右兩人  
松崎十左衛門寺西新七笹島庄右衛門

一小庫裏御建立 萬治年中

御奉行 中田 助 佐 御大工同斷  
坂野 市丞

一山門鐘樓惣門 萬治年中所替御建立

御奉行 笹島市右衛門 寺西 新七 御大工同斷  
笹島庄右衛門 松江 元助

一降頭廻席鎮守堂 寛文年中ニ至出來

風呂屋禪堂裏門柵門 寺 西 新 七 印牧庄太夫 山上善右衛門  
御奉行 笹島市右衛門 杉江 兵助 中村 新丞

右御再興は正保年中より追々諸堂御建立被仰付候明曆二年二月より御普請  
初め寛文三年五月迄御寺成就仕候

一寺領知三百石御寄附則御一行并御制法之御判物御座候

一寺屋敷總步數三萬三千六百四拾三步御拜領地之內  
三千六百九拾步 下馬道打廻 千五百步 東漸院屋敷  
千百步 龜占庵屋敷 千百步 林洞庵屋敷 千百步 法性庵屋敷

一山門額 高岡山 一方丈額 瑞龍寺 一大庫裏額 香積堂  
一禪堂額 枯木堂春睡 一降頭額 降頭 一風呂屋額 浴室  
一佛殿額 大雄殿 但黃藥隱元書印二 一祝聖 修正 陞座此  
三枚春睡名なし

○中略

塔司知識

一三百石 瑞龍寺 一五拾石

東漸院

一三拾三石 林洞庵

一三拾三石

龜占庵

一三拾三石 法性庵

〔越中國高岡山瑞龍閣記〕

越中國高岡山瑞龍閣記

此記寬政己未五月歲之瑞龍閣享和辛酉之春活湛和尚  
再乞增註暨龍公尊傳故加愚註且附錄公傳略而應其需

中粵伊彌頭縣伊彌頭水也見高岡古所謂塞口耶塞口古地名見于源順倭名類  
上莊正韻云關塞門也新井君美東雅亦註關塞也備非常景周按古有彌波關多載  
萬葉以下國風之什疑是塞口以彌波關口得此名耶又按口戶也通口之義也孟子  
所謂數口之家可以徵矣在吾國則古事記所謂晴立王占曰自那戶遇路背自  
大坂戶遇路背之類是其字例也蓋射水在彌波之鄰縣即是為其戶口者思矣  
景周稽諸往史中名關楮相傳古下關野邑邊有曠野關野神鎮座之今所謂客館址  
每歲三月其神會我大氏類大清祭城隍神之例此時或設山棚々車鼓吹易耳燦爛  
眩眼其繁華甲于我三州諸社神會蓋關野名出于茲廟祝亦通名關越後也或天正  
五年八月五日自柴田勝家與鶴見與右衛門采邑目錄有關野百一十石蓋永祿天  
五斗或今有上關下關二邑名又今高岡街有關町名是等皆古之遺徵耶將石黑光  
正之鯁墟而蛇虺屈蟠響蹄跳游毒葛亂棘胥塗路云永祿己未神保光氏將石黑光  
從推名豐前振武感此時神保長職據山登藤淨舟據城生各深減同墨養其錄上  
杉謀信分軍入隊挾擊神保推名于關野甲越兵士驚潰謀信追北斬首七百六級又  
天正丙子謀信擊我甲涉神通河使射水縣神保諸將各割據所將久我二世讓國  
世但馬益木中務游佐信濃抗關野謀信夜擊敗之事詳于予親歷餘考我二世讓國  
後養老富山城城地在新川縣三面臨河天鼠在東神通在西北通以舟梁又有安養  
右府修補處之九年丁亥之夏成政去肥後州慶長丁酉十月龍公自射水縣守山徒  
富山城居三年已亥移金城使前田直知守富城乙巳年龍公再養老富山城景周按  
齊荒河赴富山蓋是北史丁巳上杉謀信將柿崎和泉等發甲士四千餘居山又云富山田

地方別號又云宮山城名安住城又名安城又云佐々成政城地非今城地城南中野  
 橫街中四屋而今所削城用水塘即舊濠之遺跡故築狀猶存焉然其後城地之射野  
 後君子宜論定者慶長己酉祝融煽虐城闕罹之燒及宮城天風常願寺河之失火延  
 以故公假館小津小津魚津也魚津古謂小月又謂小津小瀨道喜太閤記天正十年  
 小津城或云改魚津者在文祿乙未然景周時文祿以前魚津關見職史文祿內今境  
 津字亦散見野史事既詳予來因未概覽又此時越之交界設關於神史濟河內今境  
 之關是也云神濟公武令云北陸道神濟縣之關也則此時宜越之關而再設關於山  
 羅關壁葛棘命練將高山南坊于經始州南坊名長房南坊其通號也初號右近藤津  
 右府命諸將將之武時長房在攝之茨木城乞降而脫長房自是仕晉國祖賜邑  
 入二萬石而將武時長房在攝之茨木城乞降而脫長房自是仕晉國祖賜邑  
 家終結四洋國營築之功不日而成矣傳此以爲土木費民力而成焉此說雖全信又相  
 即今所謂此役之起原也雉堞紆餘麗離雲其殿閣乃以豐主管賜國祖豐臣關  
 白秀次伏陽遺館造之豐王賜死於南紀之高野故結構彫績之麗煥如云未豐王乙  
 秀封美濃尾張參河伊賀伊勢大伏見豐前豐後三國祖即此館不詳以祖之豐王  
 巧封美濃尾張參河伊賀伊勢大伏見豐前豐後三國祖即此館不詳以祖之豐王  
 尾人畜名籍甚自呼豐舟五世寶雲谷等顏上足也世說時賜伯祖考爲六能登關  
 矣落成後以今年八月十有六日公徒之子時屈從來諸士四百三十餘改關壁壁號  
 高岡出子韓時外傳今稱高岡者諸民頌公德取義於此必周有盛德風見聞集所  
 謂高岡壁人三休名之說恐是後說華談君子之德者所予之不取也又先是野史有  
 載高岡壁者其辨詳予越中故墟考以不復贅按此城地雖在平原東西短迤南北延

巨又北高南庫距海可二里帶莊觀二巨河草諸有舟船轉漕之便且比築城千保時  
 以可米船之合泰爲烟花之盛寮封家商比之倒置故新築龍寺于保水勢如建瓶而  
 避船險所謂日鷗三女廟前則於是水以爲外控波而奔千保者誠中自是金湯之固  
 今遺址可知焉此時高岡城下自富山守山卷木舟卷其轉屋來之地故存此  
 三十戶新構比屋列肆爲繁華一都會也今之守山卷木舟卷其轉屋來之地故存此  
 號公居六年而薨矣甲寅夏五月二十日也諡瑞龍公高岡諸臣再舉屋于金納言時  
 今金澤高岡街新成故街名出于此元和乙卯浪華之役徵公俾岡島一吉備中留守乎此凱旋後命廢  
 城上殿閣然內城外郭闕閣壕塹墻梁調馬場今猶依然足覽古焉非必如佗凶墟年  
 々爲關土墾田餘一垓丘之類也今猶古塹深不測碧水湛不止一點塵老櫻群列馬  
 樹老多枯槁故命武藏牛左國府助右再植之又云以此城上所廢殿閣之故材作客  
 館景周按客館遺圖狀館背有調馬場二傍之閣閣門左右有群殿閣之故材作客  
 館唯存武庫而鳥銃館館之屬藏之至今矣其它諸器移收金城文庫先是龍公觀  
 政雄藩樹風北海之暇要表其祖德修其遠思癸丑春立國祖暨織田右府其令眷其  
 世子信忠之廟於城側護構一香刹號法圓寺以廣山和尙爲開祖公自受菩薩戒于  
 且癸丑夏五月二十日也日公第有被剃儀而假捨浮屠法故賓天之時和尙爲公導  
 師一脫迎繁翁和尙於茶毗奉葬法圓寺龍公嘗在宮城日徵廣山和尙於金澤寶圓  
 師金澤寶圓寺爲導師茶毗奉葬法圓寺龍公嘗在宮城日徵廣山和尙於金澤寶圓  
 爾後城之修伽藍之日合此法圓寺爲一新稱瑞龍寺即今瑞龍閣中之知客寮故法



後西院天皇明曆二年  
 四寺本堂云一說奉葬公于關野繁久寺此時繁久寺在瑞龍寺所其微公在喪弗  
 堪哽咽忽發大供養心服因則鳩良材此建伽藍併禱所構法圓寺始號之瑞龍寺按  
 五月二十日當龍公十七年忌辰微公為追福一夏被附一百五十五江湖僧於瑞龍寺  
 安見隱岐水原土佐監之一說斯後正保乙酉再興按是明年丙戌以當龍公三十  
 二小松運與於高岡三十餘日命龍公前編石等之事於宮城采女淺香左京三  
 行則結香作禮傷哭追悼酸淚滿衣上冠從者亦為之皆垂淚或云至明曆丙申落  
 成則按自乙酉至丙申則經十二年而成者甚矣一說自承應甲午至明曆丙申然則於  
 瑞龍寺微公葬後至萬治己亥止之使官士春秋堂閣之鉅麗廊寮之雄富足以  
 稱大邦功德院也此舉也命良匠山上喜廣衛門取其造法於脂那萬壽寺遺使  
 安府徑山萬壽寺而求夫寺圖微公手自以著衣密緝撫試其精絕故俗呼之羽二重拭柱工  
 羽二重和朝密微之稱也按記典今所寺藏諸器正保丙戌因龍公三十三年祀祭物頭  
 諸臣交來拜且祭事畢則命散樂田主番為此祀監諸僧然而微公猶所慮弗弼於此而要比  
 泊先公五十忌期此十年忌辰在寬文癸卯然考祀典及寺使諸堂諸器為完具也惜  
 矣哉未果其志萬治戊戌薨而歎矣微公以十月十二日猶過度巨器丹漆青磁治有六  
 殿其若于藏存者微公預我聞古聖王嚴祠宇豐齋盛尸祝而俎豆之載在祀典於乎報

其恩度其靈而不敢慢易者非孝心之至哉是以於其祇園亦復廣潤而及三萬三千  
 六百四十有三百以方六尺蓋地廣潤則所觀從多而況於無塵清淨界乎故昔人既有  
 撰二十齋觀而每處題偈句者可謂得趣焉景周按圖老松古杉夾道羅列前後有四  
 區子院而護本院四區所謂東漸院龜占庵法性庵林洞庵也四區皆明曆丁酉落成  
 矣故今猶寺中食器皆上區西漸院有五十口供者存壞塹匝其內外二重而不測  
 焉是西對東漸院而欲建西漸院據有此設者之遺證也壞塹匝其內外二重而不測  
 之水湛然碧於苔當其中面始開外門行可五十步有惣門西新七等監之作焉右折  
 四十步抵鎮守神廟玉膳四緣一華表屹于其前頭所謂靈觀之一天皇廟奏樂題句  
 是也自惣門直入亦四十步抵山門正保丙戌落成佐久間綱右山路九郎兵衛之其  
 監其村河內下監藤島市右中村新丞等也此山門樓上安十六羅漢蓋華工也藥僧隱  
 元願高岡三字或云今中越磯波射水二縣有俗語唐子一種糯米土人口碑遺羅漢海  
 船載來時以糲糶包之其糲中餘一穗好事此山門也火於寶曆辛巳併鼓樓而為鳥  
 有也遺址坦平如砥今據舊礎而作假門門左右長廊也沿其右廊中而前三十武有  
 大浴室扁悅山筆蹟所謂靈觀之二宣明室離塵題句是也而西轉行三十許步抵香  
 積厨萬治中前田擊雲版鳴挂柳而為夫食法食餽粥之喫號則闔山龍象衆侶就齋  
 有玉舟所筆之橫榜所謂靈觀之三香積臺蒸雲題句是也鐘樓正保丙戌落成明  
 之十餘弓也登階數級則懸華鯨一口大鼓一面隱元銘其鐘所謂靈觀之四華鯨樓

入流題句是也沿其左廊中則入三十武所有七間淨頭側安鳥瑟沙摩顏明王二字虎  
 關書而往夕現靈異云所謂靈觀之五除穢宮拍手題句是也西折不滿四十步廼僧堂  
 也堂與左廊香積厨對恒僧伽跏趺安禪有月舟枯木堂額中置陳如尊者像所謂靈觀  
 之六選佛場磨礪題句是也又進步二十許南轉行厨寮室是諸州雲水苾芻掛錫寄  
 包輻湊之資廳正保丙戌落成宮田設筵及三四十鋪也凡長廊四百餘步首尾相  
 連如環佛殿下監治中落成上監前田賴母之所在居其環之中央而層々葺高鉛葺  
 出霞獅頭吼旭若夫試上葺脊延眺則森渺蒼海萬里逼寸眼也瑤壇安奢迎稜首普  
 眼左右安碧瞳大權僉華工而金姿寶相莊嚴赫奕隱元顏之曰大雄殿所謂靈觀之  
 七大雄殿臨海題句是也對馬殿中所有二香爐津田正忠立著獻之二花瓶前田高貞  
 在明曆戊戌年距寺門可八町日本曲尺六尺五寸爲築龍公之夢壇坐心立尊碑銀  
 勾鐵畫楷法遒勁上下蟻首龜跌鏤運之美曆々圍以石柵架以石橋中唐之兩邊分  
 列石燈凡五十有八嚴乎可畏敬矣其地境之大五萬餘步云正保丙戌落成宮城采  
 石於石州彌室山使石工作石塔石壇是與上註徵公運與於高岡三十餘日津前直翁  
 今傍原町邊今寺永祿壬戌射水縣南條堡主加納中務者淑于南條後從地于高岡  
 殿開殿用之客館亭作樂久寺可參久寺坐傍獨松鬱葱鶴將雛所謂靈觀之八積翠松  
 或云以小松觀島亭作樂久寺可參久寺坐傍獨松鬱葱鶴將雛所謂靈觀之八積翠松

巢鶴題句是也又有寶池燕子花布紫水禽咬々或浮或沈所謂靈觀之九杜若洲狎  
 鴨題句是也相次有龍公闕宮山節藻稅神版裝以金漆兩畔分置嫡宗牌子頭設  
 數級實十三佛雕像國祖居常所服履屐來者而詩曰闕宮有值實々赫々其它諸祭  
 器頽敝飾彩奪目闕宮中設地故丹碧相映光華射人遊姿所謂靈觀之十白蓮花  
 者布金者耶闕宮今爲近之設其庭稍可及百餘也其靈燈花鐸香爐所謂靈觀之十一  
 出鑄工寒雄之手而銀鑄瑣嵌頗極精巧蓋安信寒雄並一時之選也香卓以奇木國  
 年五月二十日日本田政長安房守用之織金燭明曆四年四月小幡長次宮內獻之  
 央香卓明曆四年五月二十日與村榮正直隱元匾題字宿設二士日夜更番官舍廊  
 西北角有群議閣閣後植楓維昔徵公自雜通天橋畔移來云過此樹下者得無蔽  
 芾甘棠之思哉秋抄爛熳老紅如燃所謂靈觀之十二群議閣染楓題句是也請客執事  
 二寮屬複道兩側而左轉至擔石潭南岳禪師以所迎梁武官人上客名擔  
 壽蘭若園蓋狩野守景瀝墨也九年宮居今枝小幡二氏之家故守景之畫我三州今  
 猶多遺存相傳守景在金澤九年間徵公數命畫然皆無調筆之賜大抵可鋪五十筵  
 西南二面設曲廂前庭造假山所謂靈觀之十一堪笑軒假山題句是也又有觀名嘯  
 風其初壁上恒釘於苑畫幅觀名起之也俗呼隙地之間沙石玲瓏脩竹宜驟雨所謂  
 靈觀之十二嘯風觀聽雨題句是也從是經四五寮舍而登轉輪藏則三傳靈像驟然

于藏前五千梵夾堆然于架上所謂靈觀之十三者關幅望月題句是也隣之得水關面一澄池水風驅暑威披襟爲快哉所謂靈觀之十四得水關納涼題句是也池頭柳樓參差反橋隱現所謂靈觀之十五垂柳橋觀魚題句是也接之有侍局寮又有茗亭方可十笏繞可容膝地爐傍雲屯烏檀降紅建水之屬相亞鼎聲引松濤塵念頓滌所謂靈觀之十六聽濤亭轟雷題句是也亭前建寶庫聖光欺雪所謂靈觀之十七護畫皆和漢絕世之選也賞鑿之徒一顧無比之摩尼而不驚嘆焉所謂靈觀之十七護畫堂畫軸題句是也後漢書畫大小七十幅信長秀賴東照瑞龍諸公眞蹟畫一十有一軸庫邊竹林檀藥貞節虛心與禪味吻合所謂靈觀之十八此君園待風題句是也有古井甃甃鱗次淨水湧沸俯臨可數鬚影所謂靈觀之十九玉花井抱甃題句是也過之則小浴室而小鑿室而碓房而僕舍而寺庫五戶各得其所而類次去之二十步開一面水鏡碧樹四掩陰深可謂靈沼焉寶曆中有化龍之瑞所謂靈觀之二十飛龍池起雲題句是也最後行八十步至背門五十步出故外門蓋園境之大約如此是以寺風之高與賀之寶圓天惠爲下字之齊而僧祿中粵諸禪刹景周丁巳之夏奉國公歸藩之聘而拜源大王之台顏於武城之黑主殿一再景周今並奉君侯歸藩之侯文武群臣正衣冠肅齋始得知大平朝歲萬世典禮之貴於乎景周徵奉聘使奚

遺此盛本諸賦玉帛朝來歷盛周神祖制度建諸侯四門曾綴開金鎗列國珠珂  
且得花綾之賜而齋歸之路詣瑞龍閣恭謁龍公廟退接利主活湛禾上貌庶或  
觀紺殿壯麗而就逆旅還鄉後禾上風圖於景周乞之記以併粵志中所考之事  
傳諸後禪爾

寬政己未夏五月廿日

加賀州金城富田景周大賚併書

〔石埼記録〕

越中州高岡山瑞龍寺鐘銘

越中大器 無臭無聲 渾然美質 孰爲與京 唯天可則 惟德是旌  
瑞龍陰也 以奏大成 六道醒覺 咸證無生 乾坤有韻 家國興平  
聖山懿德 曰賢曰英 建寺近宅 事佛至誠 以尊唐典 中式是營  
賢孫繼志 乞余爲銘 以全厥績 風化日城 温温如玉 隨扣隨鳴  
通上徹下 日午三更 筆舌匪盡 聊叙其情 三代禮樂 天下公評

萬治二年歲在己亥朔月吉旦

加賀藩、新川郡舟見野、天神野、大海寺野を開墾せしむ、

〔租稅志〕

明曆二年、新川郡舟見野、天神野、大海寺野ヲ新墾セシメ、舟見野村久

兵衛ニ命シテ、之ヲ董サシム、越中古文書、諸事起本

〔参考〕

〔微妙公御夜話〕

越中の船見邊に今井村と申村有之候、奥村十郎左衛門殿改作奉行之時分、御郡廻り仕候時節に付候て、參り候、肝煎、百姓共に小松之邊にも、今井村申有之候、同名と申候得は、小松邊之出村にて御座候由申候故、是は遠所江之出村と申候所に其事に御座候、微妙院様公と江戸より被爲入候節、此所は田地に可被成所と御意にて、十村名主なり共に御詮議候得ば、五百石出來可仕由申上候、山本清三郎岡田左七坏と吟味仕候所、小松江被爲入、今井村之百姓子供二十より三十迄之者、男女夫婦被仰付、家貳拾軒之積り、農具家財も被下候て、家作出來被遣候、其時分明日罷越候と申前日に、御城江呼寄御居間之御庭へ被召出御覽被成候、品川左衛門殿にあれ、御覽候得は、一段健成者共作も可仕候、御領國は何方も同事なから、御城近邊より遠所江被遣候故、不便に思召御覽被成候旨御意候得は、未若き者共に候得とも、一同にとつと泣出(立タ)申候、夫故、今に毎月十二日は御茶湯仕、村中精進仕候由申候、外之村にては精進仕候事、相尋候所に今に堅く其通と申候間、健成事と奥村十郎左衛門殿はなし承候、

〔石埼記録〕

明曆二年五月微妙公江戸ヨリ還り、新川郡船見野ヲ過ク、以爲ク此地新田ヲ開クヘシト、十村島尻村刑部等ニ命シテ合議セシム、僉曰ク五百石ノ田ヲ得ント、更ニ改作奉行山本清三郎、園田左七等ヲシテ覆議セシメラル、小松城ニ還ル、時ニ江沼郡今江村人口蕃殖ス、因テ其百姓ニ命シ、其子女齡二十ヨリ三十ニ至ルマテノ者ヲ配偶シ、夫婦ト爲シ、銀一貫七百目ヲ賜ヒ、家二十ヲ造ラシメ、米四十三石、綿衣六十襲、及農具器什ヲ附與シ、舟見ニ移シ開墾セシメラル、徒ルノ前一日子女ヲ城中居室ノ前庭ニ召シ、臨ンテ之レヲ見、品川左門ヲシテ命ヲ傳ヘシメテ曰ク、汝等ヲ見ルニ身軀頗ル健ナリ、必ス耕耘ニ堪ヘン、加越均シク是レ封内ナリト雖モ、城ニ近キノ民ヲシテ之レヲ遠境ニ移スハ憫然ナリト、是ニ於テ子女恩ニ感シ齊ク泣ク、徒ルノ後、其村ヲ名ケテ亦今江ト云フ、實ニ明曆二年十月ナリ、明年春耕馬二十匹ヲ買フノ資銀八百目ヲ賜フ、遂ニ一村田四百二十四石九斗三升三合ヲ新開セリ、免一ツ五歩ナリ、略下

〔租稅志〕

獨、新川郡舟見野新墾ノ地ハ、改作入用銀ヲ收ムル制ヲ異ニセリ、承應元年十二月二十八日、津田正忠、奥村庸禮等公命ヲ奉シ、山本清三郎ニ與フル書ニ曰ク、新川郡新墾地ノ改作入用銀、作食米ヲ徵收スルハ、其新墾ニ從事スル

ノ間ハ息ヲ徴スコト勿レ、又曰ク、入用銀、百姓死後繼嗣無キ者ハ之ヲ捐テ、他ノ百姓ヨリ之ヲ徴スコト勿レ、然レモ作食米及敷貸米ハ田ニ屬ス、故ニ死後ノ田ヲ受クル百姓ヨリ之ヲ償還セシムヘシト、勤仕方

加賀藩、定散小物成銀五十分一を以て其取立人に増與す、

〔租稅志〕

明曆中ヨリ、享保中ニ至ルマテ、定小物成、散小物成ノ舊記ニ載セタル者左ノ如シ、

- 葎役、湖役、板舟權役、油役、茅野役、墨表役、漆役、湯役、敷貸米利息
- 細江組巨、豆腐役、茶代役、味噌醬油酢役、御座米賣役、烟草役、木綿繰
- 綿役加賀古、焙硝役、蠟箋紙役五箇山、茶役、太物役以上二役、寛文六年之
- 村留文書、山役、野役、草役、鮎川役、鮎川役、鮎川役、地子役、地子米
- 外海舟權役、獵船權役、外海網役、小舟役、湖網役、唐網役、釣役、鯉鮒
- 取役、鱒運上銀、四十物役、浦役、鹽運上役、鹽釜役、金山運上金、鉛運
- 上銀、酒運上銀、油白役、油振賣役、留精役、紺屋役、室役以上二役、明
- 十七日、今後之ヲ廢スルトシ、令アリ、然炭役、木呂役、鳥役、蠟燭役
- 練役、町役、傳馬役元禄十二年、高方之、綿役袖蓋見、繭指網役、手繰網役

改作所 博勞役、明曆二年之ヲ廢

加賀國、山地子往昔ハ錢ヲ以テ之ヲ納メシム、後錢一貫文ヲ納ムヘキ者、代フル三米三斗ヲ以テセシム、寛永八年ヨリ慶安四年ニ至ルノ間、銀ヲ以テ之ヲ徴シ、毎歲米價ノ異同ニ由リ、銀額亦異同アリ、承應元年、二年ハ米ヲ以テ之ヲ徴シ、三年ハ銀三十二匁四分ヲ以テ米一石ニ代ヘ、之ヲ徵收シタリ、十村舊記、明曆二年、始テ定散小物成銀五十分一ヲ以テ、其取立人後取立人トハ舊記ニシテ、三百二條舊記ニ享保七年、十村舊記ニ載セタリ、賜フ、是ヨリ先百分一ヲ以テ之ヲ賜フ、是ニ至テ之ヲ増ス、加賀國古文書、〇後改作要録、東西手引並ニ元禄十五者下載ナスル

〔參考〕

〔年代記〕

明曆二年丙申馬口勞役 鍛冶役 室役御免

〔高島舊記〕

射水郡敷貸米御免許、明曆二年十一月ヨリ

〔明曆三年丁酉〕

紀元二千三百十七年

四月甲戌

後西院天皇明曆三年 三年



〔神社古事拔書〕

神明社 山王ニ對シテ 俗ニ 北ニ 神明ト云

伊勢内宮同躰

祭神 手力雄命

祭神 天照皇太神

祭神 栲幡千千姬命

別殿八幡社

祭神 譽田別尊

別殿春日社

祭神 天兒屋根命

祭神 右三社拜殿兼造

神明相殿 國玉社

祭神 國常立尊 大己貴命

別ニ利次公ヲ奉祭

同斷 天滿宮

右國玉以下兩社者 利幹公御代勸請被 仰付也

杵築社

祭神 大己貴命

板戸社

祭神 檉原九神 八百萬神

西宮社

祭神 蛭見尊 事代主命

右神明末社同社地鎮座

末社相殿 稻荷社

祭神 雅産靈命

祭神 倉稻魂命

同衛神社

祭神 猿田彦大神

右本社神明假殿遷座殿芳ニ而、利常公本社神明再建之砌、御建方被、仰付、諸神具並普請等本社同様也、天保二年類焼、其節神舩磯部鹿島へ遷座、同年冬、神明假本殿へ一集ニ遷座、同十年冬造立被、仰付也、

北神明社地鎮座 龜香社

祭神 手置帆負命 彦狹知命

右紀州本宮御木龜香之神舩奉遷、天明五年勸請江戸宦匠溝口家傳來ニテ、始者西田地方神明社内鎮座、三羽助三郎濫觴信仰夢想ニ依テ、享和年中當社へ遷移、越中新川郡大田庄富山北神明社記

抑當社者内宮天照皇大神ヲ始、八幡春日三社之御詔奉祭、長ク鎮座まし、天下泰平、國家安全之鎮守、濫觴勸請等の舊記兵火の爲ニ焼失して、事實詳ならず、其後三ヶ國之大守 利長公奉始、御信仰不淺、折々勝軍治要被御武運長久心願成就御祈禱被、仰付、往古祭禮五月十六日十七日之處、同月五日六日勝軍御祈禱被、仰付、右兩日吉日ニ付、向後祭日可仕旨被、仰出、利長公當城御在任之砌ヨリ、御祈願所ニ被、仰付、利常公別而被遊、御崇敬、當社再建思召立ニテ、慶安三年寅冬新川郡東岩瀬諏訪神木槻御本殿向御用木ニ相成云々、斯而

利常公 綱利公 利次公 利治公御寄附之品々ヲ以承應三甲午年より明曆三丁酉年迄再建成就諸事御紋所之品々等御寄附ニ而、益御信仰永久、加越能三州之御祈願ニ被、仰付棟札本殿へ被爲納、

謹上再拜敬白

豐葦原北陸道越中州新川郡富山城外、忝有日本顯化天皇皇大神之廟、當此時屋廡湫隘、社石傾斜者、年尚ヲ然、神主伊勢守茂治、訟于國主隱居松平中納言菅原朝臣利常卿之處、茂治欲作新此宗廟者、奉寄材木、加越能三州使君綱利卿奉寄禹貢使君之仲父同苗淡路守利次奉寄工、再同叔父飛騨守利治亦應焉、依之明曆三丁酉之春、創造同九月落成矣、雖然神主以爲棟札無之、則物換星移、後恩有都鄙讚談而不意就山野、請棟札矣、辭則神慮如何、不辭則不才如何、曲須人情、記作新潤色、誌目梗、神主茂治請、

銘曰

北陸中起之良地、東海度索之押維、作新天照皇大神廟、擁護伊弉册押母基、日月神明兩句之託宣、古今如合符節、國君内外二宮之形勢、是非似見碣碑、三種之靈、蓋定臣不臣之安否、



五常之文理顯治不治之盈虧、神祇之力守護佛法、佛法之教助成神祇、  
有慈有悲、先願菅原苗裔、文道通于八嶋、

一利次公御代泉三郎右衛門尉ヨリ奉納御太刀之事、

利次公爲御祈禱奉掛御太刀敬白、明曆四歲五月朔日泉三郎右衛門尉、  
裡ニ越中富山住重清作、

右之銘印御太刀一腰奉納之義、神主伊勢へ申聞、御實名有之事故、奉行所へ及

屆候處、被遊、御覽旨ニ付、御太刀差上處、御滿悅御拵可被、仰付、直ニ御留、追

而御拵之上、延寶二年甲寅七月、改而御奉納被、仰付、右御太刀五尺餘、神劔也、

一文政元年三月廿五日、利幹公御眞筆社號御額御奉納、

大願主

神明大源宮

御官名御實名

天保二年卯四月十三日、富山大火災之砌、堂社、本殿幣殿、拜殿、鳥居、惣門、末社、

其外無殘所炎上、其節神體磯部鹿島、奉遷、其外、利常公御等ヨリ御奉納之

御棟札并御書御印書類位記宣旨等迄無難也、同年冬、假殿拜殿鳥居惣門出來  
被、仰付、同十二月廿三日正遷宮、

社內連歌堂之事、

當社頭連歌古今無怠慢、神主宅ニテ御會被、仰付趣意者、

利常公思召ヲ以、小松掛橋天滿宮御連歌被、仰付、城州北野連歌宗匠能順等

被爲召、御祈禱連歌相始リ、右能順掛橋天滿宮別當ニ被、仰付、于今連歌相續

也、右兩寺共連歌料三十石御寄附、右ニ准シ當社ニモ御祈禱之連歌、利次公

思召ヲ以被、仰付、寛文三年八月初而御興行、千句懷紙社頭へ御奉納被、仰

付也、其後寛文四年未秋神明社地ニ連歌堂御建造被、仰付、翌年、菅神八百

五十年祭祀ニ付、御奉納御連歌被仰付、其節、菅公尊像御掛物連歌堂へ被爲

納之神具等始連歌向諸道具出來、千句御會被、仰付、其後月々連歌再行之處、

趣意有之神主願之上、連歌堂伊勢被下、取立候伊勢屋舖ニ連添御會等相勤、

安永六酉年八百七十五年ニ付、同七年秋御奉納連歌御會被、仰付、其節御連

歌方淺野吳山誦高、御用懸山田小兵衛相勤、御連歌堂格ニテ伊勢宅御修葺諸

道具出來、

寛政年中九百歳ニ付、同様御奉納連歌御會被 仰付、連歌方引受小塚源左衛門、庭田傳治相勤、先格之通修覆等被 仰付、利幹公思召ヲ以、文化十二亥年十一月廿五日、天満宮尊像北神明御相殿御鎮座被 仰付、連歌格別ニ御取立之旨被 仰出、翌年正月御會始御發句御奉納百韻出來、其後毎年御同様御發句御奉納、正月廿一日御始被 仰付、常例也、文化年中九百二十五年ニ付、御奉納連歌先格之通被 仰付、其節宗匠小塚曉夢一人ニテ諸事相勤、右伊勢宅者、古代御建方被 仰付、連歌堂格ヲ以、月並連歌會之節、御家老並表御目付タリ共出席之義御免也、猶委細者連歌方ニ舊記有之、故爰ニ略ス、

利次公御代社内被建置制札寫

禁制

神明境内

一 喧嘩口論事

一 伐採竹木事

一 參詣之外夜中令徘徊事

一 落書張文事

附燈火之外猥取扱事

右條々相背輩於有之者、可爲曲事者也、仍如件

寛文五年十月日

淡路

右御直御制札、五年五月御修復之節ニ至テ御書替、其砌 御名不載、寺社所舊記曰、神明境内殺生禁斷也、先々ヨリ御社等御修復御作事ヨリ被 仰付處、就中寛延元戊辰年ヨリ、社内ニ富突被 仰付、其頃右餘斗銀ヲ以社頭修復等被 仰付處、其後富突相止、又々先々之通り御作事所ヨリ被 仰付云々、

〔前田氏家乘〕 明曆三年八月廿五日、小松天神新タニ建立セラレ、社頭ニ於テ初メテ奉納ノ連歌百韻御興行セララル、其ノ際京都北野ヨリ宗匠能觀父子ヲ召サル是ヲ月次連歌ノ濫觴ト云フ、左ニ其ノ第三マテヲ記シ末略ス、

何日

千代の秋初めや告ん松の聲

利常公

天満月のすめる瑞籬

網利公

水清き御池に浮ぶ霧晴て

利次公

明曆中

紀元二千三百七十五年より

後四院天皇明曆三年 明曆中

加賀藩、御印書を領内の諸村に下す、

〔租税志〕

承應明曆ノ間、天正以後封内各村ニ下シタル檢地狀此狀倭高歩數ヲ載セヨリ

ヲ收メ、更ニ手上高手上免ヲ通算セシ、村高定納口米及定小物成、敷貸米ヲ録セ

シ、印書ヲ各村ニ下ス、之ヲ村御印ト稱ス、寛文十年、又之ヲ更メ下ス、改作所舊記

合免書上田源助舊記

〔越中史略〕

其村御印と稱する者は左の如し、

越中利波郡塔野島村物成之事

一ヶ村草高之内三石、明曆二年、百姓方より上に付て無檢地極、

一四百壹石

免五ツ三歩、内壹ツ貳歩四厘、明曆三年より上る、

右免付之通可納所、夫銀口米如定可出也、

同村小物成之事

一九十三匁

山 役

一壹匁

獵 役

一貳匁

鮎川 役

右小物成之分は、十村見圖り之上にて、指引於有之者、其通可出也、

明曆二年八月朔日

塔野島村百姓中

中略

年貢米は毎年八月より十二月までの間に、百姓より各地の藩倉へ納めしむ、藏元には代官ありて之を受取り、米質を吟味し、不良の米は拒斥して納れず、其間には種々の悪弊行はれ、大に百姓を苦しめたり、一村の年貢米全く上納し終りしを皆濟といふ、皆濟に至れば給人より左の如き受取書を發したり、

納承應三年分年貢米之事

草高百五十壹石二斗七升六合

免三ツ四歩五厘

合五十六石三斗六升五合四勺

定納口米共組去年より改作に付八升口米

外御定夫銀在

右皆濟之所如件

承應三年十一月十日

淺井源右衛門 印判

後西院天皇明曆中

三八五

利波郡金屋本郷村

太郎右衛門

仁兵衛

〔承應四年 明曆二年 村々御印物等〕

文久二戌年十一月廿二日被仰渡左之通

承應明曆之年間村々江御印物御渡置之處古き百姓之内致秘藏罷在候體右御印物は箱に入村肝煎方に爲致仕抹置一村百姓におゐて大切に相心得可申筈之處右秘藏罷在候義は無勿躰候條早速村々おゐて取探爲指出來早春之内組才許宅にて成とも寫取正月役所初に右寫帳壹組壹冊にいたし可指出候御本紙は肝煎に爲致守護置可申候右之通可相心得候以上

酉十一月

改作奉行

御扶持人十村中

婦負新川十村中

○以下略

越中新川郡押上村物成之事

壹ヶ村草高内五拾石明曆二年百姓方ヨリ上ル付無檢地極  
一千五百拾九石

免三ッ八步内四步九厘明曆二年ヨリ上ル

右免付之通可納所夫銀口米如定可出也

同村小物成之事

一三百九拾六匁 野 役

一九拾六匁 鮭 役

一拾匁 鮭 役

一三拾四匁 鮎川 役

本米百拾石

一貳拾貳石 敷借利足

右小物成之分ハ十村見圖之上ニ而指引於有之者其通可出者也

明曆二年八月朔日 御印

押上村百姓中

○以下略

越中國婦負郡高木村

壹ヶ村高  
 一千六百六石四合 内  
 免四ヶ四步七厘  
 貳百九拾石 富田右衛門尉  
 百九拾壹石貳斗四升貳合 村勘左衛門  
 百四拾二石壹斗三升六合 蟬江市郎  
 三拾壹石七斗四升三合 蟬江清右衛門  
 三拾壹石七斗四升三合 蟬江宇右衛門  
 百八拾九石三升八合 生田與兵衛  
 百八拾六石六斗壹升六合 富田彌五作  
 七拾三石壹升八合 不破頼母之助  
 貳拾五石三斗二升八合 小島治左衛門  
 貳拾八石九斗四升八合 松村左太夫  
 貳拾六石七升八合 不破儀右衛門  
 五拾九石五斗三升六合 生田源右衛門

拾貳石六斗七升三合 杉野半兵衛  
 八石四斗五升 杉野久兵衛  
 拾九石五斗七升五合 齊藤善右衛門  
 百拾九石四斗九升八合 山田七郎右衛門  
 拾壹石八斗七升六合 小林貞右衛門  
 三拾貳石三斗二升六合 藤懸兵助  
 三拾石壹斗六升六合 橋爪五郎兵衛  
 九拾石壹升四合 藏入

右免付之通并夫銀定納百石ニ付百四拾目宛口米石ニ八升宛可納處此外小物成別紙遺置者也

承應四年四月廿一日 御印

婦負郡高木村百姓中

越中婦負郡高木村

草高千六百六石四合

一九拾五匁五分八厘

小物成銀

右年内中可納所若出來退轉於有之者、十村急度途吟味收納前ニ可申上者也、  
承應四年四月廿一日 御印

婦負郡高木村百姓中

○中畧

右は發端に書記候、御書付を以被仰渡候に付、翌戊正月初御役所迄、組々相調書  
上申候、併調理洩の村々多く可有之候之間、連々取調理書記申度も也、

文久二戌年正月

萬治元年戊戌

紀元二千三  
百十八年三

十月乙丑

十二日、丙前加賀藩主權中納言前田利常薨す、

〔萬治錄〕

十月十七日、松平肥前守於國元病氣ニ付、武田道安藥服用仕度旨、以蒔田帶刀言  
上、仍而道安上方雖居住早々加州江可罷越之由、從老中奉書ニ而相達之、

十月十八日、松平肥前守、於領知去十二日逝去旨注進、仍加賀守江上使松平伊豆  
守被遣之、

十月廿一日

小出越中守

御座之間江被召出、是加州松平肥前守逝去付、而彼寺江被遣、御暇金拾枚并御香  
奠銀五百枚被下候、

十一月廿一日於御座之間、

松平加賀守

被召出御目見、是祖父肥前守遺領用拾萬石余、加賀守仕置可仕候由被仰付、都合  
百貳萬貳千七百石余也、

十一月廿一日

加賀守家來

本多安房守

奥村阿波守

今枝 民部

以銀馬代御禮申上候、

〔慶延略記〕

十月十二日、松平肥前守利常卒六十六歲、追腹之者 三千五百石竹田市三郎、  
二百石堀作兵衛 二百石原田三郎左衛門

後四院天皇萬治元年

三九一

右作兵衛ハ手廻衆、三郎左衛門ハ親代官相勤引負之時分親共御免之由、此報恩ニ供仕候由、古市左近雖望追腹、淡路守押留之

〔前田家譜〕

寛永十六年三月十七日、利常江戸に如く、五月十六日利常自ら小松に老し、封を世子光高に譲り、及び越中富山十萬石を割き、第二子利次を封し、加賀大聖寺七萬石を割き、第三子利治を封せんと大將軍に請ふ、六月廿日、大將軍利常の請を許す、十月廿二日、利治初て封に就く、是の歲利常小松城を修む、略十月、利次初て封に就く、十八年三月、利常江戸に如く、八月三日、大將軍の世子竹千代生る、大將軍大に悦び曰、宜しく急に加賀の納言に報すへしと、慶報夜る至る、利常報を聞き、即ち韋袴蓬髮城に詣り之を賀す、諸侯伯之を聞き、髪を理し、盛飾して牙參す、利常衆に謂ひ曰、吾れ報を聞き喜んて元冠するを知らず、即ち駕を命して起つ、侍臣此の袴を授く、吾れ轎に袴して出つと、大將軍之を開き曰、余れ固より納言の喜ひ必ず然るを知ると、略中、正保元年の冬、利常越中に放鷹す、令して民に畜猫を係繼せしむ、一人あり猫を逸して得ず、其猫適々鷹に傷つく、利常怒る甚し、民に募り曰、敢て猫主を告る者ある大ひに賞を與んと、童子あり出首す、我家の猫と、利

常其父を鞠し將さ之を法に致さんとす、童子哀訴し曰、子として父を訴ふ、賞を得んと欲するに非ず、外人賞を利し吾か父を死に致すを恐れてなり、願はくは賞を以て父の罪を贖んと、利常大ひに其志を感し、其年を問ふ、則ち曰、甫めて十二歳なりと、益々嘆嗟し其請を聽す、二年二月十五日、利常江戸に如く、越中に舍するもの數十日、道路を修め橋梁を作り、大ひに往來に便す、四月五日、光高歿す、綱紀封を嗣く、綱紀尙ほ襦袢に在り、大將軍利常をして藩政を總攝せしむ、三年五月廿日、利常瑞龍院の三十三回忌辰を以て、千僧を瑞龍寺に供養し、海老坂の繁久寺を高岡に徙し、田百石を寄附し、瑞龍院守塚の僧を置く、是より先き瑞龍寺に寄田三百石を置く、略中、是の年利常寺津渠を鑿ち、上野及び土清水の地を墾闢す、略中、慶安元年春、八條宮智忠親王藩邸に臨す、利常大ひに之を饗す、三月廿八日、後水尾上皇、大納言藤原俊完をして旨を傳へ、職人歌合畫卷を利常に賜はしむ、略中、四年五月、利常田制を創立し、先づ之を石川河北の二郡に施行し、民に農事を勸む、七月上皇使を遣り、宇津保物語を利常に賜ふ、略中、此の年、駿河人由井正雪、處士丸橋忠彌、不軌を謀り、發覺し、誅に伏す、執政賊黨を籍し、紀伊、大納言の書を獲て大ひに驚く、府下之を聞て頗る疑懼す、一日、麾下の士内藤外記

藩邸に來り、之を利常に語り曰、余れ紀公のために之を病むと、利常大ひに笑ひ曰、我が屬三藩を敬する、但し大將軍の在るを以て也、若し紀侯大將軍を殛し自立して大將軍となる、吾れ豈其をして三日位に在らしめんや、陸奥薩摩二子の意も亦必ず然らん、之を知らざる紀侯に非ず、亦之を察せざる老中に非ず、然らば則紀侯何にこれを病ん、我は則是を之れ察せずして、士大夫の嘔々する者のために病むと、或人之を紀侯に告ぐ、紀侯大ひに悦び曰、小松納言我心を知る、と、老中も亦之を聞き曰、小松納言の言、世の浮言を消するに足ると、既にして其書も亦詐書なる世に明かなると云、承應元年五月、利常江戸に至る、七月、利常守戸廿四家を瑞龍院の墓に置く、二年春、富山大聖寺の支藩國用の足らざるを以て、藩に分隸する所の臣數十名を還さんこと請ふ、利常其請を允す、既にして二藩其の人及び名籍を致す、利常其籍を視る者なし、揚言し曰、利常、利治還す所の臣皆佳士なりと、是に由て衆敢て之を奴視せず、其人感喜して泣下るに至る、略○中 六月廿二日、大内火あり、利常多賀左近を京師に遣り、安を問はしむ、略○中 三年七月、是より先き利常設る所の田制、民稍々己れに利あるを知り、頗る之を便とす、是に至り、利常其法を封内に布く、略○中 明曆元年六月、牛首風嵐等の民

我が尾添の民と白山の地界を争ふ、夫人清泰氏白山に祈るあり、白山祠を新にせんと欲す、之れに因り、吏人尾添の民を督し、山に入り、興造の材を取る、牛首等の民群起して兵器を執り、之を沮す、尾添の民大ひに怒り、牛首等を夷滅せんと謀る、老臣之を諭して争ふ勿らしむ、既にして越前福井の城主松平光通、其老臣本多内藏助等をして、我が老臣前田對馬守等に書を致さしめ、曰、頃者貴國白山に事あらんとすと聞く、而して未だ一价の使をして我に告げしめず、夫れ白山は吾れ幕府より受る所の寄地、我も亦専らにするを得ず、吾將さに之を幕府に問んとす、問ふて之を可す、我れ牛首等の民をして、貴國の役を助けしめんと、對馬等書を復し曰、隣界の事、寡君常に争ふある勿れと戒む、故に近者尾添の民訴るあれども、諭して争ふなからしむ、然るに貴藩之を幕府に問んと欲すと、唯貴藩の欲する所に従ひ、我に於て固より與る所あるに非ざるなりと、乃ち健歩を江戸に遣り、利常に告ぐ、利常曰、光通乳臭何に其れ無禮なる、然り大將軍尙ほ幼弱、而して綱紀も亦幼なり、吾獨り老成人を以て此の時に當り、大獄を起す、天下の人或は之を與すも、其れ大將を奈何せんと、即ち使をして之を老中伊豆守松平信綱に謂はしむ、信綱大ひに嗟嘆して、使者を謝し還す、然れとも亦置て問は



す、故を以て牛首等の民益々跋扈し、香客の北よりする者拒んで山に登るを許さるに至る。是の年利常亭子を邸内に作る。亭富士山を座上見る。因扁して富士見亭と曰ふ。一日利常老中を招て亭上に宴す。信綱等賞稱し曰、佳なる哉。結構の妙や。駿河の富士直ちに庭上に懸ると。利常聲に應し曰、公等何にと云富士は駿河に屬するかと。更に信綱を揖し曰、富士駿河に屬するかと。信綱左右を顧て他を言ふ。二年<sup>略</sup>中<sup>略</sup>十月利常加賀能美郡今江の民二十口に、衣食屋宅を給し。越中新川郡船見野に徙し之を墾闢せしむ。還るに臨み利常之を庭に延見し、親しく恩言を與、民皆な感泣啼號して退く。後ち美田となり一聚落を成す。仍て今江村と曰ふ。村民今に至り毎月十二日齋戒し利常を祭ると云。是の年利常放鷹し獲る所の鶴を太上皇に獻す。十月十五日利常、天皇及太上皇に鰯魚を獻す。天皇及ひ上皇、利常に恩旨を賜ふ。是より先き利常數々太上皇に物を獻す。上皇も亦數々恩旨及ひ物を賜ふと云。是の歳高岡瑞龍寺落成す。寺支那の臨安府徑山萬壽寺を模擬す。其功三年にして始て就る。是に於て衆檀寺僧に謀り曰、我輩卑賤の木主、君主と堂を同すへきに非ず。請ふ影殿を異にせんと。主僧之を決する能はず。利常に訴ふ。利常笑ひ曰、豈に佛にして諸侯佛、士庶人佛の別あらんや。

と、衆庶之を聞き并躍し、益々錢穀を瑞龍寺に施す。利常の瑞龍院に奉する常に及はさる如く、毎月廿日、人を高岡に遣り香花を薦む。嘗て江戸に如くの次、瑞龍寺に詣り瑞龍院の墓下に跪つき獨語す。從者皆な以て誦經すとす。已にして聲漸く大にして曰、滿頭半風の者を以て如何の人となし。大國を譲り與ひ玉ふや。墓地若し近くは則毎月來て香花を薦むへきに、隔離するを以て常々と來る能はずと。歎歎して起つ。涙痕斑々と衣襟に滿つ。從者も亦皆な之か爲に感泣して袖を霑すと云。三年正月十八日、十九日兩日江戸大火。大將軍火を西城に避く。龍の口藩邸も亦延焼す。急報小松に至る。利常即ち前田孝貞を江戸に遣る。孝貞命を聞き即ち發す。隨て横山大膳を遣る。孝貞荒井の津を濟る。舟子中流に至る。津吏急に篙師を喚ひ舟を還さしむ。篙手將さに舟を回さんとす。孝貞刀を撫し篙手を叱、篙師怖れて舟を東岸に達す。孝貞舟を下り之を問へば、則曰、幕府令を諸道に傳へ、諸侯及ひ諸侯の使者府下に入るを禁すと。是に於て孝貞悉く從人を御け、自ら一人を隨ひ加州の健步前田對馬と稱し、箱根の關門を過ぐ。既にして孝貞の從人關門に踵る。關吏拒んで入るを容さず。從人曰、既に吾か主人をして關に入らしめ、獨り我輩を拒む。是れ我輩をして主人を遣つるの罪に陥し。

るゝなり、請ふ死を以て入らんと、是に於て關吏入るを許す、既にして復た大膳至る、關吏復た之を拒む、大膳曰、余が同僚前田對馬既に關に入るを得、而して我れ獨り入るを得ず、吾れ寡君に復するに辭はなし、請ふ關門を以て死處となさんと、關吏亦入るを許す、是に因て二人の者利常の命を達するを得、初め綱紀火を本郷邸に避く、邸水戸邸に隣す、水戸納言垣を毀ち路を開き、綱紀の傳今枝直友を呼ひ謂へ曰、若し府下忽卒の變ある、余れ吾子の君を扶け、亂を我が治城水戸に避けんと欲すと、直友命の辱を謝し、之を利常に報す、利常笑ひ曰、直友の報頗る水戸納言に依頼する者の如し、然り言ふ所の如くなれば、則ち是れ加賀守を水戸に送り質となす也、直友未だ水戸納言の畏人たるを知らざるやと、是の災や紅葉山の寶庫も亦灰塵となる、利常之を聞き嘆し曰、天下の名器地を拂ふ、伊豆守其咎を辭するを得すと、蓋し大將軍の薨する例して名器を諸侯に頒つ、而して家光公の薨する、伊豆氏議して之を罷む、時に利常慮之に及び、常に私に之を言ふ、而して今ま果して然り、故に云爾と云、三月廿一日、利常江戸に如き大將軍に謁す、火後の光景を觀て邸に歸り、嘆息し左右に謂ひ曰、今日の急務人心を安んずるに在り、而して人心を安んずるの術難きに非ず、老中覺らざる耳、若

し豊太閤にして在る、必ず之を知んと、四月封内の田制、及び税額の法成るを留後より健歩を以て報す、利常即ち人をして之を老中松平伊豆守に告げしめ曰、嘗て内告する所、税額の法久しく大將軍及び執事の憂をなす、而して今ま其成るを留後より報す、敢て之を家に宿せず、即ち以て執事に聞すと、時に夜已に半を過く、使者異常なるを怪み、伊豆氏に詣り命を傳ふ、伊豆守親しく使者を見て、其成功の速なるを嗟嘆し曰、報する所宜しく急に大將軍に以聞すへし、然るに夜已に深し、且を待ち之を以聞せん、以聞せば、則ち大將軍も亦必ず偉功の速成を驚喜せんと、是に於て使者始て其事の重きを知ると云、是より先き加賀、越中の民、本願寺に黨し、數々兵を擧げ、武將に抗す、利家の封地となるに及て、恩威並ひ行はれ、大ひに懼伏す、然れども餘氣未だ絶へず、動もすれば輒ち黨を結び亂を作んと欲す、是の故に桀黠の徒、逋負多を以て郷里に相誇り、或は惰農自ら安んじ、竟に流亡に陥る者少ならず、故を以て士大夫采地の入、甚しきは其半はを減するに至る、是に由て上下困乏し、訟獄止まず、利常之を憂る久し、是に於て豪猾を誅鋤し、乏絶を賑救し、才幹の吏數人を撰ひ、専ら勸農の事に任す、亦自ら放鷹に托し、屢々封内を巡行し、地の肥瘠を察し、力田を賞し、遊民を懲す、是の如

くする者十數年、民漸く其徳に感し、相戒めて業を勉む、其畢りに至り、民或は自ら賦を益すを請ふ、其の法大率四公六民を以て準となし、是に至り、普ねく三州に行れ、賦税正しく、穀祿平らかに、上下大に悦ぶ、凡そ事を創するより、費す所の金十七萬餘兩、主吏飯田忠左衛門は親しく土を管めて、其田の上下を知り、利常は馬足の音を以て土地の肥瘠を辨すと云、越後國主松平光長、利常設る所の田、制民の便するを聞き、亦之を其封内に行はんと欲し、人をして我か主吏に就き、其法を問はしむ、利常之を聞き、笑ひ曰、假令とひ法の善なるも、人を待て而後行はる、光長氏則を我れに取る、余れ其の行ふ能はざるを恐る也と、九月、利常民に農具を給し、城南泉野等の地を墾闢す、萬治元年九月二十三日、利常江戸より至る、十月十二日、利常暴薨す、年六十有六、遺令を以て、茶毗し、野田山先塋の次に葬る、諡して微妙院と曰ふ、殉死する者五人、大將軍小出越中守をして來り、購を致さしむ、利常人となり、聰慧機敏、才略人に超ゆ、元和鞆藥の時に際し、心を政事に用ひ、尤も農政を以て急務となす、故に其創立する所の法、後世能者ありと雖も、率由して改むる能はず、牧民の吏或は少しく其法を變するある、百姓輒ち群起して争ひ曰、此れ微妙公の法に非ざる也、微妙公の法は則ち是の如く是の如し

と嘆々息ます、其の封内の民に信戴せらる、百年一日の如し、利常事を理むる毎に意を経ざる者の若し、而して能下情を察し、隠伏を知る、殆んど遺照なし、卯辰山に禪刹あり、主僧死す、其弟子二人あり、一夕、賊其甲を殺し、財貨を盗み去る、乙之を吏に訴ふ、吏之を檢するに乙の頭にも亦尺許の疵を受く、司獄の長官奥村易英、吏をして之を利常に告げしむ、利常之を聞き曰、賊は乙なり、宜しく之を鞠治すへしと、吏爲めに辨する者再三す、利常曰、汝何に知らん、之を易英に告げよ、易英或は之を知らんと、吏怪んで之を易英に告ぐ、易英曰、我も亦何如を知る能はず、然れとも君公の言平生善く奇中す、明日余れ試みに親しく之聽かんと、之を鞠治するに果して利常の言の如し、吏復た之を利常に告ぐ、利常笑ひ曰、何の奇か之れ有ん、汝か輩察せざる耳、安くんぞ疵尺許にして其頭破れざるものあらんやと、又た鎗手隸四郎兵衛なる者あり、盜をなし捕はる、利常之を聞き曰、四郎兵衛平生親に孝あり、且ッ盜をなす者に非すと聞く、然り若し盜をなす必ず故ある也と、吏をして之を問はしむれば、則貧にして母を養ふ、而して食の母に供するなし、故に敢て罪を犯すを爲すと、是に於て利常其罪を赦し、其母に終身一人口を給せしむ、利常甚た學を好まず、而して其の言動多く規矩に中り、識

見大意を失なわす、蓋し亦其天資然りと云嘗て人と近年の武將を論す、豊太閤には、則曰雄才大略絶類離倫と、織田公には、則ち曰雄武と、上杉謙信には、則ち曰英傑と、武田信玄には、則ち曰小にして事を成さすと、頭を掉り止ます、又嘗て侍臣中村久越に謂へ曰、汝ち人を使ふを知るや、久越對へ曰、知らざる也、汝ち書を能す、筆は則ち精粗異なる無きか、曰、同じからず、曰、生熟孰れか善きか、曰、熟者に如かず、曰、汝ち熟者に於る其之を使ふや何如、曰、敢て之を輕用せず、曰、筆の大小録の剛柔一にして足るか、曰、紙質を同じうせず、字大小を異にす、筆も亦隨ふて一なる可らざる也、曰、人を使ふも亦是の如し、之を知れば、則ち人を使ふ難からずと、又嘗て海道より江戸に如く、關原に抵る男女路に填塞す、利常怪んで之を左右に問ふ、曰、東門跡を拜迎する也と、利常曰、咄乞食禿何に拜するをなさんと、明日熱田に抵る、人群復た堵をなす、之を問ふに亦然り、利常曰、嗚呼孰れか能く、是の如きを衆に得ん、門跡は所謂ゆる生佛なる者と、後ち方量官、利常に謂へ曰、封内の聚落所在一向の寺あり、若し寺地を税する其利細に非すと、利常曰、汝ち何に知ん、愚民を教導する門跡の力多きに居る、一向宗は國の重寶重寶と、又た嘗て衆賓と晤す、利常從容として曰、我輩祖先の功に藉り、或は大國を領し、或

は大祿を食む、然り吾か如き宦遊して仕を求る人之を幾許に祿せんや、諸君試みに之を言へと、或曰一萬石と、或曰四五千石と、利常曰、然らず、余れ若し身を四方に沾る自ら以爲らく四百五十石に價す可し、但し今の人祖先の蔭に藉し、大祿を食むを忘れ、其身の量を知らざる者多し、念はざる可らざるなりと、岡田將監座に在り、戯れ曰、然り公の仕官する必ず同僚と善からず、利常笑ひ曰、或は應さに然るへしと、蓋し四百五十石と曰ふもの、利常の意馬乗を畜ふの家となるへしと也、又嘗て伊勢因幡藩邸に來り、鞍を利常に遺る、利常外より至り之を聞き急に人をして伊勢氏に往き、鞍を遣り及ひ之を受けるの禮を問はしむ、因幡曰、善哉問や、三親藩猶未だ問ひの斯に及ふあらず、善哉問ひや、然り今の古儀と稱する者、昔時山名島山二氏の自らなす所耳、貴藩は今の二氏なり、貴藩の行ふ所、自ら復た當世の儀表とならん、然らば則ち何に學ぶをなさんと辭す、使者固く請ひ、其儀法を受け歸り之を記す、又嘗て諸侯伯江戸城の朝堂に會す、林道春戯れに衆に問ひ曰、虎頸に鈴を繫き、之を千里の野に放ち、而して復た其鈴を解き去んと欲す、之を如何して解くべきやと、衆方さに其對に困む、利常之を聞き笑ひ曰、是れ難きなし、初め之を繫る者あり、其をして之を解かしめん耳と、道

春嗟嘆して退く、其覇主に事へ諸侯に交るや、幕府管て諸侯に令し、邸垣八尺に過るもの之を改めしむ、利常舊に仍るを請ふて止まず、大將軍親しく利常に諭し曰、令一たび出る天下の法たり、故に其請ひ切なれども、獨り許すを得すと、利常遽に拜謝し曰、特に令を枉て請ふ所を許さる、何の賜か之に如んと、大將軍曰、然るに非ず、禁令の重き請ふ所を許すと、利常乃ち復た謝し曰、近者年し老ひ耳聾す、更に命の辱を拜すと、即ち退き出つ、便ち又た執政の邸に詣り、謝を致して還る、是に於て其令を廢す、又た管て大將軍諸侯に約束し、幕府の政令を遵守せしむ、諸侯皆其命を奉ず、利常獨り敢てせず、執政酒井忠勝之を詰る、利常曰、敢て衆に異するに非ず、抑々我家先祖利家の法あり、上下共に之を守る、久し然るを今にして之を革む、必ず民の視聽を驚かし、騷擾に至らん、是を以て輒ち敢て命を奉せざる也と、大將軍之を聞き亦以て然りとなし、之を強ひず、又た管て大將軍に朝す、城中に榜を出し、新たに溺を禁する所あり、曰、禁を犯す者罰するに黄金一枚を以てすと、利常之を熟視し、故さらしにこれに溺し、從者をして金を出さしめ、左右を顧み曰、焉んぞ諸侯にして金のために溺を忍ぶ者あらんやと、是に於て其榜を改む、又た管て大將軍公家我か封内、吉崎の蛤蠣味へ美な

りと聞き之を徵す、利常急に漁人に命し之を捕らしむ、蠣乃ち具す、吏之を告ぐ、利常置て問はず、既にして三日を過く、吏復た告げ曰、先日之蠣已に敗れん、請ふ更に鮮者を具へんと、利常曰、余れ誤て之を忘る、然り今復た之を捕らしむ、益々期を愆らん、前日の蠣にして可也と、吏唯して退く、利常乃ち左右に謂へ曰、蛤蠣を百里に徵す、老中思はざる甚しき也、蠣敗れて可なり、敗れざる其害百里に被らんと、既にして幕府も亦再ひ徵せず、又た管て大將軍、尾張の納言に頭巾を賜ひ、之を朝堂に服するを許し、衆に寵異す、利常之を聞き、亦頭巾を服して朝す、目付之を詰る、利常遽に之を脱し曰、年老へ頭寒し知らず、禁を犯すと謝す、而して目付座に復れば、則ち利常輒ち復た之を服す、是の如くする者再三にして止まず、目付卒に之を執政、讃岐守酒井忠勝に告げ曰、之を禁止せざる諸侯を肅す可らずと、忠勝曰、公等法に局して變通を知らず、其れ之を縦し禁せざるも、天下孰か敢て小松納言を學ぶへき、小松納言は天下の大老なりと、既にして大將軍之を聞き、利常にも亦頭巾を賜ふ、又た管て内藤外記藩邸に來り、利常と語る、曰、昔者豊臣氏の盛なる、内府大納言と並ひ稱して車の兩輪の如し、而して、大納

言は早世し、内府は則ち長生して終に天下を取る、故に我れも亦其旗下に隸屬す、然り舊家は素より舊家の、典刑あり、固より當さに自ら新諸侯に異なるべし、奥州も亦蓋し然るならんと、又た嘗て陸奥守政宗氏の宴に赴く、政宗利常佩る所、雲次の刀を愛し賞讃して措かず、陪席の人皆な意も、利常必ず之を政宗に贈らんと、然るに利常察せざる者の如くにして席散す、利常乃ち衆に謂へ曰、余れ今日政宗の意を察せざるに非ず、我れ吾が刀を政宗に贈る、政宗の意必ず酬ゆるに、彼れの家寶貞宗刀を以てするに在り、故に余れ敢てせずと、既にして之を聞く、果して是の日政宗貞宗刀を錦囊に盛り、曰將さに小松納言に贈らんとすと、衆始て嘆服す、其の群臣に於るや、利常の小松に居る鯉魚を養ふ所あり、釣網を禁す、山崎長門禁を犯し魚を捕ふ、吏之を以聞す、利常曰何の喜か之に如ん、彼れの祖父閑齋は武事に老するを以て、大坂の役前鋒の將となす、彼れ其の子孫なるを以て大祿を食ましむ、然るに今其勇祖父に類すと謂ふへし、夫れ我が禁を犯して魚を捕ふ、豈に先登するより難からずやと、長門之を聞き自ら其過ちを懲らし、益々武事を勉む、又た若城小兵衛なる者、禁を犯し雁を銃す、吏之を以聞す、利常曰小兵衛銃を習ふかと、而して急に之を召さしむ、小兵衛之を開

き自ら死を決して至る、至れば則ち利常曰汝ち二雁を銃すと聞く、抑々二發にして之を獲るやと、曰一發して二を獲ると、利常嘆賞し曰、巧なる哉、新雁は食に堪へず、但し汝の銃に長する羨む可と、小兵衛退て人に語り曰、恩再生に過くと、又た栗田四郎左禁を犯し放鷹す、吏之を利常に告ぐ、利常之を聞き、津田正忠に謂へ曰、四郎左吾れに禽を獻せんと欲して禁を犯し放鷹す、其志は吾れ甚た之を嘉す、然れとも再びする勿れと戒む可と、四郎左慙悔して自ら改む、又た嘗て岡島内膳枇杷を獻す、利常之を顧み曰、吾か嗜まざる物と、後ち數日復た之を獻す、利常曰、異なる哉、内膳と、已にして曰、余れ内膳を知る、内膳は端人なり、彼れ我が左右に事へざるを以て、吾か嗜まざるを告る者なしと、乃ち故とさらし書を與へ曰、卿屢々枇杷を致す、味ひ殊に美、余れ甚た悦ぶと、又た嘗て生駒直義文哈を獻す、利常之を食ふて中傷す、十日を出てす直義復た之を獻す、左右之か爲に色を失ふ、利常從容として曰、直義正を守り、我が左右に交はらずと、利常世の忌疑を受るを恐れ、毎に自ら韜晦す、常に鼻孔毛を露し、面貌醜陋、衆皆之を匿笑す、老臣等之を愛へ、或は鏡を獻し、或は鍬を獻す、又た左右をして百方之を諷せしむれとも、利常解せざるものをなして應せず、一日利常浴を具せしむ、老臣等之

を時とし、左右をして編を進めしむ。利常乃ち浴を畢へ、老臣及び左右を聚め、自ら其鼻を指し曰、余れ之れか爲に世に指笑を取る少なからず、卿等之を病へ、百方に諷諭を進む、余れ之を知らざるに非ず、卿等幸に之を思へ、凡そ才智を鼻頭に顯耀する者必ず忌疑の濼まる所、故に余れ自ら面目を恐にし、以て人の中傷を避け、以て三州の民を保んし、卿等と太平を樂む亦善からずやと、是に於て衆皆嗟嘆して退く、然れども其豪爽不羈一世を睥睨するの氣、時として發せざる能はず、嘗て疾あり、牙參を罷む、既にして疾止み、朝す、執政酒井忠勝、朝堂に利常を揖し笑ひ曰、近者公の恣意亦復發すと、利常曰、公以て然りとすか、余れ老て疝氣を患ふ、發すれば則ち輒ち歩行に艱む、請ふ之を視よと、自ら畢丸を出し示す、滿堂哄然笑ひ曰、納言の戲謔亦復發すと、利常曰、然らず之を出さざる、冤を辨する能はずと、傲然として坐すと云。

〔寛政重脩諸家譜〕

千百三十一

前田

利常 初利光

猿千代

犬千代九

筑前守

肥前守

侍従從四位下

左少將

參議

中納言從三位

實は利家が四男文祿二年、金澤に生る、慶長五年、台徳院殿の姫君を、利常に嫁

せらるへきむね台命あり、六年利長が嗣となり、九月晦日、珠姫君金澤に入興あり、大久保相摸守忠隣、青山常陸介忠成これを送りたてまつり、安藤對馬守重信、伊丹喜之助、康勝、賴殿、兵庫助長秀をよひ、醫師久志本左京亮常範等扈從し、越前國金津上野にをいて忠隣御輿をわたす、家臣前田對馬守長種これをうけとる、忠成御具桶を渡す、長九郎左衛門連龍これをうけとる、十年五月、首服をくはへられ、松平の御稱號をたまひ、從四位下侍従に叙任し、筑前守と稱す、この時東照宮より長光の御刀、光包の御脇指、台徳院殿より長光の御刀、吉光の御脇指をたまふ、六月二十八日封を襲、十九年七月、父か隱栖の料をもあはせ領すへきむね仰下さる、九月九日、少將にすむ、このとき台徳院殿より長銘正宗の御脇指をたまふ、十六日、駿府にまいりて東照宮に襲封を謝したてまつり、父か遺物備前三郎の刀、不動正宗の脇指を獻し、家臣二人御前にいつる、この日守家の御太刀、長光の御脇指をたまはり、封國の御朱印を下さる、十一月、大坂御陣のとき、岡山口の御先手をうけたまはり、元和元年の役にも御先手となり、五月七日の合戦に勝に乘て城中にせめいり、敵首三千二百級を獻す、閏六月十九日、參議に任し、家臣本多安房守政重、横山山城守長知五位の諸大夫に叙任す、二年四月、東照宮の御遺物貞宗の御刀、玉潤筆月の畫幅を

拜賜す、これよりさき木村屋肩衝の御茶入をたまふ、これかつて父利長が獻せしところなり、三年五月十三日、台徳院殿、利常か邸にならせたまひ、猿樂を台覽あり、このとき、守家の御太刀、一文字の御刀、平野藤四郎の御脇指、をよひ時服三百領、八丈織三百端、白銀三千枚をたまふ、利常も守家の太刀、貞宗の刀、新身藤四郎の脇指、鞍置たる馬一匹、をよひ、裕小袖各百領、紅白の糸二百斤、綿千把、緋珍純子百卷、黄金三百枚を獻す、この日、家臣九人御前にめされ、時服白銀等をたまふ、九年八月六日、大猷院殿、將軍宣下御拜賀の時、扈從す、寛永三年八月十九日、中納言に任し、從三位に叙す、九月六日、二條城に行幸あるのとき、供奉に列す、四年九月十三日、西城にめされて、口切の御茶をたまひ、のち兩御所にめされて、點茶をたまふことしは、なり、六年四月二十三日、おほせによりて、肥前守にあらたむ、このとき、台徳院殿より、則國の御脇指をたまひ、利常も貞宗の脇指を獻す、大猷院殿よりも、來國次の御脇指をたまひ、吉光の脇指をたまつる、二十六日、大猷院殿、利常か上野の別業に、渡御ありて、二字國俊の御太刀、秋田正宗の御刀をよひ、時服三百領、夜衣二十領、羅紗三十間、白銀三千枚をたまひ、男光高をよひ、家族等にもたまものあり、利常よりも、友成の<sup>今</sup>呈<sup>大友</sup>の太刀、大原眞守の刀、長銘正宗の脇指、鞍をきたる馬、をよひ、時服二

百領、加賀染五百端、綿二千把、猩々緋の羅紗三十間、黄金三百枚を獻す、家臣十四人御前にめされ、たまものあること前のことし、二十九日、台徳院殿にも、また別業にいらせたまふ、水戸中納言頼房、卿豫參あり、藤堂高虎、立花宗茂、其席に候し、點茶をはりて、猿樂を台覽あり、筑紫正恒の御太刀、池田貞宗の御脇指、時服百領、八丈織二百端、白銀二千枚をたまひ、男光高をよひ、家臣等にも物をたまふ、このとき、利常より、行平の太刀、吉家の刀、戸川志津の脇指、及び鞍置たる馬、時服、綿、黄金等を獻す、八年三月、溝口伊豆守善勝を金澤に下され、母の喪をとほせたまひ、賻銀五百枚を恩賜あり、四月、金澤城災にかゝる、五月十一日、上使をその地に下され、御小袖、御帷子、夜衣等をたまはる、九年、台徳院殿の御遺物、後藤正宗の御刀をたまはる、これより先、利常參勤のおりから、郷の御刀、富田郷の御刀、鳥飼圓次の御脇指、貞宗朱判の御中脇指、戸川國次の御脇指、木の目肩衝の茶入、定家筆八重葎の色紙をたまふ、十二月十三日、大猷院殿の姫君を男光高に嫁せらるへきのむねおほせをかうふる、十九日、利常光高とも登營して、謝したてまつる、このとき、貞宗の御脇指をたまふ、二十九日、辰口の邸火災にかゝるにより、上使もて、白銀二百貫目を恩賜せらる、十



年十二月五日、入興あるのとき、利常みつから御興をむかへたてまつる、この日光高を伴ひて、營にのほるところ、御前にめされて御盃をたまはり、和歌山正宗の御脇指を拜受す、利常も行平の太刀、五月雨郷の刀、八幡正宗の脇指、時服五十領、綿五百把を獻す、今の皇譜この品をもつて、寛永十七年三月二十るなり、十三年三月二十九日、中堂來の御脇指をたまふ、十六年六月二十日致仕す、このとき封地のうち加賀國小松にをいて、二十二萬石の地を隠栖の料とすへきむね、恩命をかうふる、十七年三月二十八日、大猷院殿別業に渡御あり、正宗の御刀をたまふ、利常もまた切及貞宗の脇指を獻す、四月、日光山にまうてたまふ乃とき、したかひたてまつり、六月十日、いとまたまはりて小松にかへる、このとし上使を下され、巢鷹三居、御鷹の鶴、御樽をよひ御夜衣五領をたまふ、正保二年四月六日、松平伊豆守信綱、阿部豊後守忠秋をして、男光高の喪を問せられ、九日、信綱をもつて御鷹の鶴をたまひ、精進を解へきむね、特旨ありせをかうふり、十三日、嫡孫綱紀いとけなきにより、輔翼すへきむね、特旨ありて參府す、三年七月十日、嚴有院殿より、吉光の御脇指を拜賜し、慶安元年五月二十五日また御脇指をたまふ、これよりさき大猷院殿より増屋郷の御刀、桑

原光包の御脇指、芝靈石、宣石橋兩筆の墨蹟を拜賜す、明暦元年、利常病にかゝるのよしきこしめされ、久世大和守廣之をしてたつねさせたまひ、御菓子をとたまふ、萬治元年十月十二日、小松にをいて卒す、年六十六、一峰充乾、微妙院と號す、遺言により茶毘し、金澤の寶圓寺に葬り、紀伊國高野山に分骨す、二十日、小出越中守尹貞を小松に下され、賻銀五百枚をたまふ、室は台徳院殿の御女珠姫君、はしめ元和八年七月三日、金澤にをいて逝す、年二十五、天徳院と號す、加賀國小立野に一寺を建立し、其地に葬る、法號をもつて寺號とす、

〔微妙公御夜話〕

微妙公、江戸より御歸城、國々之刻、越中白石村之内御通之時分、百姓居屋敷之内に作置候物を御覽被遊候て、俄御機嫌惡敷成候て、郡方成立不申事、郡奉行改作奉行共合點せぬ故とて、御わめき、御供之内に氣か付たる者有之か尋よと御意候得共、誰も見とがめ申者無之候、人々被尋候故、山本瀬兵衛申候は、白石村中にて百姓居屋敷にほうき木を島に作り置申候、此事にて候哉、ほうき木は屋腰脇溝縁杯に植申物に候、何方にてもそたち申物に候、白石にて見申候は、大豆小豆其外何を植ても能所に作置候を、私は如何と見申候、此外心付申事無之由申上候、夫を御聞被成候て、瀬兵衛と召候て、成程それよ、小松

へ参り着候て、伊藤内膳杯へ申聞候得と御意候故、小松にて内膳殿へ委細に申入候、如此成事をも早御心付被遊候と、亡父瀬兵衛咄申候、

〔前田氏家乘〕 宗國老公俄カニ薨セラル、公訃音ヲ聞セラレ直チニ加賀小松ノ城ニ赴カセラル、

〔参考〕

〔租税志〕 寛永三年、後水尾天皇二條城ニ行幸ス、將軍徳川秀忠及其子家光京ニ入ル、微妙公亦赴キ本國寺ニ館セラル、住持某公ノ無聊ヲ慰センガ爲メ、善ク太平記ヲ讀ム僧日翁ヲ薦ム、尋テ日翁怨ニ扈シ金澤ニ來ル、秩三百石ヲ賜ヒ、津田道句今枝宗仁等ト與ニ咄衆ト爲ル、一日兵ヲ公ノ前ニ談シテ曰ク、國政軍法共ニ周ノ井田ニ原ツケリト、詳ニ其委折ヲ述フ、是ニ於テ公始テ租法ヲ釐革セント欲スルノ意アリト云フ、起本作後公専ラ心ヲ民政ニ用ヒラル、ニ夕本多政重、横山長知ヲ召シ、租法ヲ更革セン事ヲ謀ラル、政重以爲ラク、公聚斂農ヲ苦メント欲スト、坐睡スル爲ス、長知應テ曰ク、公ノ謀ル所皆下民ヲ苦マシムルノ策ナリト、政重睡熟シ、厨高シ、長知密ニ指ヲ以テ政重ノ脚ニ觸ル、政重初メテ醒ム、曰ク、麻痺麻痺京ニ上レト、指ニ唾シテ額ト鼻尖トニ塗ル、公曰ク更闌タリ再思以



前田利常畫像 後西院前田利爲氏所藏

へ参り着候て、伊藤内膳杯へ申聞候得と御意候故、小松にて内膳殿へ委細に申入候、如此成事をも早御心付被遊候と、亡父瀧兵衛頼朝申候、

〔前田氏家乗〕 宗國老公俄カニ薨セラルル、公計普ヲ聞セラレ直チニ加賀小松ノ城ニ赴カセラル、

〔参考〕

〔租税志〕

寛永三年、後水尾天皇二條城ニ行幸ス、將軍徳川秀忠及其子家光京ニ入ル、微妙公亦赴キ本國寺ニ館セラル、住持某公ノ無聊ヲ慰センガ爲メ、善ク太平記ヲ讀ム、僧日翁ヲ薦ム、尋テ日翁鶴ニ扈シ、金澤ニ來ル、秩三百石ヲ賜ヒ、津田道句、今枝宗仁等ト與ニ唱衆ト爲ル、一日兵ヲ公ノ前ニ談シテ曰ク、國政軍法共ニ周ノ井田ニ原ツケリト、詳ニ其委折ヲ述フ、是ニ於テ公始テ租法ヲ釐革セント欲スルノ意アリト云フ、政作後公專ラ心ヲ民政ニ用ヒラル、一夕本多政重、横山長知ヲ召シ、租法ヲ更革セン事ヲ謀ラル、政重以爲ラク、公聚斂農ヲ苦メント欲スト、坐睡スル爲ス、長知應テ曰ク、公ノ謀ル所皆下民ヲ苦マシムルノ策ナリト、政重睡熟シ、厨高シ、長知密ニ指ヲ以テ政重ノ脚ニ觸ル、政重初メテ醒ム、曰ク、麻痺麻痺、京ニ上レト、指ニ唾シテ額ト鼻尖トニ塗ル、公曰ク、更闢タリ再思以

前田利常畫像 侯爵前田利爲氏所藏



テ之レヲ謀ラント、二人遂ニ退ク微陽岡公遺事、改作方奮記附錄、公封内從來ノ田制租法ヲ知ラント欲ス、之レヲ諸士ニ問フ、之レヲ知ル者無シ、日翁曰ク之レヲ百姓ニ問ハ、必其要領ヲ得ント、乃チ十村石川郡御供田村勘兵衛、河北郡田島村新右衛門、御所村源兵衛ヲ小松城ニ召シ之レヲ質サル、三人詳ニ田租法ヲ具陳ス、改作起本微妙公、深ク意ヲ新開ニ用ヒラル、元和元年八月、公大坂ノ役ヨリ還リ、尋テ越中ニ放鷹シ、戸破村射水郡ヲ過キ、先驅原五郎左衛門ニ命シ、路傍ノ沼土ヲ取ラシメ、之レヲ嘗メ其耕種スヘキヲ知り、歸城ノ後郡奉行ニ命シ、新田ヲ墾闢セシメラル微陽岡公遺事

是歲、神通川洪水あり、下流東に轉す、

〔越中記〕

- 一大出水にて、婦負郡龜淵堤切れ、島、黒瀬、秋ヶ島、下塚原等流れ申候、
- 一其翌年淵切れ村々水付候故、御用捨米七千石餘下され候也、其村々は羽根、田島根塚、二口、太郎丸、小泉、島、黒瀬七ヶ村、
- 一此時西岩瀬へ水入込、草島村の土手惣切申候、

〔上新川郡役所調査〕

神通川ハ今ノ婦負郡古川ニ流レ、東岩瀬町ハ其東方ノ

後西院天皇萬治元年

海濱ニアリシ一漁村ナリキ、然ルニ萬治元年神通川大洪水トナリ、爲メニ左岸堤防破壊シタルカ原因トナリ、河身現今ノ位置ニ變シ、該町モ亦漸次川ノ東岸ニ移轉セリト云フ、

加賀藩、令して五箇年以來新に建立せし寺院を破壊せしむ、

〔御定書之寫〕

新地の寺庵跡々より、雖爲御停止重て承應三年に彌可相守之旨、被仰出候上者、地子地に有之候寺庵御用地に被召上候歟、又ハ居屋敷等に被下候共、向後承應三年已來之寺庵ハ地子屋敷にも指置申間敷旨、就被仰付御普請奉行江申渡候條、可被得其意候、以上、

戊八月十九日

前田 對馬

奥村 因幡

横山 左衛門

長九郎 左衛門

本多 安房

永原左京殿

笹原織部殿

萬治二年己亥

紀元二千三百十九年

正月

朔癸亥

一日癸亥加賀藩、令して賭事を禁止す、

〔御定書之寫〕

一雀鶴雀賊差隼并天乃網はり候義、金澤三里四方御停止之事、

一かけ乃諸勝負御停止之事、

一かこひ女堅御停止之事、

一踊辻相撲御停止之事、

一女をむかへ候者に、水あひせ候義御停止之事、

一上下共に刀柄鞘かけて三尺五寸脇差二尺五寸より長をさし申間敷候、附朱鞘かいらしきさや、大鍔角鍔其外かふきたる拵、仕まじき事、

一大撫附、大すりさげ、下ひけ額鬚停止之事、

右條々不寄誰に於令違犯者、隨過之輕重曲事可被仰付候、此以前少の義にても

過科出候得共、向後御用捨可被成候間、忝存彌被仰出候筋目違背仕間敷由、急度

可被申觸旨御意候以上、

萬治二年正月朔日

是月巡檢上使來る、

〔下新川郡下中島尋常小學校報告〕

萬治二年己亥正月十九日、徳川幕府巡檢

上使トシテ、三ヶ村舟渡場ニ於テ休憩アリシハ、石川彌左衛門内藤折五郎ナリ、

〔参考〕

〔御年表〕

今年<sup>七〇</sup>寛文廻國上使、甲斐庄喜右衛門殿、鳥井權之助殿、御横目神保四

郎右衛門殿被參、

五月<sup>辛酉</sup>朔

一日、<sup>辛酉</sup>大地震、

〔越中舊事記〕

萬治二<sup>亥</sup>年五月朔日大地震、

六月<sup>辛卯</sup>朔

一日、<sup>辛卯</sup>今枝近義等、藩命を奉じて、檢地法を下す、

〔租稅志〕

萬治二年六月朔、今枝近義等公命ヲ奉シ、檢地法八條ヲ算用場ニ下

ス、其一ニ曰ク、凡ソ田ヲ丈量スル、江代米<sup>江代米トハ用水即チ出サ、ル用水ハ</sup>之レヲ除クヘシ、若シ用水中ニ挿秧スル者ハ之レヲ除クヘカラス、二ニ曰ク、百姓宅地内ノ唐竹藪路廣サ二尺以上、及社地石塚墓地ハ之レヲ除クヘシ、三ニ曰ク、桑楮茶麻苧菜蘿蔔ノ島ハ丈量スル<sup>田ニ同シ</sup>、四ニ曰ク、麥粟稗蕎麥大豆小豆芋菜種荏ノ島ハ、扶持人十村ヲシテ誓書ヲ上リ、其島ヲ精査シ免ヲ定メシムヘシ、五ニ曰ク、田ノ經界ハ能ク之ヲ精査シ、誓書ヲ百姓ニ取リ、木牌ヲ建テシムヘシ、六ニ曰ク、川崩永不納ノ地ハ木牌ヲ建テ、之レヲ區割シ其餘ヲ丈量スヘシ、七ニ曰ク、檢地奉行ヲ發遣スルニハ、之レニ算用場ノ吏員及横目ヲ副フヘシ、但檢地奉行ヲシテ誓書ヲ上ラシムヘシ、八ニ曰ク、百姓ノ餽謝ヲ受クルハ論亡ク、殿ニ百姓ノ費ヲ致ス<sup>七册定書上</sup>トヲ禁ス、<sup>田源助舊記</sup>

八月<sup>庚寅</sup>朔

六日、<sup>未</sup>高岡町役夫數を、三千五百人と定む、

〔高岡市沿革志〕

萬治二年八月六日、高岡町役夫數ヲ三千五百人と定メラル、

乃チ役町ヨリ三千人、地子町ヨリ五百人ヲ出スヘキ比例ニシテ、若シ不足夫アラハ、一人銀五分宛ノ割合ヲ以テ上納シ、過剩夫アラハ其ノ割合ニ仍リ下付セ

ラルノ制ナリ、

〔高府安政録〕

御印夫之事

一三千五百人

高

高岡御廂所、瑞龍寺御藏所等雪卸、暨櫻馬場等掃除、年中役夫

但壹人夫代五拾文ノ定銀ヲ以テ、相勤、毎歲遂勘定不足夫有之候へハ、夫代銀

上納シ、過夫ノ時ハ御算用場ヨリ、夫代銀御渡ニ相成候、

右往古ヨリ高岡役町ニ於テ相勤來候處安政元年町奉行太田勘左衛門、高岡市

政改革之際、町役銀高岡總町中江割符相成ニ付隨テ御印夫モ一同平均相勤、

〔參考〕

〔富田覺書〕

所々町夫附

一七百人 今石動

一三千五百人 高岡

一千人 魚津

〔宮永文書〕

〇氷見郡

氷見町夫御算用之事

貳千人

明曆三年萬治元年分

内

九拾貳人八厘

出人

千九百七人九步貳厘

不足人

此銀九百五十四匁壹分

上ル

右御算用相濟者也

萬治二年四月七日

高田彌右衛門花押

田邊佐五右衛門花押

野村治兵衛花押

氷見町

肝煎中

是歲、利次、其領地加賀能美郡の二万石、越中新川郡の一萬七千石の地を以て、加賀藩領する所の富山城附近の地と交換す、

〔正甫公覺書〕

富山居城ニ相極リ、領地之替ルハ萬治二年也、金澤ヨリ菊池大學山本清三郎來ル、此方ヨリ堀田左兵衛、奥野清右衛門ヲ出ス。

富山居城萬治三年庚子年相極ル

〔前田山系譜〕

萬治二己亥年、時月富山居城ニ極リ領分替ル、加州能美郡之領二

萬石、越中新川郡ト替地有テ、富山近郷ニテ領地トナル、此下正甫公覺書ヲ引ク、今略ス  
或記云、萬治二年、加州能美郡二萬石ト、越中新川郡一萬七千石ト、本家ニ願ニテ領替、其時諸益銀地子銀等物成ニ積込ミ、打渡シ草高六千石餘ナルト云云、○此ノ領替ヲ考ルニ、能美二萬石ト下新川一萬七千石ト替ルニハ有ルヘカラス、分知ノ條下ニ見ル如ク、下新川浦山驛邊一萬六千八百石ハ分知ヨリノ領ナリ、何ソ能美ト替ル故アラシヤ、案ニ萬治二年ノ領替ハ下新川ト替ルニハ非ス、翌三年、富山居城ニ極マル故ト見ヘタレハ、其時今ノ領分ニ定リタルモノ也、萬治已後又領替アルコトヲ不傳、○又曰、利次代、下新川領之事實録ナル歟、或古記ノ中ニ、巡見使饗應トシ諸役人三日市驛ニ相向フ事アリ、今之人訝之、古老曰、三日市ハ其頃領分ナリト、○分知ヨリ萬治二年マテ星霜二十一年ニ及フ、此年、富山居城ニ極マル旨趣、舊記火失ニ因テ其事實分明ナラス、

或記ニ云、百塚富山ト替地ヲ望玉フニ依テ、明曆年中利常許諾シ玉フト云コト略見タリ、案ニ百塚ノ新城造營、容易ノ事ニアラサルヲ以テ、富山ノ城ヲ替リニ望玉ヒ、且能美モ、下新川領モ、富山邊ニテ替地ノ事本家ニ願アルナラン、然レモ光高早ク世ヲ去玉ヒ、幼主綱紀ノ代ト成ニ及テ此事空ク過テ、明曆ノ末綱紀漸ク成長シ玉ヒ、利常逝去ノ前年ニ至テ、此得替ノ事決定スルニ依テ、此年得替ノシラヘ有ル歟、萬治二年ハ綱紀十七歳、利常逝去ノ翌年ナリ、

同三子庚年、月日富山居城ニ極ル、

正甫懷中ノ記ニ、富山居城萬治三庚子年相極ルト、又同記ニ、富山居城ニ相極リ、領分ノ替ルハ萬治二年也、金澤ヨリ何某來ル、此方ヨリ何某出ストアリ、此領替ヲ案スルニ、百塚城主ノ名目ナレハ、富山古城得替上訴無之己前ニ、領分トナルコト有ルヘカラス、然ルトキハ、萬治二年ノ領替ハ本家ト内分ノ事ニテ、翌三年公邊届アツテ居城ニ相極マルナラン、今勘定所ノ壁ニ萬治三年七月八日御替ヘ知寛地文元年五月廿八日御知行割ト記有之、寛文元年ハ萬治四年也  
○本條前田氏家乘慶安四年七月に繋ぐ、今正甫公覺書に従ふ、又寛永十六年六月廿日分封の條參看すべし、



〔前田氏家乘〕 慶安四年七月、加賀能美郡ノ内二萬石、越中新川郡ノ内、浦山ノ邊一萬六千八百石ノ地ヲ換へ、富山近里、即チ婦負郡百八十村、高六萬二千八百五十石、新川郡七十三村、高三萬七千四百九十九石ト定ム、

〔参考〕

〔租稅志〕 萬治三年、富山侯加賀ノ封地ヲ除キ、之ニ代フルニ、越中ヲ以テシテ大聖寺侯越中ノ封地ヲ除キ、之ニ代フルニ、加賀ノ地ヲ以テセラル、其高數ヲ正保ノ舊ニ比スレハ、富山ハ二千四百九十五石八升三合ヲ減シ、大聖寺ハ二千二百八十四石零八升ヲ減ス、然レトモ實ハ新田高ヲ併有ス、故ニ寛文四年、兩侯幕府ニ呈セシ高辻帳ニ載スル所ノ高ノ總計尙ホ正保ノ舊ニ仍レリ、  
富山藩、領内に十村役を定む、

〔前田氏家乘〕 二年郡内ニ、十村役ヲ定メラル、  
瑞泉寺の再建成立る、

〔瑞泉寺記録帳〕

一 寛永十八年之夏より、御再建に付、妙蓮寺島方太郎助、板倉五郎兵衛等、高山青蓮寺江行テ、瑞泉寺再建に付、白川にて材木可被下願申入る、又青蓮寺住持ハ

則良宣之弟なれば、家老根尾主膳に此儀を被申傳、主膳直に出雪守殿江被申上、所願之通早速相叶、白川谷にて松木三千本可被切由被仰出ける、白川は青蓮寺の寺領也、同秋より、白川谷の山にて檜木の太木を切テ、庄川江流、其上白川村々百姓材木を寄進す、故に凡壹萬本斗也、今に此山を妙蓮谷と唱ける、  
一 寛永十九年三月、御堂御再建御新始有棟梁越前志比之備前、俗名清右衛門と云、

一 萬治二年、十四間四面紫宸殿作りの御堂、當御住職宣良御代御再建也、御新始より十八年にて立、

萬治三年庚子 百二十三年

加賀藩、秤を更む、

〔御年表〕 今年江戸より秤師守隨金澤に來、是より以前、家々用遣所之秤を取上、自分天秤大きく、綿秤、金秤、守隨今極を可用旨三ヶ國に被觸、御家中、及金澤町屋、三ヶ國在々所々不殘古秤捨、加越能不限今年より、東三十三ヶ國は、守隨秤可用旨江戸より御朱印出る、西三十三ヶ國、京都秤師豊後丞善四郎と云者之秤也、始めて、新川郡魚津に町奉行を置く、

〔富田覺書〕

町奉行所初

- 初代 萬治三年 岡田十右衛門樣外新川郡東岩瀬御より泊り
- 二代 文久四年 近藤新左衛門樣右同斷
- 三代 文久八年 松崎十右衛門樣右同斷
- 四代 文久九年 森小左衛門樣右同斷
- 五代 寶曆八年 湯原源七郎樣右同斷
- 六代 享和元年 佐渡勘兵衛樣右同斷
- 七代 元祿七年 齋藤吉兵衛樣右同斷
- 八代 元祿七年 半田治太夫樣右同斷但正徳三年七月十日治太夫樣仰
- 九代 正徳八年 上方與八郎樣右同斷但正徳八年八月五日許來り候
- 十代 正徳六年 岡田善右衛門樣右同斷
- 十一代 享保八年 上方孫三郎樣右同斷
- 十二代 延享六年 富田内藏助樣右同斷

- 十三代 寶曆六年 高島直右衛門樣右同斷
- 十四代 明和二年 長屋多七郎樣右同斷
- 十五代 安永六年 森花左衛門樣右同斷但當所死
- 十六代 天明二年 伊藤權五郎樣右同斷但役退
- 十七代 天明七年 上木金左衛門樣右同斷
- 十八代 寛政四年 杉江平助樣右同斷
- 十九代 寛政十年 三浦重右衛門樣右同斷但金澤死
- 二十代 寛政十一年 高島采女樣右同斷
- 二十一代 享和元年 小堀左内樣右同斷
- 二十二代 山森藤右衛門樣右同斷
- 二十三代 岡田左兵衛樣右同斷
- 二十四代 江守要人樣右同斷
- 二十五代 阿部甚十郎樣右同斷
- 二十六代 宮崎信次郎樣右同斷但町足輕十人之内壹人
- 二十七代 岡田八兵衛樣右同斷

二十八代 文政十二年十一月七日 三浦 又 藏様右同斷 當所に病死に

二十九代 天保三年二月 前田源五左衛門様右同斷

三十代 天保九年 岡田喜兵衛様右同斷

飢饉

〔石埼記録〕 万治三年大なる飢饉之由 河合

加賀藩、所領新川郡舟見、浦山に新宿を設く、

〔増補大路水經〕

萬治年中新宿被仰付舟見村驛 中浦山村驛

加賀藩、所領越中國内七木の制度を設く、

〔御林並舊記〕

彌波射水郡七木伐方

一 御郡方拜領地に罷在候、寺社境内之七木伐取候節は、加州方同様にて居宮林之義は、直に寺社奉行江相願取捌方加州同様に候、村地に罷在候寺社宮林之義は、加州同様に可有之筈に候得共、神主等村方申有之、先達而より段々及詮義置候得共、未治定いたし兼候條、追て落着之上重て可相達候、

新川郡七木伐方

一新川郡寺社拜領地之分、寺社奉行江願出候へは、書付御算用場へ指出之上、御郡奉行江極印之義申渡候、拂木之分出極印打渡方、右に相記して加州取捌方同様に候、村地に有之寺社七木、宮修葺等伐取候節は、神主納得之上、村方は御郡奉行江願出候共、極印打渡方加州御郡方同様に候、

〔参考〕

〔越中の山と川〕 徳川三百年の政治も天下の趨勢に驅られて倒れ、舊幕各藩の制度も蜂の巣を叩く如くに破壊せられて、一般世人の政で顧るものなし、然りと雖も今より是を稽査せは見るべきの制度抄しとせず、即ち本縣に於ける、舊藩林制の如き其一なり、

制度の是非善惡は兎も角も、維新革命に至る迄、能く森林の保護を圖りて以て領土の公安を維持し、需用木材の供給を圓滿ならしめたるは、之れ全く舊藩林制の賜物と謂はざるべからず、然るに一朝林制の弛廢したるや、濫伐相踵ぎ齟齬たる山相は、忽ち變して秃兀の地となり、之か結果として、水害荐りに臻りて殆んど底止する所を知らず、加之年々巨額の費用を他縣に投して、木材薪炭の

供給を仰がざるを得ざる慕なき有様となれり、想うて之に至れば、制度の興廢も、國土保安并に一般經濟上容易ならざる關係あるを知るべきなり、今や森林養殖の聲天下に喧しく、各縣競ふて之が經營に汲々たるに當り、吾富山縣に於ても亦之が經營を務めつゝあり、然りと雖も尙將來林制上に向つて、施設すべきもの鮮からざれば、舊藩林制の一斑を掲げて參考に供するも敢て無益の業にあらざるべし。

舊藩林の制 礪波射水新川の三郡は舊金澤藩に、婦負郡一圓は舊富山藩に屬すと雖も、山林の名稱制度は、大同小異にして大差あることなし、舊金澤藩の森林を設置するや、一は藩用の爲にして、其使用の主たるものは、城廓諸建築堤防橋梁等、都て藩費支出に係る材料を得るにありて、國土保安の爲め設置するもの甚だ尠し、而して僻邑寒村の一朝火災に罹り、或は水害に逢ひたるときは特に材木を下付せり、藩用の爲め伐採するときは、郡奉行の證券に算用場の印を捺し、之を渡して伐採せしめ、其枝葉は肝煎之を預り、算用場の指揮を受け、公賣に付し、損木の枝葉は郡奉行の證券に算用場の印を捺し、之を以て瓦焼の薪用に下付すと謂ふ、富山藩は、金澤藩に比し、施法稍や嚴にして、若し損木あるとき

は山廻役之を見閲し、枝葉に至る迄汎く之を拂下げ、其代金は勘定所に收入せしむ。

金澤藩の山林には、御林御仕立林官林格の三種あり、御林とは城跡、又は爭論未決の地、又は深山幽谷立山の如きものは、是なり、御仕立林とは、藩の植付に係る森林にして、官林格と稱するものは、山役錢を納め、林中の雜木下草のみ自由に伐採するを得るものなり、然るに天保中非常の凶歉に際し、藩林及七木を伐採すること甚だ多く、弘化嘉永の頃、藩政専ら開墾を勸奨せしより、一時皆伐の山林尠しとせず、下新川郡布施山開、桐山野開等廣漠たる田畑は、元と皆な藩林なりき、富山藩も亦た大に開墾を奨励したるを以て、到る處山林を開墾して田畑となし、今や往昔の姿を見るに由なし、而して先年還祿士族授産の爲め、拂下たるものを加ふれば、殆んど藩林を蕩盡し、唯た僅に黒部奥山立山の如き、深山幽谷跋涉し易からざるの地を存するのみ。

民林の制 民林に生植する松栗杉槻檜桐樺は、金澤藩之が制法を設け、小苗と雖も私に伐採することを得ざらしむ、之を稱して七木御定と謂ふ、故に私有の名ありて其實なしと謂ふも可なり、而して檜又は唐竹を以て栗樺に易へ、或は

桐槻を除きて、横五葉松、姫子松の類を加ふる如き郡村に依り之を異にせり、民林に二種の別あり、百姓持山御林と稱し、一村又は數ヶ村共有の山林其一なり、持林と單稱し、一人又は二人所有の持林其二なり、而して其取扱に至ては稍や別ありと雖も、七木伐採の自由ならざる一點に至ては同一なり、抑も舊藩時に於て、此の制を設けたる起因を尋ぬるに、越中加賀は利便の藩林に乏しく、木材の供給充分ならざるが故に、僅に此の法を設けて、非常の用に備へたるものなり、治下の人民一朝水火の災に罹り、或は民費支辨に係る堤防橋梁の修築に要するときは、其數を制限して之が伐採使用を許し、若し藩用の爲め伐採するときは、則ち相當の代價を付せり、而して七木の制は、舊に此等の山林にのみ止らず、百姓垣根七木、畦畔七木、坪七木、と稱し、百姓居屋敷地、或は畦畔等に生植せし樹木にも、持山同様の取扱を施したるものなり、七木を伐採せんには、必ず組織許の承允を受くるを要す、組織許は其事實を糺し、相違なきを認むるときは、之に極印し、伐木跡には必ず七木を植付けしむ、若し無極印の七木を伐採するときは、其木材を沒收して之を公賣し、其代金の半額は公收して郡中の貯蓄に供し、他の一半は見答人に交付す、沿海の人民、若し

風砂の害を防かんか爲め、樹木を植付けんと欲するときは、藩之を實査し、特に松苗を下付することあり、而して一旦植付けたる後は、之を伐採せんとするも、決して之を許さざりし、

七木、若し枯損するときは、藩の檢印を受け、所有主之を供用することを得べく、自餘の雜木は、人民の隨意に植伐することを得たり、然れども、富山藩領に限り、用材となるべき樹木は、其七木たるを否とを問はず、凡て藩の檢印を受くるにあらざれば、私に之を伐採することを得ざらしむ、要するに七木の制たる、頗ぶる束縛の法たるには、相違なしと雖も、官民共に需用材の缺乏を招かず、濫伐の弊を防遏したるは、一に此の制度の効果と謂はざるべからず、然とも一利あれば、一害あり、此の制度ありしが爲め、地方經濟的、林業の發達を妨げ、人民をして林業を營むの念慮を絶たしめたるは、掩ふへからざるの事實にして、亦た是非もなき次第と謂ふべきなり、

並木の制 並木は、松、杉、赤楊の三種にして、松最も多を占む、一里間凡八百三十本、即貳間一本の割合にして、風損木は、徒横目檢査して、地係村に下付し、跡地に苗木を植繼かしむ、若し其費用巨額を要するときは、藩費を以て植付をなした

るものなり、

山林官吏の職制 舊金澤藩の山林を管理するものは、算用場奉行にして、郡奉行に亞く、而して山奉行又之に亞く、奉行の下に山廻を置く、山廻に二種あり、一は扶持人山廻と稱し、一は平山廻と謂ふ、其列十村に等し、十村或は組織許其事務に與かることあり、要するに、之を専務するものは、則ち山奉行山廻役にして、山廻は、常に我擔當區域の山林を巡視し、其盛衰等總て山林に係る一切のこゝとを、上通下達するを以て職掌とす、山奉行は、毎年一次乃至二三次山林を巡視し、山廻の上通を熟察し、下達應否を勘辨する等、總て山林一切の事を專掌す、而して山奉行の進退舉措は算用場奉行の管理する所なり、郡奉行は山奉行の協議に與り、或は算用場奉行の指揮に従ひ、林務に従事す、又山番なるものあり、其地係村の協議に依りて成るものにして、其給料も亦た村費を以て米或は金を附與す、山林の廣狹に隨ひ、日々一度乃至二度巡視し、若し異狀あるときは直に村役人に通知し、或は故なく伐木するものあれば之を中止し、其姓名を尋ぬるか如き則ち其職分の一なり、

富山藩の山林は、全く郡奉行の管轄する所にして、之に亞くに山廻を以てし、其

下に山番あり、山番は平百姓を撰舉し、米或は金を附與す、又地係村の協議を以て設けし山番あり、給料は則ち村費を以てす、之を所切山番と謂ふ、

刑罰 凡そ藩林中盜伐の竹木あるを知らずして、麓村より案内せざるときは、其村一作一分の増免を命せり、之を過怠免と稱す、而して盜伐者の居村も亦た同じ、若し其村より訴出つるときは、一作一分の内五厘を用捨し、五厘の過怠免を命す、若し犯者を差出せば、五厘の過怠免も亦た之を用捨す、而して一村協議になりし山番にして盜伐するか、又は無極印の伐木を視認むるも之を案内せざるときは、詮議の上、獄に繋ぐこと、せり、又何人に限らず、犯人を見付けたるものには、褒賞を授け、犯人は之を入牢せしむ、而して藩の禁制に係る七木を無斷に伐採したるものも亦同じ、

利次、婦負郡本法寺所藏の曼陀羅を見る、

〔本法寺曼陀羅〕

表書

古表具之裏書

明應第六丁巳伍月廿一日

越中婦負郡榆原保内本法寺常住也

法印日順

日還注曰

此法華經壹部廿八品之繪像者、厥人王九十五代、後醍醐天皇御宇嘉曆元年、自海底上、其時代當國富崎城主神保八郎左衛門殿、當寺先住日順法印寄與之爾、已來曆三百三十余歲、以故繪像表具皆悉破損、依之、代々之住持雖有修治願而無其力矣、爰當國富山城主松平淡路大守利次尊君萬治年中、有御披見、忽發欽仰之志、欲嚴飾之、自爾至寬文年中、始終十三箇年之間、都合廿一幅修成之、加焉、山林畠田等寄附之給畢、

寔是善根無量福德無限、於茲我願既滿、衆檀望足焉、

然者則當寺歷代之住持、爲利次尊君武運長久、每朝勤行刻、御祈禱一座宛、永代可相勸者也、

伏冀

利次尊君武運長久家門安寧、國中快樂、伽藍昌盛、衆檀繁榮、至祝至禱、至禱至祝、

表具師

松平淡路守尊君御家禮、松井庄右衛門宗有令表具畢、數年細工の砌及拜見、忽發

宗門改轉志、頂大乘妙典、成當寺檀那、與依之信力、堅固之志、願記茲矣、

于時寬文拾貳壬子曆五月廿一日

越中國婦負郡榆原保内黒瀬谷長松山本法寺常

十二世住持 智詮院 敬書

日還花押

〔參考〕

〔石埼記録〕 享保四年十一月十六日、越中富山本法寺、日蓮法華經二十八品繪圖二十二幅、於江戸仕立罷歸候由に付、利興公より被仰遣候に付、今日御中邸江御留守居藤堂平左衛門指添本法寺參上、中屋敷表御門開之御廣間江御大小將誘引於御大書院、御目見披露御持足輕頭長屋要人昌倫八郎左衛門畢て、於御小書院本法寺并同寺末寺富山イダ村妙法寺日秀相伴にて、二汁七菜御料理、通新番裏付上下伴僧三人御廣間にて二汁七菜、通御歩袴迄、藤堂平左衛門は御色代上之方屏風圍にて、聞番菊池甚十郎足知相伴御料理被下之、右惣用指引は御大小將番頭井上勘右衛門、同横目多胡源五左衛門布上下着用勤之、繪圖寫被仰に付、御留置之段申述、本法寺等退出、

一繪圖御大書院被懸御前様方御出御拜見、御近習の面々拜見被仰付、吉治公も御出御拜見也。

但右繪圖大抵三卷を一幅に畫二十八品之意を番候由、狩野即譽狩野舟川、初子弟共、並御細工者江寫被仰付候所、出來に付十二月八日可被返下候間、受取に可參旨被仰遣、伴僧兩人參上に付、於御廣間、御菓子御吸物等被下之、通新番、聞番甚十郎定知爲抄、換出法華經繪圖、不殘被渡下、受取罷歸候。

〔法華經二十八品畫像小緣起〕

人皇九十五代、後醍醐天皇の御宇、正中二年

夏の初より、嘉暦元年の正月に至まで、當國射水郡放生津浦今は新湊なる蒼海に、夜毎光明をはつし、波も紅るに染渡り、漁人網を引に一魚をも得ず、就中此地は田畑稀にして晝夜すなどを活計とせり、かくて半年を過れば、浦人飢て他郷に移轉する者おほし、是故に該事を官に愁訴す、吏あやしみ、浦長大工屋喜平今は大井に命し、大網を設けて光りを探らしむるに、一奇物をえたり、其形貌圓某と云ふに、浮木に海藻をひしげり、群貝よりつき、波底にあること幾久し、是を打く

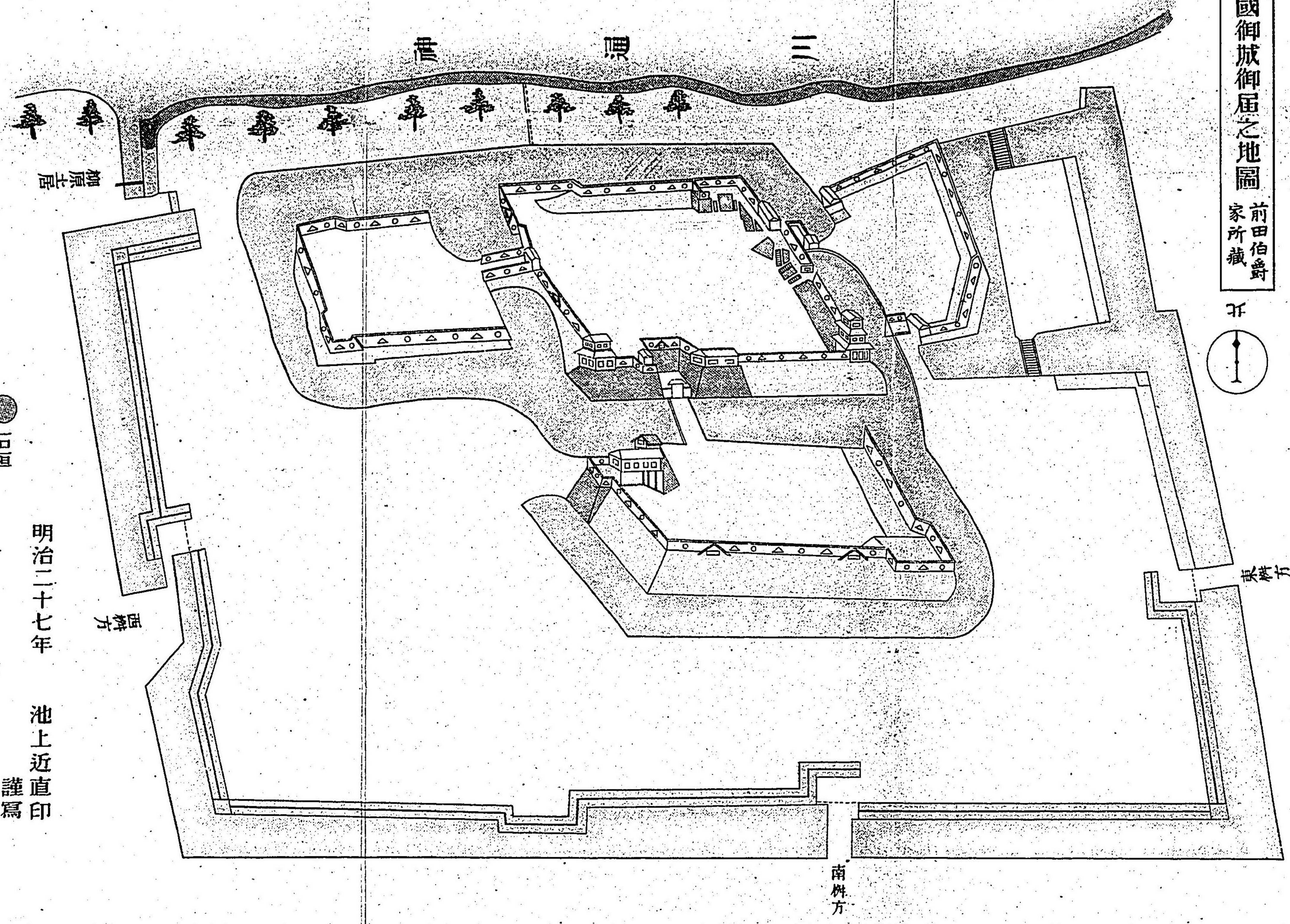
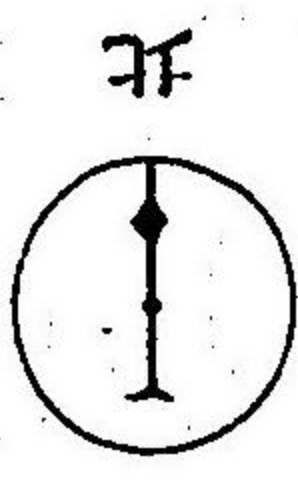
だきて窺ふに、二十二幅の巻ものあり、其時の領主富崎城の神保氏に是を呈す、城主ひらき見たまふに、佛菩薩の端嚴なる尊貌、或は人天渴仰の體相惣して、三







富山御分國御城御居之地圖  
前田伯爵家所藏



- 土居
- 堀
- 石垣

明治二十七年  
池上近直印  
謹寫

善三惡六凡四聖の容體寔に生けるが如く、自然天成にや、玄妙神異非凡のものなり、何の世いかなる國より來りけん、不可思議なり、蓋し佛畫ともしられずとて、當時領主より内外有識にたづねられしに、更に答ふるものなし、爰に我寺の淨信法印日順は、博學の聞えありければ、則ち召して問れしに、法印一見して恭敬禮拜し、殆ど眞佛に値ひ奉るが如く、稍少くありて答へらるゝ様、是は本師釋迦如來天竺靈鷲山において説せ玉ふ、法華經二處三會開導の尊貌なり、故に此尊像を親く拜し奉れば、則ち佛在世に生るゝに異ならず、靈山一會につらなり、眞佛の御口より金典一部を聽聞し奉る心地して、歡喜身にあまり覺えず落涙せりと、城主之をきゝて共に感嘆せられ、即座より法印を請して、其由縁を聞かれし事、三年におよび、是に因て信伏隨從し、終に法華經受持の行者となられしと、又此曼陀羅を淨信にたまふ、法印永く當山の寶庫に藏め重寶となせり、

萬治中 紀元二千三百二十八年より  
全 二千三百二十八年まで

### 加賀藩、口米の制を改む、

〔租稅志〕 正租ニ口米夫銀ヲ加徴セリ、口米トハ他日減米アランコトヲ慮リ、俵口ニ加ヘシムルノ謂ナリ、其起原年歴詳ナラス、慶長以後ノ、口米沿革表ヲ左

後西院天皇萬治三年 萬治中

二 掲ク、慶長十年、金屋本郷村物成定、  
狀慶長以來定書五十嵐五考

正租一石	慶長九年前	十年以後	元和二年以後	承應三年以後	萬治中ヨリ	寛文十年以後
ノ口米	四升	五升	八升	五升 明與力	八升	一斗一升二合

〔参考〕

〔石埼記録〕 口米トイフヲ納ムルコト、何ヨリ出来シコト考フルニ、其濫  
 觴ハ、俵ノ口へ添米ヲ入レシヨリ起リテ、畢竟ハ欠米ヲ見込ミタルモノナルヘ  
 シ、俵ノ口へ入ル、ユエ、口米トハ名付ケシモノナラム、口米 又一説ニ元和六七  
 年ノ頃マテ、百姓ヨリ收納米ヲ家中侍中へ全ク收納セサルニヨリ、侍中ヨリ家  
 來ヲ百姓ノ家ニ遣リ、數日滯留セシメタリ、其間百姓ヨリ之レヲ賄ヒ、太ク困却  
 セシニヨリ、其食費ヲ概算シ、折スルニ米ヲ以テシ、之レヲ口米ト名ツケ、之レヲ  
 百姓ニ徴シ以テ家中ニ賜フ、正徳享保ノ間、算用場奉行、野村助兵衛名重成、横山  
 トアリ、

〔微妙公、元和元年十一月七日定、十四條ノ内、下代在所へ指越候ハ、一汁一菜  
 ニテ朝夕之食、其在所中トシテ賄可申候、但人數上下二人三人ニハ不可過事、  
 付、當座之飛脚以下、右同前事、以來定書長

又一説ニ、往昔佐久間玄蕃、神保安藝守等領主ノ時分、領地ヲ下免ニシテ用ル所  
 ノ收納升ハ以外大クシ、扶持方ナルニヨリ、利長公ノ御代ニ斗子升ヲ被相定、  
 彼大升ノ出分ヲ以テ、石八升ノ口米トナルナリ、是レ口米ノ起リナリ、河瀬  
 寛文元年辛丑 紀元二十二年  
 五月己酉

一日、配、利次、富山城を修營す、

〔前田山系譜〕 同四辛丑年、寛文ニ、利次ヨリ當城ノ堀土居天守櫓塀等造營修補  
 之事、繪圖ヲ以テ公義ニ伺有テ、御免許ノ御奉書アリ、御奉書如左、

就百塚領越州富山得替候、富山古城被取立之候、因茲天守土臺石置之、同天守  
 建之事、土橋取崩懸橋之事、櫓三ヶ所立候事、二階門三ヶ所立候事、冠木門七ヶ  
 所立候事、木戸七ヶ所立候事、石垣四ヶ所崩候付築之事、本丸二ノ丸西ノ出丸  
 三ノ曲輪、此所土居之上掛塀之事、惣構東西南三ヶ所堀狹ニ付、而廣候事、東之  
 出丸堀埋候、東之方江廣之堀を堀、東西南三方土居築之、懸塀之事、本丸二ノ丸  
 西ノ出丸之堀三ヶ所埋候ニ付、而浚候事、被注繪圖ノ通承届、及上聞候之處、以  
 連々普請可申付旨、被仰出候間、可被得其意候、恐惶謹言、

萬治四年丑

五月朔日

阿部豊後守  
稻葉美濃守  
松平伊豆守  
酒井雅樂頭

松平淡路守殿

右城普請願置ノ處、後正甫代初メ又繪圖ヲ以テ願有テ御免許ノ御奉書アリ、  
日付ハ延寶五巳八月廿五日ナリ、利次願置ノ趣ト不同、此兩御奉書并繪圖火  
災ニ不罹于今存ス、

同年ヨリ城修理ヲ加フ、

此時ノ普請奉行木村潮兵衛、遠藤安左衛門ト云々、

〔正甫公覺書〕

一 富山町長サ四十五丁、横十二丁四十間餘、通リ町數十八丁、  
家數二千八百九十軒、人數男女一萬七千六百餘組町迄也、  
一 婦負郡一圓餘、高凡七萬五千石餘、村數百八十ヶ村、新川郡ノ内領分高三萬七  
千四百石餘、村數七十三ヶ村、都合二百五十三ヶ村、  
一 領分長サ平均ニシテ十里三十一丁餘、横幅四里三丁餘、

一 富山ノ城ハ安住ノ城ト申ス由、神保安藝守氏治四五代居之、其後佐々成政居  
城、其後利長移之、

富山之城地廣狹之事

本 丸	南 嶺 東 北 七十三間	東 嶺 東 北 八十五間
二ノ丸	西 嶺 南 東 北 二十五間	東 嶺 南 東 北 三十五間
三ノ丸	南 嶺 南 東 北 七十六間	東 嶺 南 東 北 七十五間
西ノ丸	南 嶺 南 東 北 四十八間	東 嶺 南 東 北 七十八間
	西ノ方 五十三間	東ノ方 四十二間

〔前田氏家乘〕

婦負郡百塚村ノ地理ヲ檢査セシニ、新城築造ノ工事容易ナラ  
ザルヲ以テ、富山ニ居城ヲ定メシ事ヲ決セラル、萬治四年、舊富山城ヲ修營シ、其  
ノ天主土臺石ヲ置キ、天守ヲ建テ、土橋ヲ除キ、掛橋ヲ造リ、櫓三所ヲ建設シ、二階  
門ヲ三所冠、木門七所、木戸七所ヲ建設シ、本丸、二ノ丸、三ノ丸、曲輪、土居ノ上掛屏ヲ  
造リ、總構東西南三所堀ヲ廣メ、東ノ出丸堀ヲ埋メ、更ニ東ニ堀ヲ穿テ、以テ城中  
ノ地ヲ廣メ、百七十坪ヲ求メテ、中屋敷トシ、江戸在住ノ士ヲ此ニ置カシム、

〔越中記〕

富山町立始リ

- 一 八拾貳町
  - 一 貳拾參貫九百目
  - 一 五拾七貫目餘
  - 一 貳千九百八拾七軒
  - 一 壹萬六拾七人
  - 一 八拾貳ヶ寺
- 町 數  
地子銀高  
總御改銀高  
家 數  
人 數  
寺 方

修城の工は必しも此に始まるにあらす、姑く幕府允許の日に従ふ、又寛永十六年六月廿日分封の條參看すべし、

〔参考〕

〔富山市沿革志〕 萬治四年、富山城頽敗荒蕪ニ屬セルヲ以テ、幕府ニ其ノ修營ノ事ヲ申請セシニ、五月朔日之ヲ允可セララル、是ノ月、淨禪寺ヲ鮎川端ナル天神町今ノ西ニ移轉ス、而シテ藩臣ノ邸宅ヲ配置シ、街衢ヲ改正シ、侍町寺町商人町ニ區別ス、又中町ヨリ木町ヲ歷テ神通川ニ抵ルヲ改メ、東四町三十三間城ニ沿ヒテ迂回シ、諏訪川原ノ西、鐵砲ヨリ舟梁ニ到ルヲ常道トセララル、此ノ時ニ至ルマテ大手口

〔三州志〕

附錄三

越中富山ハ古ヘ藤居山ト書シ、其庄ヲ藤居庄、其邑ヲ藤居

村ト云コトナレトモ、古書ニ證ナシ、相傳フ富山寺ハ、大同元年ノ開山眞言宗也、且明徳寺有古一千餘年、此境藤居庄藤居里藤居山登王院富山寺トアリ、又云富山トハ、田地方ノ別名ニテ、古ヨリ西田地方ヲ富山トモ號スト也、今ハ富山城南地方アリ、各神ノ社實街盛境ニ東田地方アリ、此田地方ニ限リ村トハ成政ノ將前野々小平左衛門跡ト云フ處アリ、處モ存ス、佐或ハ富山城ヲ安住城、又安城トモ云ハ訛也、田安城トハ、一名富山城ハ、新川郡ニ在テ平城也、西ハ神通川ヲ帶フ、其築城ハ水越前守勝重經始シ、傳ニ云、勝重後ニ左衛門勝成アリ、長職ト改號ス、富山本ニ成下野守信元ノ男、深田日向守ヲ乘入、越中ノ旅客ニテ、華寺村沼田中ニ其時ノ腰上掛藤信ト云フ處アリ、此處ニ古松存ス、本記徵ス、按シル、神保氏三世之ニ據ト也、三世疑クハナ石又藤所トテ、此邊ナルヘシ、本記徵ス、按シル、神保氏三世之ニ據ト也、三世疑クハナ越中守安藝守清中野郡ノ端トシ、是亦詳ナラサコト也、但シ今ノ地ニ非ズ、成政内四屋河ト所ノ高ノ水塘ヲ古ノ城跡カト云、又今ノ城東ノ中ノ志浦屋久兵衛邊成政ノ時、長局ト呼シ、河東堤ヨリ、小百合ト云、又今ノ城東ノ中ノ志浦屋久兵衛邊成政ノ時、町神八十二歳ト云、一門二門、又成ニ存ス、是ハ藤居ノ時、社大平寺引ニ移セシ由、江按水奉ニ合上會スルノ者、皆ナラ、只管右ノ富山城ハ、今ノキ城、地トモ見テシ、穩當ナル事ヘシ、(中略)

萬治二年富山城ニ極リ、同四年再ヒ同國富山へ得替ノ願アリ、同五月朔日官許アリ奉書文〇奉書文は前田系ヲ富山城ヲ經營シ之ヲ居城トス、本丸南頗東西八十三間、西頗南北七十三間、北頗東西八十五間、東頗南北八十間、二丸南頗東西百二十六間、西頗南北七十間、北頗東西二百八十間、東頗南北百七十五間、三丸南頗東西百二十六間、西頗南北七十間、北頗東西二百八十間、南百七十五間、西丸南頗東西四十八間、西頗五十三間、北頗東西二百八十間也、古來ノ外郭、松門ヲ裁テ、鐵門ニ改メ、神通川ハ城ノ西北ヲ繞リ、天鼠河ハ城東ヲ流レ、吳服山ハ城ノ四方ニ對ス、舟橋ヨリ一里以外也、別ニ城圖アレハ此ニ略ス、萬治四年中並卷街モ別員數一萬七千六百餘トアリ、愚按方今町ノ四十四間、家數二千八百九十軒、町カラス云々

〔諸藝雜志〕 五

越中略四國福波、射水、高五拾三萬六百三拾石富山城、新川郡太田庄町九十一名、向ハ各々町ノ長サ四十五町、横町十二町、四十間餘、其以前ノ調理ナリ別段或書ニ、往昔富山は藤井村と申せし所なり、去は普泉寺は古へは富山寺と書しなり、藤井山いふも、藤井村といひて、故に此號有といふ、御城は安住の城と

申也、神保家二三代居城、其後佐々成政越前ヲ引越此事往々天正八年閏三月の事なるへし、其後朝日山の砦より、加越のあらそひ初りて、末森鳥越等屢合戦にて、天正十三年九月五日、佐々降參にて大納言様御領と成、かくて守山江は利長様入せられ、富山江は前田佐州入せられ、其後慶長十三年、利長様富山江入せられ、西は安養坊吳服村より東は新庄水橋迄、御家中建つづけけり、斯く四年富山に御座成されける前に、鮎川の端卷屋彦三郎といふもの、三月十八日に出火いたし、御城をはしめ富山大略焼失す、是に依て利長様高岡へ入せらる、其跡山本清三郎支配の由、其後寛永十八年十月中旬に、淡路守様あらたに錦城を築かせ給ひ、御入城と成る、前田系譜に同じ、依て今略す

右は萬治四年五月朔日從江戸申來る

〔上新川郡山室高等小學校報告〕

清水村、西公文名村ハ、富山藩ニ屬シ、其他、館出、奥田、下新、石金、東長江、西長江、秋吉、秋吉新、天正寺、山室町、古寺流杉、柿木荒屋、上中川原、高屋敷、山室江口、東公文名、中市ノ各村ハ、金澤藩ニ支配セラレ、

是歳、射水郡小杉新町、宿驛となる、

〔増補大路水經〕

寛文元年ニ新宿被仰付、小杉新町驛



〔射水郡小杉郡常小學校報告〕

小杉新驛ノ成立ハ、寛文元年ニシテ、當時金澤  
富山間ニ兩道アリ、一ハ山街道ニシテ、今モ上使往來ト稱スルモノ是ナリ、一ハ  
濱街道ニシテ、高岡開ケテヨリ、益々便宜ノ道トナリ、國主江戸參勤ノ往來モ、道  
路修繕ノ上此街道ト定マリ、新ニ能町ニ七十二間ノ板橋ヲ架センガ爲、大ニ土  
工ヲ起シシ由、牧野村長福寺舊記ニ見ユ、承應三年ノ街道普請ノ令即チ是レナ  
リ、然ルニ、着手半途ニシテ、此街道ニ不便多ク有之旨申上ゲテ事止ミ、新ニ山濱  
兩街道ノ中央ニ於テ新街道ヲ作ルコトトナリ、尋テ新驛開キノ布達アリ、我小  
杉、下村兩驛ハ實ニ是歲ヲ以テ開カレタリ、寛文二年、御郡奉行村廻リ始マル、茲  
ニ小杉新驛ト唱ヘ、今年ヨリ宿繼御用相勤メ、家建モ益々増加シテ幾モナクシ  
テ百軒ヲ超ユルニ至リシトゾ、

加賀藩、山本清三郎等に改作奉行を命し、其意見に因り、一郡一人の無組御  
扶持人を置き、總十村の監督たらしむ、

〔石埼記録〕

寛文元年、山本清三郎等ニ改作奉行ヲ仰付ラレ、存寄ヲ申上クヘ  
シトノ仰出サレアリ、清三郎ヨリ一郡一人ツ、縮トナル者ヲ、諸事目アカシニ  
仰付ラルルヤウ申上ケレハ、越中島尻村刑部、田中村覺兵衛ヲ總十村ノ縮トシ

テ、組持十村ヲ指除ケ、無組御扶持人ト名目ヲ改メ、他郡ノ御用ヲモ勤メシメラ  
レタリ、此二人ハ、利常卿御代ヨリ、御扶持下シ置カレシ者ナリ、

寛文二年壬寅

紀元二千三  
百二十二年

七月壬申

十日、辛加賀藩、家士の知行米預くへき藏を定む、

〔御定書之寫〕

御家中諸給人知行米預リ置候、藏本之覺

- |      |     |
|------|-----|
| 金澤町中 | 小松町 |
| 鶴來町  | 高松村 |
| 今石動町 | 氷見町 |
| 城端町  | 高岡町 |
| 福光町  | 戸出町 |
| 東岩瀬  | 水橋  |
| 滑川   | 赤川  |
| 横山   | 泊   |

魚津町	七尾町
劔地村	道下村
輪島町	曾々木村
飯田村	宇出津村
鶴川村	中井村
留木村	子浦村
飯山村	今濱村
神代川尻	堀松村
大島村	羽咋村
熊木村	野崎村

右御定所之外に、米預置申間敷事、

一 藏宿並請人聞立候はば、所々御奉行江斷相談指圖次第、米預置可申事、

一 御奉行江無相談、下ニ而米預置若藏宿引負いたし候はば、從公義御穿鑿被成

間敷事、

被仰出候通、相違有間敷旨、組々急度可被申觸候、以上、

寛文二年七月十日

十二月朔辛丑

二十六日、丙寅加賀藩、領内越中の道路を修理し、之を十村の支配に屬す、  
〔御定書之寫〕

御分國中、往還道、去年當年ニ而作り立相濟候に付、道奉行御取上被成候間、向後  
ハ郡切其手合之十村致裁許、道少損候内ニ爲直可被申旨、被仰出候間、此段郡奉  
行、改作奉行、相談可被申渡候、以上、

寅十二月廿六日

與村 因幡

前田 對馬

横山 左衛門

本多 安房

津田 宇右衛門殿

長嶋 五兵衛殿

是歲富山藩、新川郡東岩瀨、及射水郡下村を新宿と定む、

〔増補大路水經〕 寛文二年新宿ニ被仰付、東岩瀨驛○中下村驛、

〔高島舊記〕

下村新宿家數百三軒寬文二年ヨリ、僧政宥、婦負郡長澤各願寺を再興す、

〔肯構泉達録〕

各願寺庭中に數圍の櫻あり、春三月富山より貴賤とも花見に行きて盃を舉げ吟賞し、詩歌などを枝毎に繫げり、

正甫公御放鷹の時各願寺に御腰を懸られ、花見の宴を設け給ふ、南部景春陪從し、櫻花の詩并に長澤の記あり、左に録す、

遠見如雲近似霞、仙顏含露玉消環、傾城自在無言裡、不用懇憐解語花、

長澤記

粵中富城之西緣山行三里、有村名長澤、有寺曰各願寺、其爲境四方山足所會也、其山勢連綿至于東北、而隆然幽峽者安養山也、山脈不斷自南走東、彌遠彌高、巍峨崛起于雲表者立山也、遠汀幽渚、綠水分流、而映帶于寺前者神通川也、登其西岡回首焉、西則俱利伽羅、石動之兩峯、巖堆然如雲霧、霽之並出也、北則蒼溟淼漫、長天一色、而岩瀨與方能州之海嶠、悉在一顧之間、是勝地之大觀也、若夫朝暈夕陰、風煙花鳥、

四時之異觀、則千態萬狀焉、能筆力之所得盡乎、村之父老相傳言、此寺古爲叡山之屬、其詭麗之極、實冠北陸、道因號之北叡山、後醍醐帝時、會關東緇徒赴官、度于洛之叡山、道出于此寺、寺僧沮之、叡山之徒大怒、來侵、帝遣使勅諭不可、遂害勅使、其葬所尙在、俗呼爲勅使塚、自後屬于密宗、而寺寢衰、後又經寇火、化爲空原者久矣、至寬文二年、釋政宥者再興此寺、比之於古、雖堂宇狹隘、猶足存十一於千百、嗣于政宥曰秀暹、嗣秀暹曰寬仁、以至今僧弘賢、富城管使君聞之、召僧弘賢而問其事實、對曰、賢之所聞亦不過父老所傳也、舊記典籍、悉羅兵火寺之遺事、今無知其詳、獨其足徵者、唯有寺僧玄弘、勸化檀越、葺補闕若之書耳、其文曰、文武帝大寶元年、創立此寺、開山曰佛性上人、其末題曰、大永三年、玄弘敬白、此書口得之民家、初知其創立時也、而其所謂玄弘者、不知佛性第幾世之僧也耳、觀閣遺跡、今尙在山谷間、而耕耨之民得佛器者、往々有之、嗚呼、自大寶來千有餘年、世事已變、一何至于此、當時寶閣金刹之地、今欲求其片瓦尺材、而不可得、徒見荆棘蒙茸、狐狸奔走也、己加之并其遺事、而亡矣、登臨之間、豈可不傷其心哉、

使君聞賢之言、愀然大有感于興廢、因使畫工圖其地于屏、命臣景春曰、宜作記書于其上、景春謹應命、收父老及賢之所言、以爲之記、

〔参考〕

〔各願寺由來記〕

大寶元辛丑四月、勅命ニヨリ長澤村ニ大伽藍ヲ建立ス、

〔宗鏡亭 越中舊記〕

上 天武天皇白鳳十四年、帝第九ノ皇子經ノ宮越ノ領司トシ

テ降り玉フ、傳云、此君持統天皇朱雀十年ハ三ノ越ノ郷將三島ト云處ニ宮ヲ營ミ越ノ宮ト稱ス、三島又三川島ト云、今ノ婦真郡有澤村井田村ノ此君終ニ佛門ニ入玉ヒ、長澤山ニ大伽藍ヲ建立シ、各願寺ト唱フ、是北越寺院ノ創建ナリ、

〔各願寺過去帳〕

各願寺

尊靈

開基 自信院佛性上人

天平元年三月一日

第二世法性上人

第三世理性上人

第四世性如上人

第五世圓性上人

〔此間不明〕

弘譽

享保七年十一月廿一日

〔宗鏡亭 越中舊記〕

上

傳ニ云、長澤村各願寺ノ本尊、藥師如來ハ、傳教大師、赤梅檀ノ香木ヲ以、刻ミタル佛ナリ、今日枝山建立ニツイテハ、此佛ヲ安置シタキ旨ヲ天皇ヘ願ヒケレハ、御許容アリ、依テ勅使ヲ立テラル、日枝山ノ衆徒、並ニ迎ヒノ兒等ヲ添ル、勅使越中國長澤ニ着シ、其趣ヲ述ヘテ云、今般今上天皇所願ニヨリ、日枝山ニ一蘭若ヲ創設アルニツイテハ、本尊ヲ崇メ可申就テハ、越中國長澤郷各願寺ノ本尊ヲ迎ヒ可移、各願寺本尊ノ義ハ追テ可下賜トノ事也、云一山ノ衆徒之ヲ承リ退テ商議ニ及ヒシカ、于茲正念院ノ覺正房ナル者、進ミ出云、此度ノ勅使ノ趣キ甚恠シ、忝クモ當山ハ天武天皇ノ皇子御創立、其君御遷化アルヲ見込ミ、新立ノ者共カ申立セシ者也、勅使ノ趣キ違背苦シカラズト、少シモ憚ル處ナク申述ベケレハ、各之ニ一決シ、不承知之段申出ケレハ、勅使ハ違勅ノ事ヲ以申論シケレ共、一統聞入ザレバ大ニ怒リ、座生ニ三人ヲ縛シ、引連レ歸ラントシケレハ、衆徒大勢集マリ、勅使ヲ打殺シ、其他ノ兒及衆徒ト戰ヒ三十六人ヲ殺シタレハ、餘ハ皆逃去、此趣奏聞ニ及ケレハ、頓テ討手ヲゾ下サレケリ、去程ニ各願寺ハ檀家ヲ徵收シテ此仕末ヲ商議ニ及ブニ、何レニモ逃ルハ、方無キ事ナレハ、合戰ノ用意シテ待カケタリ、先五時谷庄嚴院ニ五百人ヲ添ヒ、射水彌波ノ界

ナル三戸田ノ刈原ニ埋伏セシメ家老柳澤伊賀守ニ荒川通照院ヲ添、黒河山ニ  
 柵ヲ結ビ守ラシム、京師ヨリハ足立左衛門細川民部少輔ヲ大將トシテ討手ノ  
 兵八千人進ミ來リ、先ツ三戸田ニ到ルニ、伏兵ノアルヲ知リ之ヲ刈出シ、一戰ニ  
 追散ラシ、黒河ニ向、又是モ一戰ニ屠リ、長澤ニ押寄せ、大ニ戰ヒシカ、素ヨリ各願  
 寺ハ長袖ノ集リ勢六百人餘リ、如何ソ京師ノ大軍ニ當ルベキ、忽チ討レ其餘ハ  
 逃散ニ及ヒケレハ、堂塔伽羅ハ云ニ及ハズ、子院ヲ探シテ盡ク焼拂ヒ、且加祖ノ  
 土民マテ投收シテ去レリ云、已上月田ニ出ル細道アリ、則其筋ノ國道トモテ  
ラハルナリ、此邊ヲ云、サレド此後各願寺ハ再興アリテ、松守ノ跡モ立ケルナリ、  
古キ謠ニ、漆千倍、朱千倍、黄金ノ鶏カ一番ニ朝日ニ映シ夕日ニ輝ク、李樹ノ下ト  
云ヒフラス、所謂長者ノ跡ナレハ、暫シ姓ヲ更メ家ヲ立タリト云、

〔肯構泉達録〕ニ 婦負郡長澤山各願寺の草創は、文武帝御宇なり、越中は天武  
 帝第九皇子經宮の御領地にて、經宮又越の宮とも稱せり、皇子浮屠に歸依まし  
 く、祝髮し給ひ、女犯肉食を斷ち、自佛の像を刻み、朝昏供養し給ふ、御年三十  
 にして越へ下らせ、三川島といふ所に宮を造り、暫く爰に在し、文武帝即位の年、  
 長澤山に伽藍を建立し給ふ、是れ各願寺の開山自信院一品親王佛性聖人なり、

全寺は帝都勅願所にして、北陸に冠たるより北叡山と號す、文武帝北叡山の額  
 字を御手書ありて下し給ふ、文武帝崩じ給ひ、元明帝の御宇和銅三年、關東の緇  
 徒官度の儀勅許ありて益々盛なりしとなり、佛性聖人秘藏し給へる、瑠璃の牛  
 頭を北臺野に安置し、宮を造りて民の爲めに田土の水用乏からず、五穀の豐熟  
 するを祈り給ひ、三位長者松森讚岐守を爰に置て、領分の政務を委ね給ふ、孝謙  
 天皇天平勝寶六年三月十五日、佛性聖人齡八十九にして遷化し給ふ、其後何時  
 か詳ならず、關東の緇徒官度に比叡山に赴んとして、越中を通りけるを、各願寺  
 の僧徒之を沮む、此事比叡山に聞へければ、叡山の徒大に怒り、互に諍論に及  
 ぶを、時の帝勅使を下し給ひて各願寺の僧徒を諭し給へども、遂に勅使  
 を害し更に比叡山と争ひける、よつて比叡山の衆徒來つて各願寺を攻撃し、遂  
 に焼亡すといへり、後ち再建もありけるにや、太平記に、建武二年十一月廿七日、  
 越中の守護普門藏人俊清、ならびに井上野尻玄蕃元允と、長澤波多野の者ども、尊  
 氏の御教書を以て兩國の兵をあつめ、叛逆を企つる間、國司中院少將定清要害  
 に就て長澤に楯籠れるに、十二月十二日、叛逆の徒雲霞の如くおし寄せ、各願  
 寺の衆徒義卒に與みし、身命を輕んじ防禦せしかど、一陣全きを得ず、遂に定清

戦死し寺院悉く兵火に亡びたり、  
 三川島とは有澤村より井田村邊を云ふ、西本郷村を島の内といふも、當時よりの稱なりとぞ、越の宮御所ありし處は、島の内にて内裏といひ田面今にあり、川を御門川といふ、又た、牛頭天皇の宮は、今の針原村にて松森の居りし所、今に長者屋舗といひ北代村に在り、里人の歌謠あり、何の事か其義詳かならず、うるし千ばい、朱千ばい、金の鶏の一番、朝日かがやく、夕日さす、みつ葉うつぎの下にあると傳へて今に至る、長者子孫に譲るべく寶の在所を知らずべき爲めに、朝日かがやく、夕日さす、三つはうつ木の下にあるとの意を表せるにや、又た松森長者の居宅庖厨の流しありし邊は、舊によつて鳥多く集るといへり、三十年前此あたりより大なる瓶を掘出せしに、駒率、錢瓶に満てり、小竹村社家若宮も二三錢を乞ひ得て今に所持せり、各願寺昔は山上にあり、勅使を殺し葬りし所を勅使塚といふ、又た花水谷釣鐘谷あり、經坂は、佛性聖人經を書寫し埋み給ひし所なり、兒落とは、比叡山の徒兒を谷に追ひ落して殺せし所なり、又た經坂の西なる山の頂に佛性聖人の廟あり、

靈元天皇

寛文三年癸卯

紀元二千三百二十三年

五月 戊辰朔

二十四日、辛卯綱紀、江戸より書を在國の重臣に致し、殉死停止の旨を達す、  
 [御定書之寫]

御用之旨ニ付、昨廿三日令登城候所、諸大名不殘御前江被召出、御仕置御條目、跡々ニ替義無之候得共、只今改被仰出候條、彌可相守其趣有上意、御入御之後、春齊御條目讀終而、保科肥後守殿松平式部大輔殿列座ニ而、酒井雅樂頭殿ヲ以、世間追腹切候事、無故義被思召候、向後急度可被得停止候、若相背候ハ、主人可爲越度候、主人之子有之、追腹之者於不申留者、猶以不届之仕合候間、可存此旨之由被仰渡候、右上意之趣、下々迄悉義ニ候、則御條目之寫、殉死御停止御書立之寫共、二通遣之候、人持之面々、組頭物頭、二之丸、江召寄可被申渡候、内々我等家中、令停止度存候處、結構成被仰出之上者、彌以家中未々まで令停止候、若相背此旨追腹切

候者有之候は、處々より其主人跡目申付間敷候條堅可被申聞候以上  
五月廿四日 加賀綱利御判

- 前田三左衛門殿
- 長九郎左衛門殿
- 横山左衛門殿
- 前田對馬殿
- 奥村河内殿
- 小幡宮内殿
- 今枝民部殿

〔参考〕

〔國格類聚〕 十八

微妙院様薨後殉死

三千五百 武田市三郎忠種

萬治元年十月十九日、小松日蓮宗、本成寺自害、掃部忠周祖

三千 品川左門雅直

同年十二月四日、於寶圓寺自害、川口八郎兵衛主殿景武祖

六千三百 古市左近胤重

同十一月廿九日、於小松國松寺自害、弟主計相續病死後、遺書無之、付斷絶

二百五十 原三郎左衛門

月日未詳、於小松國松寺自害、介鑽長谷川徳右衛門、十二月、不孫有之、半取堀屋、被入、斷絶

八十 堀作兵衛義勝

萬治元年十月十九日、於國松寺自害、子介鑽吉崎由右衛門、八月、逐電家斷絶

陽廣院様薨後殉死

百千五 淺井源右衛門

榮次郎祖

小篠善四郎

善次郎祖

七月 朔丙寅

四日、加賀藩、米穀の輸入を嚴禁す、

〔高島舊記〕

御領國江他國他領米入候義、跡々より御停止ニ候條、向後彌以猥ニ無之様ニ御  
郡方浦々へ、急度縮可有御申付候、以上

寛文三年七月四日御印

御算用場

津田右京殿  
金森長右衛門殿

十月乙未

加賀藩、山廻役を置く、

〔石埼記録〕 寛文三年十月、始メテ山廻ヲ仰付ラレ、七木御縮等、山方ノ御用ヲ勤メシメラレタリ、○代々御扶持ヲ頂戴イタシ候者、此役トナレハ、御扶持人山廻ト呼フ、(河合録)

〔年代記〕 寛文三年、御郡方、山廻り始る、

〔参考〕

〔高島舊記〕

御領國中、七木井御林之松材木唐竹等、盗申者有之候は、向後其村中、免一步一作上可申候、本人之義者、盗む品により過銀亦者、急度曲事に可被仰付旨、被仰出候間、被得其意、御裁許所委細御申渡可有之候、以上、

寛文九年二月六日

御算用場

郡勘三郎殿

加藤治兵衛殿

十一月乙丑

十六日、庚辰加賀藩、町宿の米問屋立賣を禁止す、

〔高島舊記〕

三ヶ國町並宿共下ニ而、米問屋を立賣いたし候由、向後堅仕間敷旨、所々御奉行方被申渡候、勿論へき米賣買仕候儀者不苦候間、可被得其意候、恐々謹言、

寛文三年卯十一月十六日

青山織部

岡島甚七

伊藤内膳

奥村内近

右之通、御用番衆より申來候條、可被得其意候、以上、

十一月十八日

御算用場

十二月乙未

十三日、丁未利次、富山山王社に社地を寄附す、

〔神社古事拔書〕



靈元天皇寬文三年

四六四

當社屋敷千九百五拾步之處、永代令寄附候於神前、祈禱丹誠不可有意慢者也、

御印 寬文三年十二月十三日

山王社人

大和

〔參考〕

〔神社古事拔書〕

山王權現 山王町

神階 正一位

祭神 大己貴命

祭禮 六月朔日二日

末社 天滿宮

祭神 道真公

祭禮 六月朔日二日

末社勸請年月不詳、神座弘安二年二月廿五日ト書記有之、天保二年ニ燒失ス、

社地千九百五拾步

利次公御印面上○文書はに收む

制札表

禁制

山王境内

一 喧嘩口論事

一 伐採竹木事

一 參詣之外夜中令徘徊事

一 殺生之事

一 落書張文事

右條々相背葦於有之者可爲曲事仍如件

年號月日

抑當社者、往古新川郡針原郷大野地ニ鎮座也、此所始テ社頭ヲ建テ宮居ス、依而宮成村ト云、大野者神代之昔大神狩玉ノ處也、故ニ此所ニ住玉フ、年經テ出雲到玉フ、委者舊事記等ニ見エタリ、今古社地粗田土ト成、地形二丁四方也、世々神事祭禮不懈、歷霜星、斯建武二年、後醍醐帝重祚、當世大ニ亂、大半朝敵ナリ、依之桃井播磨守直常蒙宣旨、北條之一族相模太郎時兼使追討、數度合戰、時兼被追攻、宮成之社頭ニ來テ火散攻戰、社頭モ炎ト成ヌ、神職大和

靈元天皇寬文三年

四六五

宗之漸奉守神體、同郡入移于鬼戶山大神隱玉之處、故今隱戶ト云舊跡アリ、則當社御影ヲ祭ル、直常燒拂於社地而相戰、此時雖有舊記暨神寶等、不殘燒失離散乎、時兼終同年八月討亡ス、然ル有餘黨而不穩、霜月ニ至テ、山中者共可安泰講神事、申日ヲ以執行、神供無可致、糶子ヲ調獻之、翌延元元年二月平均ニ成、皆歡喜而復、中申日ヲ以神供熬粉ヲ調、神事執行、追日供奉當所中野ニ還幸、今古宮ト云是也、于時桃井直常當國成守護、暫靜謐也、直常始メ足利尊氏將軍ニ隨シカ、將軍ヲ恨有子細而成宮方、後取於守護職、放此彼徘徊而待時節、將軍義詮公貞治六年薨去、時得テ直常國民ヲ追捕ス、頃者應安二年九月也、其頃當國守護足利尾張守高經入道道朝子、斯波義時也、直常素懷ヲ起、義時戰于處々、復大亂、依之大和宗之神體守奉、藤爲村奉鎮座、今ノ御城内ト云、從夫、今ニ至リ、每歲二月、霜月中申日ニ當テ神供調、國家安泰神事ヲ執行、今隱戶三里四方山家、于今兩月中申日ニ山王祭ト云、神供調山ニ獻是本緣也、其後神保安藝守當城ヲ築、神社如舊鎮座也、夫ヨリ天正八年閏三月、佐々成政從信長公當國ヲ賜リ、越前府中ヨリ富城ヘ移ル、如先例、每歲四月、中申日祭禮ヲ執行、然處有故、同十三年乙酉九月五日、成政爲利家公落城、豐

臣秀吉公吳服山ニ被居御陣之時也、依之當三郡加州尾山ノ御領ト成ル、天正十五年六月、賜新川郡利長公、則移徙富山城、大和宗圓利長公御入城ニ付、神事執行、神札并爲進物、鳥居前罷出、御近習ヲ以就御尋、丹羽權平御城中鎮座、山王神社、神主平尾大和御札并進物仕度旨申上ル、則御許容有テ前田氏ノ産社トシ玉フ、同八月朔日、御社參有、社地狹ク、社頭及大破、前田對馬守、丹羽權平、福光大夫ニ命セラレ、新社地千九百步被寄附、今ノ社地是也、本殿拜殿并鳥居造營シ玉フ、棟梁山上善左衛門善廣也、同十六年子四月朔日、古宮ヨリ新宮ニ遷座、神與御寄附、四月廿二日、中申ニ當テ以被定祭禮、四月廿日、御直書ヲ以御祭禮料、初正米十石、賜御書之上書ハ、ヒト有リ、神與爲供奉神馬二匹、長柄十筋、始テ供奉、其外固メ足輕等被附、町中ヨリ曳山、テリモノ、躍子等出ス、四月廿二日、神主大和御領分之神職ヲ帥供奉、始テ神與奉入御城之本丸、於御式臺御祈禱、御神拜、是御城中へ神與入御神拜之始也、夫ヨリ御家中、町中神幸、於社頭神事執行役人等參而御札獻ス、隱戶ヨリ湯立釜ノ火燒兩人來ル、青銅一貫文被下之、是隱戶山御鎮座之由緣也、從是每歲如此、同廿五日、依新殿出來御社參繪馬被獻、慶長四年閏三月三日、

利家公薨去、依テ、利長公移徙尾山御城、家督ヲ續玉フ、于時尾山ニ新社建立御勸請有リ、卯辰山王是也、同十年六月廿八日、三ヶ國利光公へ讓玉フ、同十二歲、利長公移閉居越中守山城、同十月廿九日、雷火金城天守へ落焼出、依而富山ニ御移リ上命ニ依テ社頭加修理、同十四歲三月十八日、富山大火御城初人家粗焼失、魚津御城へ御移徙、是新城高岡關野ニ築、同冬御移、又關野ニ新社建立、當社勸請、大和神主ト成テ、今關野山王是也、慶長十六年以丹羽權平、平山與兵衛、好若大夫廿五人ヲ當社掃除人ニ被下、

寬永十六年六月分封内十萬石、

利次公ニ賜、同十八年十月、富山へ御移城假居、慶安二年九月、正甫公初御社參、承應二年正月十九日、寺社奉行林助八、赤尾祖閉上誣社頭圖、及破損造替之旨、多材御寄附有テ、當社者御祖父利長公、雖爲造營之社、當處ノ惣産社タリ、産子共可令造替之旨、被 仰出、

寬文五年三月廿六日、社頭漸造替畢、棟梁河上四兵衛也、同夜遷座、同年、制札二枚七ヶ條建之、

右社頭造替前、寬文三年十二月十三日、社地被改千九百五十步御印賜、

正德四甲午年二月七日、御城御本丸出火、御屋形悉燒亡、後 御本丸御假家ニテ祭禮御祈禱被 仰付、

享保四己亥、太守今年四十二御厄除御祈禱、社司平尾壹岐上京、吉田神職執奏ニテ、正一位山王之神階口宣下ル、御禮銀三十枚、山王へ眞太刀一腰御奉納、又大華表額ヲ懸ラル、筆者樂垣秋齋

享保十六年以降、御歸城年者九月祭禮被 仰付、

延享元年九月、惣門兩脇石柵ニ被 仰付、同四年二月、本殿幣殿間ニ中門造營之旨、被 仰出、本殿後へ引被加修覆、

文政元年 利幹公御染筆奉納也、

社頭修覆等、町方産子へ雖被 仰付置、屋根葺替每ニ楨寸方五十挺宛御寄附、古今同様也、且箱棟御紋、并制札鳥居額等御修覆、神與其外神具一切御修覆是舊例也、

享保十四年寺社所舊記ニ、四月朔日山王御祭禮、辰ノ中刻神輿引山等、南舛形御門前迄引揃之案内承之、其段御目付中ヨリ、中之御屋敷へ案内有之、已後一階御門前迄引揃候様ニ、御目付衆迄申來、則其段御目付衆、并寺社奉行

佐脇數馬町奉行加藤彌三太夫野口五郎兵衛ヲ以案内ニ及ビ巳ノ刻殿  
 様御本丸へ御出御目付衆ヨリ差圖ニ而何處御白洲ニ引入様被申渡、  
 一神輿大下馬迄引揃内數馬并町奉行中土橋迄御迎ニ罷出下馬迄引付數馬  
 者御本丸へ罷歸町奉行者御白洲へ入ル内見合候事、  
 殿様御出右何レモ引揃之已後御祈禱相始大和中臣祓畢而御太刀折紙大  
 和へ奉行渡之追付御歸也、  
 一神輿神幸之次第

- 一柳一本 一銚五本 一神馬二匹 一引山五ツ
- 一獅子頭 一御弓 一御太刀 一青幣
- 一白幣 一金幣 一玉旗 一供奉社家中

於御城中御祈禱之次第

中臣祓

上津瀬祓

下津瀬祓

中津瀬祓

- 平尾大和
- 近尾河内
- 山内美作

六根清淨祓

神樂

- 太鼓 近尾河内
- 笛 嵯峨土佐
- 舞 神子

右神樂畢而

獅子舞

田鶴舞

鞍馬祭

右狂言大夫共

町子供おとり三番

右不殘畢而大和へ御目錄被下之、殿様石垣へ御上リ御見物之内役人中

何茂退散云々、

一享保十六年同記ニ、正市院様從御代、山王御祭禮神與神幸之節、每歲御長柄十本御先代迄供奉被。仰付候處八ヶ年以前ヨリ其義無之、當御祭禮ヨリ御長柄御出シ被下、先規之通、供奉被。仰付被下候様、平尾肥後守ヨリ願出候處、長柄ノ義ハ御代々思召次第ノ義、當御代初被指止候事ニ候間、願候テモ被指出不及事ニ候旨、被仰渡云々、

但シ右之通之處、其後又候先規之通、警固長柄十本被指出云々、年號不知、

一同十六年同記ニ、當祭禮之節ヨリ、神與添ノ隨身二人、町方ヨリ出ルト云々、

右前記之通ニテ、御神事四月九月隔年之處、近年ヨリ御在御留守共ニ、六月朔日ヲ以定例トナル、

天保卯年大火後、兩三年之間、神幸中絶也、其後御本丸御屋形出來、且神與神具等不殘全備ニ付、舊例之通神幸、

御本城御屋形へ神與渡御也、悉記者在別段

〔富山市沿革志〕

當時、日吉山王權現社ヲ再興シ、社頭ヲ修補シ、富山ノ氏神トナス、傳ヘ音フ、山王權現ハ、往昔向新莊村ニ鎮座セラルト、一説ニ曰ク、佐々成政内本丸ニ移サレ、然ルニ其ノ後、田刈屋村ノ鎮座ナリ、復々山王町ニ社代ニ當リ、城址ニ遷シ、參ラセタリ、故ニ封建時代ニ在ラハ、其ノ儀式トシテ、神與城内本丸ニ渡御セラレタリシト、

〔越中寶鑑〕

本社ハ、大山咋命ヲ祀リ、天照皇大御神、豐受大御神ヲ合祀セリ、

往古、新川郡、針原郷、大野ノ地、宮成村ニ鎮座アリシカ、建武二年、桃井播磨守直常宣旨ヲ蒙リ、北條ノ一族相模太郎時兼ヲ追討ス、時兼敗績シ終ニ宮成ノ社頭ニ來リ火ヲ放チテ防戦セリ、是時、神主平尾大和宗之神體ヲ守護シテ、難ヲ同郡鬼戸山ニ避ケ、延元元年、戰亂纒カニ熄ミシカバ、同郡中野村白山社ニ奉還セリ、然ルニ、未夕期年ナラザルニ復タ騷擾セシヲ以テ、難ヲ婦負郡藤居村ニ避ケ、後チ神保安藝守富山ニ城クニ及ヒ、神保氏ノ崇敬淺カラス、天正十五年、前田利長公富山城ニ徙ルヤ、神主平尾宗圓、神事執行神札ヲ捧ケシカバ、公乃チ近習丹羽某ヲ以テ本社ノ由緒ヲ釋ネシメラレ、其產土神トセラレ、社地一千九百步ヲ寄附シ、尙ホ本殿、拜殿、鳥居等ヲ造營セラレ、其他喜捨少カラス、應安二年、利次公本國ニ分封セラレ、ニ際リ、社寺奉行ニ命シテ、社殿ヲ改造セシメ給ヒ、寬文三年、社

地ヲ増シテ千九百五十歩ニ更メラレ、又神主大和世々極老ニ及ベハ必ス一代  
扶持ヲ給セラレタリ、但再三祝融ノ災ニ逢ヒテ、書類多ク焼失セルヲ以テ、本社  
ノ由緒ヲ詳ニスルヲ得ス、明治八年郷社ニ列セリ、尤モ本社ノ相殿モ、舊ト北ノ  
神明社中ノ神明社ト稱シ、利次公以來、藩費ヲ以テ營繕セラレタリトゾ、  
是歲、靈元天皇位に即かせ給ふ、因りて利次、太刀及馬を奉獻す、

〔前田氏家乗〕 寛文三年、天皇即位ノ禮ヲ行ハセラル、因テ石川與三左衛門ヲ  
京師ニ遣ハシ、太刀一口、馬一匹ヲ獻セラル、法皇本院ニハ銀十枚、新院ニハ銀五  
枚、女院ニハ銀十枚ヲ奉ラル、  
加賀藩、新田裁許を置く、

〔富山縣教育會調査〕

新田裁許ノ起

新田裁許ハ、寛文三年ニ初メテ被仰付候由、舊記ニ見ユレトモ、誰々相勤候哉様  
子見當リ不申、

〔參考〕

〔石埼記録〕

新田才許（按スルニオノ字ハ義  
ノ字ヲ假借スルナリ）

元祿三年、黒崎村安兵衛へ、始テ新田才許ヲ仰付ラル、河合録、明曆、萬治、寛文ノ頃  
新田開發、村々迄別ニ裁許スル者ヲ下タニテ、新開十村ト呼ヒタリ、元祿度ヨリ  
新田才許ノ名目連綿タリ、河合録

加賀藩、馬匹徵發の方法を定む、

〔越中史略〕

寛文三年、領内に産する馬を徵發して、乘馬に用ふるの法を定む、

〔高島舊記〕

貳歳駒御改、寛文三年ヨリ

寛文四年甲辰

紀元二千三  
百二十四年

四月朔癸巳

五日、町將軍家綱、分封後の領知狀を、加賀富山兩藩主に下す、

〔前田氏家乗〕

四年四月五日、四代將軍家綱公ヨリ、初メテ御分封ノ御判物ヲ

賜フ、是ヨリ富山金澤、大聖寺へ分域確明トナレリ、

〔三州志〕

本封叙次等

寛文四年

殿有公ヨリ頂戴ノ文、左ノ如シ

靈元天皇寛文三年 四年

加賀能登越中三ヶ國百二十萬二千七百六十石の内、加州江沼郡能美郡の内  
七萬石、越中婦負郡并新川郡の内拾萬石、能州四郡の内一萬石以上拾八萬石  
除之、殘百貳萬貳千七百六十石、并近江國高島郡の内兩村貳千貳百六十石餘、  
都合百貳萬五千石餘、別錄在如前々宛行之訖、可被致領知之狀、如件、  
寬文四年四月五日

家網御列

加賀中將殿

目錄

加賀國四郡

加賀郡百七十三ヶ村、高七萬五千七百七十石二斗、

石川郡二百二十九ヶ村、高十六萬六千九百四十五石九斗八升、

能美郡之内、二百三ヶ村、高十二萬九千八百八十八石六斗九升、

合三十四萬六千六百二十二石三斗八升七合、

但三郡之内、六千三百二十四斗八升余、此餘トナリ、依爲分限帳之内籠高也、

江沼郡百三十四ヶ村、并能美郡之内六ヶ村、高合七萬石除之、

越中國四郡

射水郡二百十八ヶ村、高十三萬三千五百五十六石四斗四升、

礪波郡四百八十四ヶ村、高二十萬二千一百一十一石八斗四升、

新川郡之内四百十八ヶ村、高十四萬七千五百一十一石四斗一升、

合四十六萬九千七百五十四石七斗七升三合、

但三郡之内、一萬二千四百九十九斗餘、此餘トナリ、依爲分限帳之外籠高也、

婦負郡百八十ヶ村、新川郡之内七十三ヶ村、高合十萬石除之、

能登國四郡

羽咋郡之内百七十一ヶ村、高七萬四千六百三十三石五斗九升、

能登郡之内百三十一ヶ村、高六萬二千九百三十五石二斗九升、

鳳至郡之内二百二十七ヶ村、高四萬四千九百八十一石五斗六升、

珠洲郡之内七十四ヶ村、高二萬五千九百一十二石四斗四升、

合二十萬六千三百八十二石八斗四升、

但四郡之内五千五十石、依爲分限帳之外籠高也、

羽咋郡之内十七ヶ村、能登郡之内二十ヶ村、

鳳至郡之内廿一ヶ村、珠洲郡之内三ヶ村、高合一萬石除之、

三ヶ國高合百二十万二千七百六十石、内十八万石除之、  
近江國高島郡之内

今津村弘川村高二千二百六十石二斗八升一合、  
都合百二万五千二十石二斗八升二合、

右今度被指上郡村之帳面相改、及上聞所被成下御判物也、此儀兩人奉行依被仰  
付、執達如件、

寛文四年四月五日

永井伊賀守

小笠原山城守

松平加賀守殿

右寛文四年殿有公ヨリ、松雲公へ御判物改賜ル、富山大聖寺へハ、御判物分テ  
賜ラス、微妙公逝去以後ハ別ニ頂戴也、其文左ノ如シ、  
越中國婦負郡百八ヶ村新川郡之内七十三ヶ村都合拾万石、日録別紙如前  
宛行之畢、全可領知之狀、如件、

寛文四年四月五日

家綱公御花押

富山侍従とのへヨリ、右ハ奥村藏人方

〔諸藝雜誌〕 五

我等領知十万石、

御判之物、今日於御前致頂戴難有忝仕合候、此旨家禮中へ可爲申聞候、頭々へ急  
可相達候、加賀守殿分國御判物、飛驒守領知御朱印於御前我等へ御渡、重疊大慶  
不過之候、謹言、

五月廿二日

淡路

富田 圖書殿

村 勘左衛門殿

近藤善右衛門殿

〔加能越三ヶ國高附〕

一越中國四拾七万九千八百七十九石六斗九升、

此村數 千百貳拾壹村、

右御朱印高四拾六万九千七百五拾四石七斗七升三合

御朱印高の外

餘高壹万百貳拾四石九斗壹升七合、



新田拾一万千三百三拾四石八斗  
御朱印高拾万石

内六万二千八百五十一石、婦負郡村數百八十ヶ、  
三万七千四百拾九石、新川郡の内、村數七十三ヶ、

餘高、一万二千五百三拾五石九斗七升、

新田高、二万三千九百七十九石五斗三升、

合十三万六千五百拾五石五斗、

目錄

越中國の内、婦負一圓百八十ヶ村、

高六万二千八百五拾一石、

新川郡之内七十三ヶ村、

根塚	小泉	布瀬	高田	磯部
羽根	中野	太郎九	今泉	二口
赤田	下懸尾	黒瀬	安養寺	小中
黒崎	最勝寺	荒屋	經田	萩原

塚原	秋ヶ島	長走	新保	任海
神通	鹽	岩木	八木山	西本江
替田	友杉	押上	栗山	布市
經力	陀羅尼寺	大溝呂木	青柳	大浦
月岡	小原屋	大泉	下堀	上堀
南八川	上懸尾	上野	宮保	辰尾
上熊野	杉瀬	矢田下新	奥田	窪
稻荷	清水	本江下新	新保	田島
花崎	堀	馬瀬口	大町	

松平加賀守入組

福澤村之内	布目村之内	公文名村之内
廣田中島村之内	上赤江村之内	太田本江村之内
黒牧村之内	文珠寺村之内	三寶荒屋村之内
貳郡之内		

一万二千五百三拾五石九斗七升依分限帳外籠高也、

高三万七千四百九拾九石、  
合拾萬石

右今度被差上郡村之帳面所被成下御判也、兩人奉行に依被仰付、執達如件

寛文四年四月五日

永井伊賀守  
小笠原山城守

松平淡路守殿

〔諸藝雜志〕 五

御預分

草高

一拾三万六千六百八十三石四斗六升御郡正甫公御覺書ニ婦負郡一圓餘リ高  
共七万五千石餘、村數百八十ヶ村、新川郡之内御領高三万七千四百石餘、村數  
七十三ヶ村、兩郡合テ二百五十三ヶ村トアリ、

草高

一五百拾五石四斗五升八合

八尾婦負郡

同

一四百九拾七石五斗八升五合

四瀨 同

同

一五拾四石四斗七升三合

西岩瀨 同

〆拾參萬七千七百五十五石餘

婦負郡新川郡古高  
新田旦銀納高共ニ

一六千七百六十石餘

野積谷古高新田惣銀納所

〆拾四萬四千五百石餘

一四百九拾七ヶ村

御郡山方野積谷惣村數

内百五ヶ村

野積谷

以上

〔參考〕

〔三州志〕 二本封叙次考

同公寛文八年、加賀白山麓、能美郡尾添、荒谷二邑公領トナリテ、後加越能三州石

高上文所載ノ萬治石高ト別事ナク、富山、大聖寺二侯分知高モ亦別事ナシ、

但能美郡ノ内、白山下邑百七十一石九斗八升内百五十一石七升尾添、公領、

江州、高島郡之内今津、弘川、海津三邑高、二千四百三十二石二斗六升二合、

右ハ寬文八年十月、能美郡ノ内尾添荒谷ノ二村公領トナリ、其易地トシテ、江州海津ノ内、中村町ニテ同月増減ナク百七十一石九斗八升之ヲ賜フ、故ニ上文ニモ記ス如ク、御本封高ニ於テ出入ナシ、仍テ此時通計百四萬六千四百九十七石六斗八升二合、松雲公御分也、此内二萬千四百七十七石四斗三州ノ籠高、引殘テ百二萬五千二十石二斗八升二合也、右ノ内、江州知ヲ除ケハ、貞享元年、暨享保二年、常憲有德、二大君ヨリ賜ル稅帖ノ加、越能三ヶ國高、百二萬二千七百六十石ト云ニ成ル、

但實數百二千五百八十八石二斗ナリ、是ハ餘ノ字ニ當ル數ヲ引切ラサル故、十石許過數ニ見ユルナリ、是又萬治元年ニモ註スル如ク、今ノ「江戸武鑑」ニ出ル、百二萬二千七百石ハ三ヶ國ノ石高ナリ、然レトモ寬文八年ヨリ尾添荒谷ノ石高江州ニ換ル事ヲ知ラサル也、餘算ナシ、

〔租稅志〕

寬文四年 月、封内高辻帳ヲ幕府ニ上ツル、是ヨリ先キ正保三年上ツル所ノ高付帳ナルト雖、其實ハ一ナリ、異ハ富山大聖寺兩侯及土方河内守封地ノ高ヲ同冊子ニ之レヲ分録セリ、然レモ本年ハ各自之レヲ録上セリ、因テ本藩錄上ノ高數ヲ表ニ作リ次ニ兩支藩、及土方領ノ高數表ヲ載セ以テ參考ニ備フ、

松雲公封内高數表

國名	郡名	高及新田高	石數
加賀	河北石川	高	三五二、九二四、八七〇
能登	能美	新田高	二四、九八〇、七四〇
	羽喰鹿島	高	二二一、四三三、八四〇
	鳳至珠洲	新田高	二二、二〇二、八〇〇
越中	新川射水	高	四七九、八七九、六九〇
	利波	新田高	一一一、三三四、八〇〇
近江	津高島郡ノ内今	高	二、二六〇、二八二
	津弘川二村	高通計	一〇四六、四九七、六八二
		新田高通計	一五九、五二五、〇〇〇

近江國高島郡二村ノ高、寬永ノ高物成帳、正保ノ高付帳ニハ之レヲ載セス、本年ニ至テ始テ之レヲ高辻帳ニ載セラル、

富山大聖寺兩侯及土方領高數表

國名	郡	石	領主
加賀	江沼	六五、六九七、八六	大聖寺侯
	能美ノ内六	三、〇五一、七九	
能登	計	六八、七四九、六五	土方河内守
	高	一三、五七三、三一	
越中	婦負	七二、五四一、八二	富山侯
	新三川村ノ内七	三七、四九九、六七	
計	計	一一〇、〇四一、四九	

萬治三年、富山侯加賀ノ封地ヲ除キ、之レニ代フルニ越中ヲ以テシ、大聖寺侯越中ノ封地ヲ除キ、之レニ代フルニ加賀ノ地ヲ以テセラル、其高數ヲ正保ノ舊ニ比スレハ富山ハ二千四百九十五石八升三合ヲ減シ、大聖寺ハ千二百八十四石零八升ヲ減ス、然レトモ實ハ新田高ヲ併有ス、故ニ寛文四年、兩侯幕府ニ呈セシ高辻帳ニ載スル所ノ高ノ總計猶ホ正保ノ舊ニ仍レリ、

八月 庚申

是歲、宗旨を調査す、

〔御年表〕

寛文四年、日本一統男女共ニ宗門御吟味、人々宗旨付帳面ニ記公義

へ上、

〔三州志〕

秘鑑餘考 寛永十五年、中今春ヨリ天主ノ徒吟味愈ヨ切也、高山鈴木孫左衛門ニ仕ヘシ者、其其採地ノ農民マテ吟味アリ、

〔参考〕

〔御高札寫帳〕

定

きりしたん宗門者、累年御制禁たり、自然不審成もの有之は申立へし、御ほうひとして、

はてれんの訴人

銀五百枚

いるまんの訴人

銀三百枚

立かへり者の訴人

同 斷

同宿並宗門の訴人

銀百枚

右之通可被下之、たとひ同宿宗門の内たりといふとも、訴人に出る品により、銀

靈元天皇寛文四年

四八七

五百枚可被下之、かくし置他所よりあらはるゝにおゐては、其所の名主並五人組迄、一類共に可被處殿科者也、仍下知如件、

天和二年五月 日 定

奉行

一 はてれんの訴人

銀三百枚

一 いるまんの訴人

銀二百枚

一 立かへり者の訴人

同 断

一同宿並宗門の訴人

銀五十枚

右於御領國中、きりしたん宗門の者申あらはさは、公義御ほうびの外に、如此可被下之旨、所被仰出也、仍如件、

元祿元年十一月 日

奉行

寛文五年乙巳

紀元二千三百二十五年

三月 朔 戊子

加賀藩、懸賞して放火、強盜、殺人者等を告訴せしむ、

〔憲令要略〕

覺

銀子百五拾枚

一 火 つけ

一 惡事之徒黨くわたつる者

一 大罪之かけおち人

一 がうたう

一 辻きり附おいはき

一 どくがい

一 人うりかい

銀子五拾枚

一 にせかね

一 おとし文附はり文

右申あらわし候は、たとひ同類たりといふとも、其とかをなさゝるやうに可申

付候、御ほうひ銀子之儀者、於公事場可相渡也、

寛文五年二月 日

岡島兵庫  
菊池大學

〔参考〕

〔御定書之寫〕

覺

- 一 火 っ け
- 一 惡事に付徒黨をむすふもの
- 一 大罪之欠落人
- 一 がうたう
- 一 辻切附タリおひはぎ
- 一 どくがひ
- 一 人うりかひ
- 一 にせがね
- 一 落し文附はり文

銀子百五十枚

銀子五拾枚

右之通訴人に出るにおゐては、たとへ同類たりといふとも、其科御赦免御褒美被下之、其上以來あたをなさぬやうに被仰付へし、銀子は公事場にて可相渡者也、

延寶二年十一月

岡島兵庫  
菊地十六郎

六月丙辰

利次、藩士の奢侈を禁ず、

〔前田氏家乗〕

五年六月、藩士ニ訓示アリ、其要略ニ曰ク、藩士以後新タニ屋宇ヲ築ク勿レ、懷敗ノ修營ヲ要セハ頭役ニ稟申スベシ、凡ソ衣服ハ頭役ハ平綺羽ニ重組付ノ輩ハ絹紬ヲ着スベシ、裏付袴羽織ハ適宜トス、下士ハ紬木綿ヲ限ルベシ、婚儀ハ秩千石以上ノ輩ハ、乘輿ニ長持三トスヘシ、一門ノ外酒肴贈答ヲ禁ズ、饗宴ハ二汁五菜トス、鷹獵ノ鳥ヲ以テ饗スル等ハ一汁一菜、或ハ園圃ノ野菜一ヲ以テスベシ、武器、馬具ハ、其ノ分ニ應ジ分外ノ文飾ヲ禁ズベシ、

七月乙酉

十一日、乙未加賀藩、神職及び僧侶を訓戒す、

〔御定書之寫〕

定

- 一 諸社之禰宜神主等、專學神祇道、所其崇敬之神體、彌可致知之、有來神事祭禮可勤之、向後於令怠慢者、可取放神職事、
  - 一 社家位階從前々、以傳奏、還昇進輩者、彌可爲其通事、
  - 一 無位之社人、可着白張、其外之裝束者、以吉田之許狀、可着之事、
  - 一 神領一切、不可賣買事、
  - 一 附不可入于質物事、
  - 一 神社小破之時者、相應常々可加修理事、
  - 一 附神社無懈怠掃除可申付事、
- 右條々可堅守之、若違犯之輩於有之ハ、隨科之輕重可沙汰者也、
- 寬文五年七月十一日
- 條々
- 一 僧侶之衣體、應其分限可着之、並佛事作善之義、檀那雖望之相應輕可仕事、
  - 一 檀方建立由緒有之寺院住職之儀者、爲其且那斗之條、從本寺遂相談可任其意

事、

- 一 以金銀、不可致後經之契約事、
  - 一 借在家構佛檀、不可求利用事、
  - 一 他人ハ勿論親類之好、雖有之、寺院坊舍、女人不可抱置之、但有來妻帶ハ可爲各別事、
- 右條々可相守之、若於違犯者、隨科之輕重可爲御沙汰之旨、依仰達如件、

寬文五年七月十一日

十三日、西幕府、令して諸國陪臣の人質を免す、

〔御年表〕

七月十三日、在江戸之諸侯、及在國之諸大名、留守居御城へ被召、連年諸國陪臣より獻る處之人質、御免許之旨被仰出、其旨公より金澤老中江被仰遣、同富山待從利次公江も被仰遣、

就御用之旨、去十三日、令登城候之處、在府諸大名御前へ被召出、從先規證人所獻御滿悅被思召候、何茂御心安候間、向後證人指上候義、被成御赦免候、此段御用捨被遊度思召候得共、權現様御仕置故、御延引御事候、然共五十回御忌御法

事等迄於日光相濟候之條、御免之由、御直上意候、此義證人上候、面々可申談候、  
謹言、

七月十八日

加賀綱利

金澤老中七人

一筆致啓達候、公方様、益御機嫌能被成御座候間、可御心安候、然、昨十三日、諸大名依召、登城御白書院出席、陪臣證人之義、從先規指上候、御代々御相續之上は、御心安被思召候、且、又四月、日光山權現様、五十回御忌御法事、首尾能御執行、御感不斜候、旁以證人御免之旨、御直に被仰合、一統令退出候、是以珍重之事に候、爲御案内如此御座候、恐々謹言、

七月十四日

松平加賀守

松平談路守殿

新川郡東岩瀨に郡所を設く、

〔上新川郡東岩瀨高等小學校報告〕 寛文五年、新川郡管轄ノ御郡所ヲ設ケ、御郡奉行ヲ駐在セシメ、同十年、藩主加賀侯、當町ノ南方ニ五六千歩許ノ敷地ヲ撰

ヒ倉庫ヲ建設セリ、

庄川出水、河岸崩壞す、住民移轉して三ヶ新村を創む、

〔射水郡新湊町小學校報告〕 三ヶ新町ハ、寛文二年、六渡寺村中、伏木村下、牧野

村、三村領内、無地新開中、伏木領トシ居住セシガ、同五年、庄川出水ノタメ、河岸崩レ、家立砂濱ニ移リ、三ヶ新村ト名クル一村ヲ創始セリ、

加賀藩、始めて往還道番人を置く、

〔年代記〕 寛文五年、往還道番人始る、

〔高島舊記〕

射水郡道番人

一 二人	御給銀一人七十目宛	二 口村
一 一人	右 同 斷	串 田村
一 二人	右 同 斷	八 塚村
一 二人	右 同 斷	下 關村
一 一人	右 同 斷	小 白石村
一 二人	右 同 斷	中 老田村



一 二人	右 同 一 斷	鷺 塚 村
一 二人	右 同 斷	打出本郷村
一 二人	右 同 斷	二 俣 村
一 二人	右 同 斷	水 戸 田 村
一 一人	右 同 斷	早 川 村
十九人		

渡 守 共

一 八人 御給銀一人百目宛

渡 ヲ

一 八人 百二十目宛

六 渡 寺

一 六人 九十目宛

大 門

但往古ハ八人ニ而船二艘ニ候得共享保七年船一艘被仰付渡守四人御指除候所元文四年ニ二人御召抱六人ニ罷成申候右三ヶ所共屋敷五十步宛被下候事

寛文六年丙午 紀元二千三百二十六年

射水郡小杉に十村寄合所を設く、

〔越中史略〕 射水郡小杉に十村寄合所を開く、

〔参考〕

〔石埼記録〕

十村共相談日覺

正月ハ可指除 越中利波郡ハ

一 毎月朔日 同 斷 杉木新村杉木相談所

一 毎月三日 同 斷 射水郡氷見庄ハ

一 毎月五日 同 斷 新川郡ハ

一 毎月九日 同 斷 能州羽咋郡ハ

一 毎月十三日 同 斷 堀松村

一 毎月十五日 同 斷 瓜至郡ハ

一 毎月二十三日 同 斷 宇出津村

一 毎月二十五日 同 斷 加州河北郡ハ

靈元天皇寛文六年

一 毎月十八日 森下村  
 同 斷 石川郡ハ  
 一 毎月廿一日 野々市村  
 同 斷 能美郡ハ  
 一 毎月廿三日 小松町

右所々江此日限之通、毎月罷出諸事相談可仕候、則高能少兵衛、増田半助兩人替々、來月ハ壹人宛罷出申筈ニ候條、彌與下之者斷之義、手支無之様ニ談合可仕候、當月ハ勝手次第、口々之所江罷出可申候、向後其方共罷出候所ハ、寄合所ト相唱申間、鋪候相談所ト百姓共江可申聞候、以上、

寛文八申二月十一日  
 圓田左七花押  
 松原八郎左衛門花押  
 河北彌左衛門花押  
 中村助左衛門花押  
 毛利又太夫花押  
 水上喜八郎花押

利波郡射水郡氷見庄新川郡

御扶持人中  
十村中

加賀藩、驛馬の數を定む、

〔高島舊記〕

宿々驛馬數定

一 四十八疋 埴生  
 一 十四疋 井波  
 一 十三疋 城端  
 一 五十九疋 今石動  
 一 二十一疋 佐加野  
 一 二十一疋 立野  
 一 二十八疋 中田  
 一 十三疋 守山  
 一 四十七疋 高岡

一二十疋 小杉新町  
 一二十三疋 水戸田  
 一二十疋 下村  
 此馬二十三疋ノ所正徳三年二十疋ニ可仕旨御郡所へ申來由、  
 一十七疋 氷見町  
 三百四十四疋 十三宿  
 右寛文六年書上申馬數如斯ニ候、

寛文七年丁未 紀元二千三百二十七

十二月 辛未

富山藩藩士の出火勤務條制を定む、

〔前田氏家乗〕 寛文七年十二月、又訓示アリ、其要略ニ曰ク、城下失火ノ際五百石以上ノ頭役馬廻ノ輩ハ火ノ元ニ赴キ消防スベシ、風烈ニ際セハ三ノ九ヲ警戒スベシ、馬廻ノ士當直ノ輩ハ土橋ノ外ニ警固セヨ、組頭其ノ場ニ出張シナハ、其指揮ニ依ルベシ、登城ノ士輩ハ、三ノ九腰掛前ニ警固スベシ、小性頭、馬廻頭、鐵炮頭ハ往來人ヲ監査スベシ、馬廻頭、物頭ハ火元ニ赴キ消防スベシ、足輕ハ頭役

ノ指揮ヲ受ケ、長柄者ハ奉行ノ指揮ヲ待ツベシ、城中防禦ノ受持場ヲ分テ三トス、小性手廻與外ノ輩ハ居間ヲ禦キ、馬廻射手ハ書院、廣間及ビ臺所、馬役徒士ハ厩ヲ防グベシト、

是歲、加賀藩、菊紋のコクイ銀通用を停止す、

〔御年表〕 寛文七年、加越能三州之貴賤仕用處之銀子、菊之紋ノコクイ銀、自今停止シテ、江戸並ニ板銀ヲ可用旨、從公儀被仰渡、コクイ銀ヲ上ケテ大豆銀ニ替仕也、

寛文八年戊申 紀元二千三百二十八

春、新川郡月岡野を闢く、

〔前田氏家乗〕 八年春、新川郡月岡野ヲ開拓セシメラル、稻田四百五十石ヲ得、

〔富山御領舊事略〕

一高四百九拾石餘

月岡野新村

此高、寛文八年、月岡野新村孫助、藤右衛門開始申候、

〔参考〕

〔前田舊記雜聞〕 新川郡月岡野地、寛文四年頃より、舊草高不詳、但此砌小松公、

上布目村大安寺へ御宿泊と申傳ふ、同郡末へ三ヶ村、本名新庄野、但新庄村何某の農家に數日御宿泊の由、此十七ヶ村、舊草新田不詳、

〔前田舊記雜聞〕

當國山野曠漠之地、開拓之事は御分國前、小松中納言利常公、不容易御盡力之由、古來より人口に申傳ふ、就中新川郡月岡野之曠漠、寬文四年の頃、小松公、御自身御出張被遊、上布目村大安寺へ御宿泊有之候由、又婦負郡深谷村祇樹寺にも御宿泊被爲在、其餘新川郡新庄村の農何某にて數日御宿泊、開墾之事業御見分有之由にて、此邊の曠野水路御穿鑿、概略拾七ヶ村被御開拓、該村々を何々新村と云は、元村に對して云ふ由、且右御宿泊の農に爾後の世話を御依頼被遊たりとも申傳ふ、寬文年間後、追々該係り役人許多被命、御盡力不淺由、

五月 朔 己亥

五日、癸 越中地大に震、

〔越中舊事記〕

寬文八年五月五日大地震

七月 朔 戊戌

六日、癸 加賀藩、儉約令を布く、

〔憲令要略〕

定

- 一 賣人は其商賣、職人は其家職專にすへき事、
- 一 町人の衣類、男女共、絹袖木綿布應其分限可着用事、
- 一 附り、刀を帶徘徊無用の事、
- 一 振廻の儀、假令爲富者、一汁三菜不可過事、
- 一 家作諸事、相守儉約成程輕く可致事、
- 一 附、なけし作、杉戸付書院、くしがた彫物組物、無用、床ふち、さん、がまら塗候儀、并から紙、はり附令停止、但上使宿一貳軒ハ各別の事、
- 一 嫁娶の刻、萬事成程輕可致事、
- 一 附、刀脇指等遣候儀無用の事、
- 一 女小袖、同帷子定の直段より、高直の表商賣不可仕事、
- 一 附、何方ハ蒔繪道具雖誂之、惣梨地惣金の粉たみ、惣切金の道具、向後一切不可、仕事、
- 一 葬禮佛事之事、不可過其分限事、

右條々堅可相守之、若令違亂は、可爲曲言者也、

寛文八年七月六日御印

是歲、幕府令して、新京枿を用ゐしむ、

〔御年表〕 今年、加越能三州ニ用來處之、斗升、京升大小共ニ、自今新京升を可用由、從公儀被仰渡用之、右天下一統御觸也、

〔越中舊事記〕 寛文八年、升の方極り、今の新京升なり、

〔參考〕

〔年代記〕 寛文九年正月朔日より京升始る、宿々浦々商人江渡る、

〔金府舊記〕 京升に改るは、寛文十年七月六日なり、

〔石埼記録〕 寛文十年七月廿六日達書、自今領國中ニ用ヒ來レル收納升、即チ斗子升ヲ廢シ、寛文八ト燒印アル新京升ヲ用フヘシ、於是新京升ヲ舊升ニ比スレハ、小ニシテ、壹石ニ三升貳合ノ出目アリ、之ヲ舊來ノ口米ニ加ヘ、收納壹石ノ口米ヲ壹斗壹升貳合ト爲シ、之ヲ別儀トシ納ムヘシ、此事通載上田富山藩、口米の制を定む、

〔前田氏乗家〕 八年、度量ヲ改め、米一石を收納する貢米は、別に一斗一升の増

米を加へ、之れを口米の制といふ、

神通川水溢れ、東岩瀬を浸す、

〔越中舊事記〕 寛文八年大洪水、此時草島川除押切、東岩瀬へ入川、

〔富山御領舊事記〕 寛文八年大水、此時草島川除押切、東岩瀬江入川仕候、

寛文九年己酉 紀元二千九百二十九年

四月 癸亥

十日 註 加賀藩、丁銀を通用せしむ、

〔高島舊記〕 向後御分國中、丁銀遣被仰出候、先當分ハ、朱封銀、丁銀兩様とも遣取可仕候、朱封遣御停止之儀ハ、遂而可被仰出候間、此旨御郡中へ可被申觸候、恐

々謹言、

寛文九年四月十日

横山左衛門

奥村因幡

長九郎左衛門

本多安房

江戸前田對馬

津田宇右衛門殿  
岡島五兵衛殿

富山藩、草島村古川を開鑿す、

〔前田氏家乘〕

九年、婦負郡西岩瀬ニ運河ヲ通シ、能登産出ノ鹽ヲ引カント欲

シ、草島村古川ヲ開鑿セラル、

寬文十年庚戌

百三十二年

五月

丁巳

二十五日、利次、天神の祠を建て、是日、又土地千六百八拾歩を其別當淨禪

寺に寄附す、

〔神社古事拔書〕

天満宮

天神別當 御祈願所 淨禪寺

本山相州藤澤清淨光寺

一銀三枚 御祈禱料春秋渡

一境内殺生禁制

一敷地千六百八拾歩

利次公御印面

當寺敷地千六百八拾歩事、令寄附之、於旦暮勤行不可有怠慢候、依如件

寬文十年五月廿五日

利次御印

富山天神別當

淨禪寺

寺縁起略之、

一天神像柘榴御影、上州白雲山妙義法性坊御筆、當寺鎮守ニ被安置、

一三世住職之時、後光嚴院勅作天満神之木像勸請、

一當地山王社勸請之時、當寺ニ暫ク居玉フトテ、至于今、其例ヲ以每歲神事之

一、砌神輿道場被爲入、御供之時、初穗捧之祈念、

一十二代住職淨禪寺隱居之志ニテ、玉泉院殿御跡慕、金澤へ參、才川邊ニ小庵ヲ

結其名ヲ常善寺ト云在住也、然處玉泉院殿御意、御當家菅原氏、御事ニ候得

ハ、御家御武運長久之爲、常善寺ニ天神納爲祈禱、月次連歌興行可被仰付由、則

玉泉院殿ヨリ社頭御建立、書像繩鋪天神勸請被仰付、御供奠トシテ米貳十四

儀敷地壹萬步被下置、御印頂戴今以拜領也、

一萬治四年五月、淨禪寺居屋敷御用三付、相立可申由被仰渡三付、代地奉願處、助川邊ニテ、三千步之内有合地千八百八十步御渡被下、追テ不足地可被下由、堀田左兵衛奉行ニテ被仰渡移住、

一寬文五年十一月廿四日夜、大守、淡路守利次公御靈夢、

顯我當社年久敷強未有出、依之至時、世今也、下云、十八字ト

世の中は心のまゝになりけり、未たのもしき住吉の松

ト御託宣、柘榴天神之畫像ヲ夢見サセ玉フニ依テ、當寺へ御影指上候様被仰渡、社頭即時ニ開帳、御影指上處、御拜見不思儀之靈夢被爲在候、御影之御事ニ候間、江府へ御參勤之節、申傳候筆者御尋可被遊由ニテ、御前へ上ケ置、其後江戶ニテ筆者申傳之通無相違旨相極、利次公益御信仰、表具御箱等御紋付ニ被遊、御歸城ノ上堂塔菟茨ニ御建立御紋被爲置、御影元之如當寺へ勸請被仰付、其節御供典米拾俵每歲被下、御印頂戴、御先祖之御義、且者御夢想之靈神之上者、淨禪寺末葉ニ至テモ、大守御代々御武運長久、國家安全之御祈禱相勤可申由、十五代某御前へ被召出被仰渡、

一其砌、天神爲御威光、連歌會席、月次取立可申旨被仰渡、奉畏、天神堂四間ニ六間、越中記ニ曰、天滿宮神影法性坊尊意筆、敷地以前、融川之場ニ在、今古天神是也、元祿年中、依洪水替地云云、

利次公御印之寫

爲最華米五石宛、每年令寄附之候者也、

御印

寬文九年十二月廿八日

富山天神

淨禪寺

天神略記

越中富山縣、錦重山淨禪寺鎮守、柘榴天神之尊影者、常陸妙白雲山妙義法性坊所圖也、仄聞其來由、能州押領使、島山左衛門尉親氏之息男、信釋門之教、而遂薙髮之志、學德日新、月盛、號惠顯上人、皇統八十九代龜山院御宇、弘長三癸亥年、於同國新川權現之鄰境、草創一字之寺院、彼天神尊影、以靈驗炳焉、即所以爲鎮守勸請也、永仁二甲午、稔遊行二世他阿具教上人、當北陸修行之期、惠顯上人歸依時宗門、傳

其法脈自行化他之功蘊積宗風之繁榮如草偃繙素繼踵而來詣渴仰之聲洋洋乎盈耳是併因照天神擁護之時也至若寄心於敷島之道而思拾有磯濱之真妙馳情於詩賦之工而欲寫洞庭湖之迷致輩一捧法施則育次快裕詞藻葩麗筆生華或所苦浸潤之譜而俗併異鄉之月或被要官途之階而懷抱愁眉之憤是皆神所憐致懇禱則亟加冥慮如鼓應桴可謂不可思議之神助矣慶長年中大守利長公移于富城受命而從寺院於其城下爾後寬文五年十一月二十四日之夜富城大守淡州刺史拾遺利次公嘗夢衣冠端正貴人嚴威嚴格也對於公指示十八字與三十一字之和歌其詞曰

顯我當社年久敷強未有出依之至時世今也與乃那加波古巨路農滿未爾奈利丹氣李須邊多乃毛志岐寸美豫斯能未都

公夙寤而情想其形狀乃知淨禪寺鎮守之影仍命住侶之夢中所見的然不可疑於越信祖神之靈夢起奇異之感心使巧匠造營社殿郡縣之士民感公之至誠而遐邇農糧米集土木之功不日成焉委厥粧觀盡以丹漆鏤目珠玉玉幡玲瓏金鈴鏗鏘朱瑞籬炬赫奔曦光形華表巍々返夕陽及其落成大守參謁世料且命儒者南部氏作緣起爾來神威增長庶民誇豐饒之化故朝祈暮賽者何啻以十百乎公之崇德亦大

哉所謂人能弘道非道弘人信哉言也寬文十一年七月遊行四十二世他阿上人駐法觀於此寺謂于公曰當時天神之影像希代靈神也請模寫之而永收遊行之寶庫公乃諾使畫工今井氏圖之脩飾以錦繡庸贈諸上人矣嗚呼時哉星霜既積元祿元年五月二十六日羅回祿風猛烈社頭寺院神器寶物緣起悉以成片時煨燼矣惟神影暨後光殿院勅作天滿神之尊像本尊唐朝惠澄大師斧鑿阿彌陀脇士惠心僧都彫刻二菩薩僥倖免災焉竊以興廢存亡有權家亦不如何之理歟同十六年八月寶永四年六月再為洪水潰壞堂地水火交犯殆垂烏有（察）益禱寶永三年之秋值住職之擢叨貧世牌故不忍荒廢之憂敢告當寺利次公者地於遺所造立社頭構一寺此古昔之盛則雖弗當九牛一毛本有清淨神光豈有今古之榮枯哉永世之後恐失靈神懿德之紀緒肆咨事於古老證實於雜記筆緣起之萬一爾

時寶永五年歲次戊子三月廿五日

錦重山淨禪寺十八世

後學其阿文察謹誌

享保十五戊年寺社所舊記ニ淨禪寺天神社頭定火消役願之義段々詮義有之山王神明等大社ニ候得共今迄火消役相添不申左候得者天神トテモ同様ニ被申渡但シ御影之天神給像等モ有之事故近火之節者分テ火消役相向候



様ニ極ト云々、

隨筆ニ貞享五戊辰年改元録五月廿七日、南風續吹、辰刻、仁右衛門町紺屋與四兵衛ヨリ出火、即時ニ小島町馬立町迄焼失、夫ヨリ鮎川向へ飛火、中間町、天神堂、井寺焼失、永町ニ移リ此邊不殘焼失、町數二百九十軒、御家人陪臣三十八軒焼失ト云云、

越中記ニ富山ト町新庄トノ中程ニ琵琶橋ト云有、此道筋ニ石地藏有、此石佛ヲ縛レハ虐病必落ルト云、昔此處ニ淨土寺ト云伽藍有、經堂ノ跡ヲ今經堂村ト云是也、此石佛淨土寺ノ地藏也、亦淨土寺ノ本尊ハ、今富山淨禪寺ノ阿彌陀如來是也ト云々、

〔前田氏家乘〕 公又菅公ヲ尊崇シ給フ、一日便室ニ在ラセラレ、恍トシテ壁上ニ菅公ノ畫像ヲ現出セルヲ覺エラル、是ニ於テ封内ニ遍ク布達シ、各々所藏ノ菅公畫像ヲ出サシム、淨禪寺出ス所ノ栢榴ノ尊影夢現ノモノト小異アルナシ、依テ堂宇ヲ造リ淨禪寺ヲ祈願所トシ、大ニ尊崇ヲセラレシト云フ、

是月、甲府宰相、綱重の臣罪あり、幕府、之を富山藩に預ク、

〔前田氏家乘〕 十年五月、甲府宰相綱重の臣太田十左衛門、太田總太夫罪あり、幕

府ヨリ之ヲ藩ニ預ケラル、甲山治左衛、江戸邸ヨリ富山ニ護送シ、三ノ九ニ幽ス、  
九月乙卯

七日、辛酉加賀藩、村御印を更む、

〔高島舊記〕 村御印御成替、寛文十年ヨリ、

〔年代記〕 寛文十年、戊戌、村御印御成替ニ付、先村御印可差上旨、御算用場より十村江觸る、

〔参考〕

〔石動町役場文書〕波〇四編

越中彌波郡今石動町物成之事

壹ヶ所草高内十三石、明曆二年百姓方より上に付、無檢地極、  
一貳百九石

免六ツ、七步内五步七厘、明曆二年より上る、

右免付之通、新京舛を以可納處、夫銀定納、百石に付百四十目充、口米石ニ壹斗壹舛貳合充可出也、

同町小物成之事

一 貳百六拾三匁八分	出 來	銀 冶 役
内 四拾四匁八分		
一 三貫八百三拾三匁八分	出 來	布 判 賃
内 壹貫六匁三分		
一 壹貫百六拾九匁	出 來	傳 馬 役
内 七 分		
一 四 百 七 拾 目		豆 腐 室 役
外 六 拾 目	退 轉	
一 四 百 五 拾 貳 匁	退 轉	紺 屋 油 役
外 百 九 拾 九 匁		
一 百 三 拾 六 匁		布 役
寛 文 六 年 = 令 免 除		
一 貳 拾 四 匁	出 來	鮎 川 役
内 九 匁		
先 役ノ内 殘		

一 百 三 拾 八 匁 四 分	酒 役
先 役ノ内 殘	
一 百 五 拾 目	た は こ 役
一 拾 匁	鮭 役
一 三 百 五 拾 石 六 斗 四 升 三 合	地 子 米 新 京 舛
外 貳 斗 七 升	寛 文 五 年 〆 檢 地 引 分

右小物成之分、去十村見圖之上ニ而指引於有之者、其通可出者也、  
寛文十年

九月七日 印

今石動町

百姓中

是歲、加賀藩領内の孝子義僕を旌表し、高齢者に扶持を給す  
〔御定書之寫〕

一 御領國中ニ在之、九十歳以上之男女、今度御吟味之上、御扶持方被下候義、爲助  
成計ニ而無之候、老後身も不自由ニ可有之候、子孫彌孝行を加へ養可申候、其

身も年寄諸事ひかみ在之ものに候へは心たてを嗜子孫純熟いたし養を請  
爲可申一人扶持宛被下候間其身并子孫ともに此趣可申聞旨所被 仰出也

戊八月三日

加賀藩、新川郡滑川に藩倉を置く、

〔中新川滑川尋常小學校報告〕

寛文十年前田氏當町ニ米倉ヲ置テ其藩主ニ

屬スル收納米ヲ容ル、者ヲ臺所藏ト稱ス、扶持人即チ藩中ニ屬スル收納米ヲ  
容ル、者ヲ給人藏ト稱ス、各郷ヨリ滑川臺所藏ニ納ムル米高ハ毎年十二萬石  
トシ、又給人藏ヘハ凡ソ一萬五千石トス、其給人藏ハ所方ニ資産アルモノヲ選  
テ藏宿ヲ申付ケ、以テ收納米ノ收支ヲ委托セシナリト云フ、(傳説)

寛文十一年辛亥

紀元二千三  
百三十一年

正月

申寅

加賀藩極刑者の子の處分法を定む、

〔御定書之寫〕

覺

跡々如被仰出極罪之者有之、張付に被仰付者之せかれは斬罪且又梟首に被仰

付候者之せかれは、大形命御助可被成候、梟首之儀者其身罪指而重無之候共、其  
所之見せしめのため被仰付事候間、せかれ御助可被成候、乍然親之科により假  
雖爲梟首、其子刎首被仰付儀も可有之候、向後如此可相心得旨、公事場之ものと  
もへ可申付由被仰出候、

寛文十一年亥正月

七月

庚戌

十二日、辛酉加賀藩利波郡を改めて礪波郡と爲し氷見庄を射水郡に併す、

〔憲令要略〕

寛文十一年御觸

- 一 河北郡ハ加賀郡ニ改候事
  - 一 鹿島郡ハ能登郡ニ改候事
  - 一 利波郡之字、礪波ニ書替候事
  - 一 羽喰郡之字改此羽咋ニ書替候事
  - 一 氷見庄ハ射水郡之内ニ成候事、
- 右之通相究候間、向後被得其意、御裁許中へ可有御申觸候以上、

